

## 目次

- 巻頭エッセイ「定年・退職に思わぬ落とし穴～最新治療と自己決定」  
……………森川 貞夫 1

### 特集—非営利・協同と労働—

- 「労働政策の転換と非営利・協同セクターの役割」……………柳沢 敏勝 2  
○「生協事業構造再編と労働力構成の変容」……………田中 秀樹 7  
○「韓国の介護保険制度と市民社会（NPO・NGO、労働組合）(上)」  
……………秋葉 武 15

- 「都立駒込病院PFIの問題点」……………大川 英昭 20

- 2006年度研究助成「京都地域における大学生協の歴史的研究」  
……………井上 英之 23

- 翻訳 ILO報告文書(2009.10)「トルコの社会的経済または『サード  
セクター』—社会的脆弱性を減らし、セーフティネットとディーセン  
トな仕事作りによる社会的責任の推進—」…石塚 秀雄、竹野ユキコ 34

- 社会福祉と医療政策・100話（46—50話）「10 第2次大戦と医療」  
……………野村 拓 40

- 書評 佐藤貴美子『われら青春の時』……………早川 純午 46

- 「医療産業における労働力②ドイツの医療労働従事者(2008)」  
……………石塚 秀雄 48

- 事務局ニュース……………6、39、61

- バックナンバー……………45、56

## 定年・退職に思わぬ落とし穴 ～最新治療と自己決定

森川 貞夫

私はこの3月末でもって48年間の教員生活を終えました。「健康で元気だけが取り柄」だと自負していた私ですが、3月に入ってから退職後の健康問題の安心のためと思って某医大病院に出かけたところ、前立腺ガンの判定に使われるPSA検査でひっかかってしまいました。以前からマーカー値が4で「要観察」ではあったのですが、MRIやCT検査ではガンではないと言われていて油断していたのです。ですからただちに生体検査の必要とそのために血液検査その他を受けることになり、びっくりしたわけです。

ところが血液検査で糖尿の方が怪しいということで即座に糖尿内科に回され、即日、「これはりっぱな糖尿病です」と宣告されました。そこで1日1600カロリーの食事療法と血糖を下げる薬の服用、さらに栄養管理士からは1週間の食事内容の書き出しで栄養指導を受けました。放っておくと目がやられ、足も切断することになるからという「脅し」が効いたせいか、体重も5キロ減に成功し、1カ月後の診察では「完璧です」と太鼓判を押されたものの、「このまま後2カ月続けてください」ということで今なお食事療法と薬を続けています。体重はさらに減って2ヶ月で7キロ減ですし、酒も一切飲まない生活が続いています。

問題は前立腺の方です。生体検査の結果、8カ所中すべてにガン細胞が見つかり、ここでも前立腺ガンと判定され、「全摘手術をしましょう」と宣告されたわけです。そこから私の悩ましい状況が続きます。ネット検索では「小線源治療」だとかホルモン治療などもあることがわかったのですが、子どもたちからも「セカンドオピニオンをせよ」といわれながらも私の世代ではこれまでの「信義」上、おいそれと他の病院で診て貰います

とはなかなか言えないのです。

「ガン」と判定されてから約2週間、やっとの思いで他のところで診てもらいたいというと、主治医は実にあっさりと「どうぞ」と言って紹介状を書いてくれました。連休前に姪が勤めている病院の泌尿器科で診て貰いましたが、そこでは前の医師の見立てどおり「全摘手術」でよろしいのではということでした。しかし「痛くない腹」は切られたくないという思いもあり、そこからまた別の某大学付属病院に行くことになったわけです。

最新治療をやっているというその病院の医師は「私の考えでは切るよりもホルモン療法と放射線治療を選びますが」と言われ、ホルモン療法と重粒子線治療の併用がいいのではないかとということでした。

この最新治療は保険がきかず300万円ぐらいかかるというのですね。新聞に出ていた「高額医療費問題」に「金の切れ目が命の切れ目」という記事が頭をかすめました。私の場合は全摘手術であれば保険適用だから問題無いのではないかとわれそうですが、やはり良い治療法があるというのにそれがお金のせいで受けられないのは納得できないのです。おまけに30数年かけ続けたガン保険を新・ガン保険に更新したのに、これも適用外ではまるで詐欺ではないでしょうか。

こうなると「健康で元気だけが取り柄」だという私の自負も誇りもとっくに消え去り、最終的には「自己決定」しなければならない悩ましいところに今私は立っています。

(もりかわ さだお、市民スポーツ&文化研究所代表、日本体育大学名誉教授)

# 労働政策の転換と非営利・協同セクターの役割

柳沢 敏勝

## 1. 高齢者雇用政策の陰で進行する若年者雇用の悪化

2013年に実施される65歳までの継続雇用の義務化は、足早に進むわが国の高齢化を見据えた労働政策であり、年金支給開始年齢の65歳繰り延べにあわせた施策である。だがしかし、この高齢者雇用政策の陰で、静かに、ある深刻な社会問題が進んでいる。若年者雇用の悪化である。しかも、この問題が将来社会に及ぼすであろう影響について、必ずしも国民に共通の危機意識として存在していないところにさらなる課題がある。

16-24歳層の雇用は、1996年以降、急激に悪化している。たとえば、この年齢層の労働力率は男女ともおおよそ45%であるが、その内、非正規雇用は男性26.7%、女性35.7%である（2007年「労働力調査」）。またこの年齢層の失業率は男性8.3%、女性7.1%となっており、大雑把に言えば、就業を希望している若年層のおおよそ4割弱が、正規雇用のもとで働くことができないでいる。

この年齢層の非正規雇用の割合は、男女合計でも、1991年には9.3%に過ぎなかったが、2007年には33.5%となり、著しく増えている。とくに男性の非正規雇用比率が全年齢層平均の18.3%に比べて8ポイント余りも高いこと、またこの年齢層の失業率が8.3%と最も高いことなど、若者の非正規雇用や失業の問題が深刻化していることがうかがわれる。

しかしながら、今日の若年雇用問題は、バブル崩壊後の長期経済停滞だけでは説明がつかない。景気の悪化をひとつの要因としつつも、実は、別の事態が進んでいたのである。中等教育新卒採用の激減であった。景気後退による雇用の悪化は景気の回復とともに改善されるが、高卒採用激減の理由は別なところがあり、その事態はかなり深刻である。経営環境の激変、とりわけ経済のグローバル化のもとで、時間をかけて人材の育成をする

というかつての手法が通用しなくなっていることの表れである。

若年層（就学者を含む）の5～6人に1人、就業希望者（労働力人口595万人、2008年「労働力調査」）の4割弱が正規従業員として働くことができないか失業しているという状態は、10年後、20年後の社会を暗澹たるものとして描くことになる。なぜなら、非正規雇用から正規雇用への転換が難しいのがこれまでの日本の労働市場の経験だったからである。この年齢層の多くが非正規のまま加齢していくとするならば、これまでに経験をしたことのない新たな事態の出現となる。あるいはすでにそうなっていると言っているのかもしれない。これまでの経験を覆し、新たな事態に対処するためには、労働政策上の抜本的な対策が求められている。

また、2008年国税庁民間給与実態調査によれば20-24歳層の平均年収が男264万円、女232万円となっているが、これは就業できている者の値である。若年雇用の非正規化の進行は低収入層が増大することを意味する。若年の低収入層が増えれば増えるほど、貧困層が増えるとともに、保険料の拠出をむずかしくさせ、社会保険制度の維持に大きな影響を与えかねない。つまり、若年雇用問題の質的量的悪化は、若者の近未来展望を閉じさせるだけでなく、将来社会を支える動機すら失わせる、という社会不安を生み出すのであり、この意味でも政治的な対応が求められている。

## 2. ワーキングプア問題にみる労働組合の社会的責任

他方、若者の雇用問題の深刻さに加え、ワーキングプア問題も社会の再生産に重大な懸念材料となっている。たとえば、2007年の年収200万円未満の雇用者は1882万人にも上り、雇用者総数5727万人の33%に相当する（総務省「就業構造基本調

査])。よく指摘されているように、雇用の非正規化が大きな要因である。同調査によれば、2007年の非正規雇用の割合が男19.9%、女55.2%である。この数字は、バブル経済が崩壊した1991年の男9.9%、女39.1%に比べて大きな変化であり、労働市場のありようが根本的に変わったことを物語っている。

総務省の同調査では2007年のワーキングプアの規模が675万世帯だとしているが、この調査で確認できるだけでも、年収200万円未満の世帯は1千万を超えている。また、300万円未満の世帯は全体の33%を占めている。厚生省の調べ（2008年「国民生活基礎調査」）でも、1世帯当たりの平均年収は556万円余りで、この平均年収に届かない世帯が61%（約2900万世帯）にまで達する。貧困率は15.7%にも及ぶと計算され、OECD30カ国平均の10.6%をはるかに上回り、貧困者が多く、ワースト4の状態にある。

OECDの見通し（2009年）によれば、日本ではワーキングプアが貧困層の80%を占めている。非正規化の進展で、働けど働けど収入が増えない、高齢社会を支えなければならぬのに社会保険料の拠出すらままならない。このように、劇的に進む雇用の非正規化により、急速な人口の高齢化にもかかわらず、社会保険制度の根幹それ自体が危うい事態になっている。

このような状態は、過去20年間に労働市場で起こった流動化に社会全体が有効に対処しきれなかったことの証左でもある。たしかに、新自由主義の猛威が吹き荒れてはいたとはいえ、たとえば、労働組合は一体何をしていたのかとの声が響いてきてもおかしくない。だが残念なことに、日本の労働組合組織には限界がある。ナショナルセンターは、企業内組合の産業別の寄り合い所帯であり、企業別に分断される利害関係から自由になることは難しく、社会的広がりを持つ問題への対応には限界がある。したがって、個人加盟型ユニオンに代表される労働者組織が自発的に社会的排除問題に取り組み始めたきっかけには、企業内組合の限界が大きく作用していた。その結果、初期段階であり決して規模が大きいとはいえないにせよ、社会に埋もれたニーズに対応するための取り組みが自然発生的に生まれている。というよりも、これ

らの問題に取り組まざるを得ない状況に人々が追い込まれていると言った方が正確である。

しかしながら、社会的責任論は企業の専売特許ではないのであり、社会的存在としての労働組合の社会的責任（USR）を問わず放置したままでいいはずもない。若者や非正規労働者は、孤立させられた弱き存在である。新自由主義旋風のもとで、社会的に排除された人々である。そうであればこそ、とりわけ、ナショナルセンターは、新自由主義のもとで進められた労働市場の流動化とは対照的な近未来社会像を描き出す能力が問われているのであり、労働者を代表する立場から、若者が希望をもって働くことができる環境や仕組みを生み出す社会的責任が問われている。

### 3. 社会的企業が問いかける労働のあり方

若年労働力の非正規化の増大、ワーキングプアの拡がりに有効な対策をとろうにも、経済成長路線以外にモデルをもたなかったところに、わが社会の今日の深刻さがある。言い換えれば、労働組合にせよ、行政にせよ、経済成長が社会問題の多くを吸収してしまうという経験に安住してきたがために、これらの問題を解決する術を考えないできたのであり、その安住のツケが今となって世の中全体に回ってきているのである。

若年雇用の非正規化の問題は、職業訓練機会の提供など若干の対応があったとはいえ、モデルなき閉塞的状况のもとで、政策的にはバブル崩壊後20年もの間、放置されてきたに等しい。だが、この20年ほどのヨーロッパの経験に照らせば、現在わが国でも法制化の準備が進められている「協同労働法」がこの問題のひとつの突破口になる可能性が高い。「協同労働法」は、働く者自らが出資して働く場をつくり、経営にも参加するという仕組みを支援する法律である。この協同労働が、自らの目的の中に、社会への貢献、コミュニティの利益のための事業という視点を組み入れることができるならば、後述のように、日本においても立派に社会的企業が成立すると思われる。

ベルリンの壁が壊され東西冷戦構造が崩壊するという局面、および新自由主義旋風によって風前

の灯となってしまった福祉国家を目の前にしたヨーロッパ諸国では、1990年代以降、新たなパラダイムに対応すべく、新しい働き方を支援するための法律が次々と制定された。嚆矢はイタリアの「社会的協同組合法」であり、1991年の制定であった。その後、「社会的目的を持った会社法」（ベルギー、1995年）、「社会的連帯協同組合法」（ポルトガル、1998年）、「有限責任社会的協同組合法」（ギリシャ、1999年）、「社会的共通益のための協同組合法」（フランス、2002年）、「コミュニティの利益のための会社法」（イギリス、2005年）が制定された。

これらに共通しているのは、社会貢献を目的とする事業組織を支援する法律、という点である。社会に貢献することを第1の目的として設立される事業組織は、今日では概ね、社会的企業と呼ばれるようになってきている。イギリスの「コミュニティ利益会社法」も社会的企業を支援する法律であり、この法律を制定する過程で行われた調査(2005年)によれば、同国ではすでに1万5千社に及ぶ社会的企業の存在が確認されていた。

では何が、社会的企業なのか。ボルザガたちが行ったEU各国調査の際に示した指標が参考になる(柳沢他訳ボルザガ他著『社会的企業』日本経済評論社、2004年)。彼らが提示した指標は2つに分類され、それらがさらに9つに細分化されている。社会的企業と確認するうえでの指標は、大きくは社会的指標と経済的基準とである。

社会的指標は5つの指標に細分される。「コミュニティへの貢献」を第一に重視し、この目的を達成するために、「市民による設立」と「出資に依存しない意思決定」を原則にする。そして、事業の運営には「ステークホルダーの参加」を前提とするが、営利目的ではないがゆえに「利益分配の制限」を設ける、とするものである。つまり、コミュニティへの貢献や、コミュニティとの連携が最も重視される事業のあり方である。

他方、社会的企業たる経済的基準には4つが挙げられている。責任を持ってコミュニティに貢献するためには、「財・サービスの継続的提供」をしなければならない。しかし、それを実行するうえで、行政等、他機関から「高度に自立」している必要があり、そうであるがゆえにこそ「経済的リスク」を引き受ける覚悟が求められている。ま

た、効果的なマネジメントを行うためには「有償労働」の活用も重要なポイントである。つまり、コミュニティに貢献するためには、補助金に頼るのではなく、独り立ちして継続的に事業展開することが鍵となっている。

社会的企業の姿をこのように描くことができる。その大きな特徴は、ボランティア労働やヒューマンネットワークなどといった社会的資本を動員する力と、リスク引き受けを前提とした専門的なマネジメント力とにあり、従来型のボランティア組織、慈善事業とは一線を画している。とはいえ、利益優先ではなく、コミュニティの利益のために事業を継続することを前提とする社会的企業では、働く人々の間で、内面的報酬が重視されることが多い。もちろん、金銭報酬をはじめとする労働条件が軽視されていいはずもない。しかし、自己実現のためには社会貢献という内面的報酬が重要な意味をもつ場合があることも私たちは知っておいた方がいい。

フレキシキュリティや「1.5稼ぎ」など、新たな働き方を社会全体で模索するオランダ・モデルでも分かるように、フルタイム、パートタイム、有償労働、無償労働など、多様な働き方があるだけでなく、それらのいろいろな組み合わせもある。要は、新自由主義的な労働市場の流動化ではなく、働く人々自らのニーズに即してこれらの組み合わせを選択できるような社会の基盤をどのようにつくり出すことができるか、その際いかにフルタイム労働原理主義から脱却できるか、その能力が私たちに問われているのである。

## 4. 「コミュニティ・トランスポート」の示唆

イギリスのコミュニティ・トランスポート(Community Transport; 以下CTと略。)は地元密着型の「地域の足」サービスとでも訳した方が分かりやすい概念であるが、そのネットワークは、1980年半ば以降強引に推し進められたバス事業民営化への草の根の対抗措置から生まれた。民営化によって多くの路線が削減されたため、CTの出発点のほとんどは、公共交通から社会的に排除された人々の困難に対する自発的な取り組みであっ

た。

いくつか例を挙げよう。ロンドン東部にあるハックニー地区は貧困者の多い所であるが、この地域をベースとして公共交通サービスの間隙を埋める事業を展開しているのがハックニー・コミュニティ・トランスポート（HCT）である。1982年に設立されたHCTには300人を超える有給のドライバーと50人以上のボランティアが所属し、さまざまな「地域の足」サービスを地域住民、とくに高齢者や障害者などに提供している（2006年）。イギリス全体でも最大規模のCTである。また、ロンドン中心部のチェルシーやケンジントン地区にあるウェストウェイCTは荒廃した地域再生のために行政が中心となって1991年に設立したCTであるが、2009年現在、有給のフルタイム13名、パートタイム37名、ボランティア40名で同様のサービスを提供し、年間140万ポンドの収入を得ている。さらに、ロンドン北部にあるワンズワースCTは、民営化によって足を奪われた老人へのサービス提供のために個人が1983年に始めた事業であるが、2009年現在、有給のフルタイム9名、パートタイム23名、ボランティア60名でサービスを提供し、年間70万ポンドの収入を得ている。

いずれの事業も、ボランティアに代表される社会的資本を動員しているだけでなく、彼らの働く場を失業者の職業訓練の機会ととらえ、積極的に人材育成を行っている点に特徴がある。つまり、「地域の足」ニーズに応えるにとどまることなく、社会的資本の動員や失業対策をも通じてコミュニティの再生を促し地域貢献をしようとしているのである。こうした実践例には、高齢化が急速に進む日本での社会的なニーズへの応答と若年雇用問題とを同時的に解決する糸口が隠されている。

各地に散在するCTは全国組織としてコミュニティ・トランスポート・アソシエーション（CTA）を組織している。2006年のCTA資料では、加盟団体が1,339であった。これらのCTが提供するサービスの利用者は、多くが高齢者、障害者、コミュニティ・グループであり、その数は年間、実に約350万人にのぼっていた。ただ、政府のサードセクター支援の拡大とともに急速に事業が拡大しているのが現状であり、それに伴って、事業運営やドライバーに関わる法律の整備が進め

られている。ロンドンだけでも全部で26のCTがあり、各CTでそれぞれ約150人の有償・無償の人々が、フルタイム、パートタイムで働いている（2009年CTAロンドン事務所）。

## 5. 「新たな公共」が求める政策の転換

最近の総選挙で第二党となり下野することになったイギリス労働党ではあるが、1997年に政権の座について以降、一貫して、市場原理を活用した経済成長と社会的公正との両立を目指す「第3の道」を追い求めてきた。そのイギリス政府が、2006年に、内閣府にサードセクター局を設置した。貿易産業省内に設置されていた社会的企業ユニット（2002年）と内務省のコミュニティ活性化局（1999年）とを統合して新たに設置した部局であり、専任のサードセクター担当大臣が任命されている。

公共セクターとも民間セクターとも違う、第3の極としてのサードセクターは、民間ではあるが非営利を原則とするセクターであり、新たな公共を担う非営利民間セクターと言い換えることができる。わが国では、非営利・協同セクターと呼ばれることが多い。公共セクターと民間セクターに非営利民間セクターを組み込んだ社会経済システムを構築できなければ近未来社会の設計が困難であるとの認識が、労働党政権にサードセクター局をつくらせ、コミュニティ利益会社法を制定させたのである。公共セクターに民間の営利原則を持ち込むだけの日本型「第3セクター」とは、言葉は同じでも意味がまったく異なる。

大きな政府を肯定的に捉える側には、公共セクターに市場原理を持ち込むものと批判する向きも一部にはある。しかし、サードセクター組織は、社会に役立つことを第一の使命と受け止めて、公共セクターによる官僚主義的画一的な社会サービスの提供に代わって、非営利・協同を大原則に、コミュニティに内在するさまざまなニーズや社会的排除問題に対処しようとしている。つまり、新たな公共の顕現とその担い手の登場である。大局的に捉えるならば、従来の認識枠組みであった公共セクターと民間セクターという二項把握に代わって、第3の極としてのサードセクターの存在意

義を認め、3つのセクターを組み合わせることによって、現在の困難を切り拓こうとする議論である。

サードセクター局の設置や社会的企業支援法の制定は、いうまでもなく、サードセクターで働く人々の支援につながっていくことになる。翻って、わが国では、介護という社会的に有用な労働が、たとえば介護保険という狭い枠組みの中に押し込められ、低賃金低労働条件にあえぐ結果を招いている。助けようとする人についても助けられる人についても、基本は個人の自助努力に委ねるといって市場経済型の発想しかもたない労働政策や福祉政策の偏り、あるいは貧弱さゆえである。介護保

険制度を行政や民間の寄付、ボランティア、共益組織などで重層的に支援することへの政策的な転換、あるいは社会的企業での労働に若者を誘導できるような労働政策への発想の転換をはかれば、日本でももっとふくよかなで関係性の豊かな働き場がつかれる。とはいえ、急ぎ足の高齢化の下では、労働政策や福祉政策の転換もまったなしでもある。

(小稿は平成21年度～23年度科学研究費補助金基盤研究(C)の研究成果の一部である。)

(やなぎさわ としかつ、明治大学副学長・商学部教授)

## 【事務局ニュース】1・会員募集と定期購読のご案内

**会員募集** 「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所いのちとくらし」の会員を募集しています。会員には正会員(個人・団体)と賛助会員(個人・団体)があり、入会金・年会費は以下のようになっています。また、機関誌『いのちとくらし研究所報』を追加購入される場合、会員価格でお求めいただけます。なお会員への機関誌送付部数は、団体正会員1口5部、個人正会員1口1部、団体賛助会員1口2部、個人賛助会員1口1部となっています。

### ○会員の種類

- ・正会員(団体、個人)：研究所の行う行事に参加でき、機関誌・研究所ニュースが無料配布され、総会での表決権があります。
- ・賛助会員(団体、個人)：研究所の行う行事に参加でき、機関誌・研究所ニュースが無料配布されます。

### ○会費(年会費)

	区 分	適 用	入会金	年会費(-口)
正会員	団体会員	団体・法人	10,000円	100,000円
	個人会員	個人	1,000円	5,000円
賛助会員	団体会員	団体・法人	なし	50,000円
	個人会員	個人	なし	3,000円

**定期購読** 機関誌定期購読の申し込みも受け付けています。季刊(年4冊)発行、年間購読の場合は研究所ニュースも送付いたします。また、会員の方には機関誌が送付されますが、会員価格で追加購入もできます。詳細は事務局までお問い合わせください。

- ・1冊のみの場合：  
機関誌代 ¥1,000円+送料
- ・年間購読の場合：  
機関誌年4冊+研究所ニュース+送料  
¥5,000円

# 生協事業構造再編と労働力構成の変容

田中 秀樹

## 1. はじめに

生協の事業構造の特徴を、「組合員のくらしの諸要求を事業へと組織化し、組合員が事業に関与し統制可能な仕組み」とひとまずとらえておこう。ここでの「事業構造」という言葉は、一般消費者とは異なる、協同組合における組合員の存在を意識しており、すなわち、いわば市場を内部化した協同組合独自の事業の仕組みを示す概念として用いている。スーパーなどの流通企業における消費者の位置は、単なる顧客として、市場を介した商品選択権の行使として企業活動に制約を与えうるに過ぎないが、生協の組合員は、生協の出資者であると同時に利用者・運営者として、生協の事業活動に直接的人格的に関与が可能であり、ここでは市場は内部化されている。生協においては、共同購入事業に典型的にみられるように、班という組合員組織が同時に事業組織として機能しているのであり、組合員組織と事業組織は切り離しがたい。

こうした生協独自の事業構造は、組合員の商品への関わり（商品活動）を軸とした、組合員と専門家（生協労働者）との「対話の構造」ととらえ直すことができる<sup>1</sup>。そして、「対話の構造」とは、出発点である組合員のくらしの中での購買労働を基礎とし、組合員の購買労働と、その社会化形態としての生協労働者の専門労働との補完・分業のあり方、すなわち協働関係のことである。このように生協の事業構造を、生協労働編成の特徴からとらえ直せば、組合員労働とそれをサポートする専門家労働との協働的な「対話」的構造が成立する点に特徴がある。

しかし、生協事業の大規模化とともに、事業の

組合員組織からの乖離が進み、こうした「対話の構造」が成立しがたくなりつつある。生協の企業的成熟とともに、生協における経営者機能が自立化し、その指揮の下で事業の遂行にあたる生協労働者が増大し、資本・賃労働関係が成立・拡大し、生協専従者論は衰退し、生協労働者論へとシフトした<sup>2</sup>。そして、生協事業の大規模化の延長線上での、生協における「会社化」（＝脱協同組合化）<sup>3</sup>の進展は、事業の子会社化や外部委託を進め、生協労働力構成を複雑化すると同時に、組合員の「顧客化」、すなわち組合員を「売る」対象と見なす姿勢の強まりとして現れつつあり、事業における「対話の構造」は大きく後退しつつある。

小論では、生協事業構造再編の現段階の特徴をまず概観し、次に、外部委託化が進む中での生協労働力構成の変容の実態把握に努め、最後に、「対話の構造」の再建の展望を簡単に述べることにする。

## 2. 生協事業構造の再編

### （1）業態転換と事業構造再編

現在の地域生協の発展は、共同購入事業の発展によってもたらされたものである。図1に示したように1980年代から90年代前半にかけて、共同購入事業が急速拡大し、地域生協運動の発展へと結びついた。その組合員像の中核は、商品の安全性に敏感な「子育て期の専業主婦」であり、コープ商品への結集力を武器に、班を基礎とした単品結集型で、日本生協連合会（日生協）という卸売連合会の商品開発に依拠した共同購入型事業構造を成立させた。いわば、共同購入班を基礎とする「貧弱な単協商品部+強力な卸売連合会」という事業

1 拙稿「生協の大規模化と事業構造」『消費者の生協からの転換』日本経済評論社、1998。

2 拙稿「生活協同組合労働と生協労働者」『現代生協論の課題と展望』日本生協連合会、1990。

3 協同組合の「会社化」については、拙稿「協同組合の『会社化』—動向と論点—」『地域づくりと協同組合運動』大月書店、2008。

構造である。80年代には、以前の班ごとの注文用紙回覧、注文・代金集約から、個人別カタログ、OCR用紙による個人別注文、翌週配達、銀行代金決済といった共同購入事業のシステム化が進み、組合員拡大に貢献した。しかし、図1にみるように、97年以降、共同購入は衰退に向かい、次第に個配事業に取って代わられつつある。共同購入から個配への「業態転換」<sup>4</sup>と、「店舗事業の本格的確立」が生協の事業課題となったのが、90年代後半以降である。

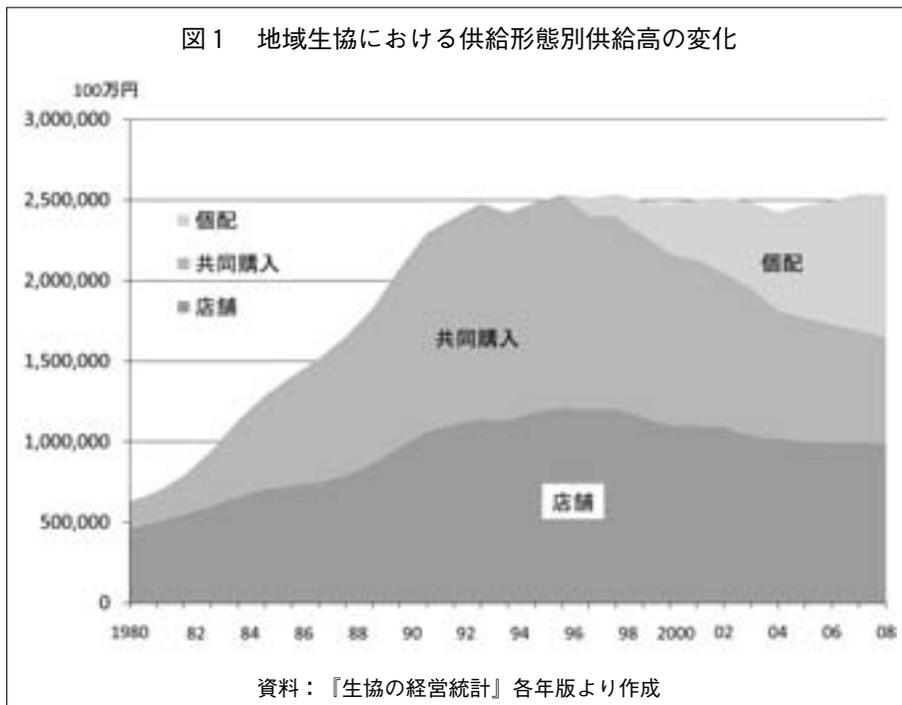
店舗事業の確立は、事業連合の形成をともなった。事業連合の結成は90年代以降であり、地域によって特徴は異なるが、日生協と首都圏域のコープネット事業連合が一体となって進めつつあるのが、スーパーマーケット（SM）・リージョナルチェーンとしての生協店舗事業の確立である。県域では店舗事業展開には規模が小さいため事業連合を結成し、商品開発から店舗運営を事業連合で行い、さらには、事業連合規模での単協合併へと

進みつつある<sup>5</sup>。まさにSMチェーン型生協モデルの誕生であるが、それは日生協の機能再編をともっており、先に見た共同購入型事業構造から、店舗型のそれへの転換（県域を越えたSMチェーン型生協+SMチェーン全国本部としての日生協—中央会機能分離）として進みつつある。しかし、このモデルが首都圏を越えて、どこまで展開可能かは疑問である。

また、介護保険の開始とともに、生協の福祉事業が活発化し、日生協は福祉事業を、購買、共済に次ぐ「第3の事業」と位置づけた。これにともないヘルパー職など福祉分野の生協労働者も拡大し、購買事業とは別立ての福祉専門職雇用制度の導入も始まっている。

## （2）組合員の質的变化と生協事業構造再編

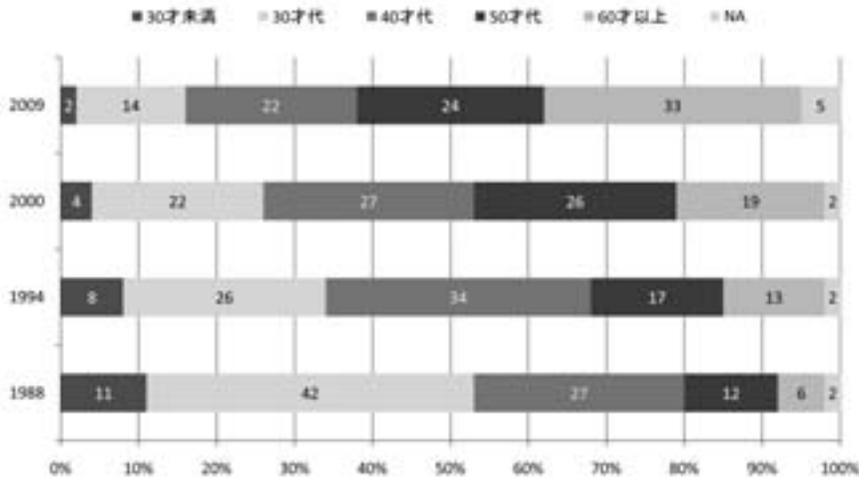
こうした共同購入から個配への業態転換、店舗事業の確立の背景には、地域生協組合員の質的变化がある。図2のように、組合員の年齢構成は、



4 田代洋一『混迷する農政協同する地域』筑波書房、2009、p.154。

5 コープとうきょう、さいたま、ちばの3生協の2013年を目処とした合併など。「日本経済新聞」2010年3月20日。

図2 生協組合員の年齢の変化



資料：日生協『全国生協組合員意識調査』各年版より作成

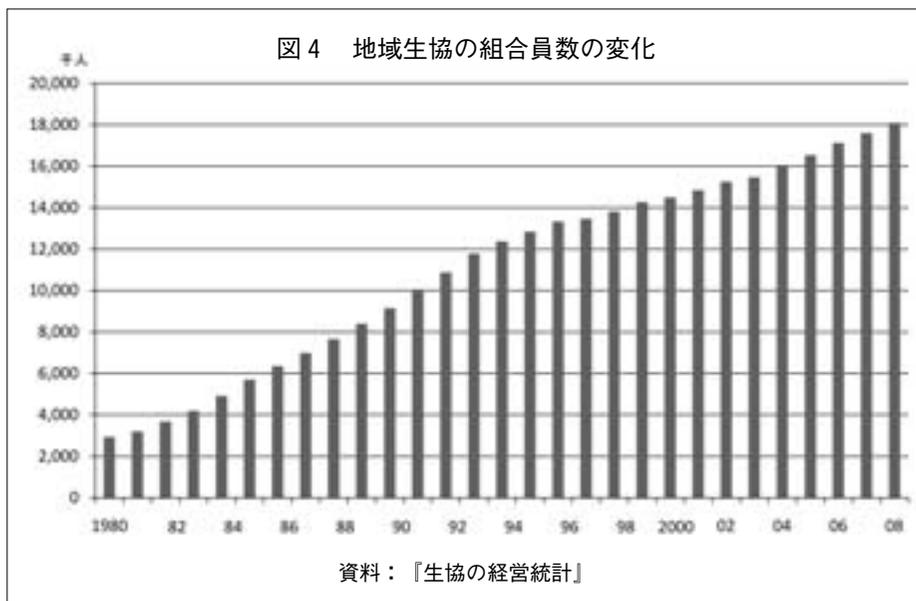
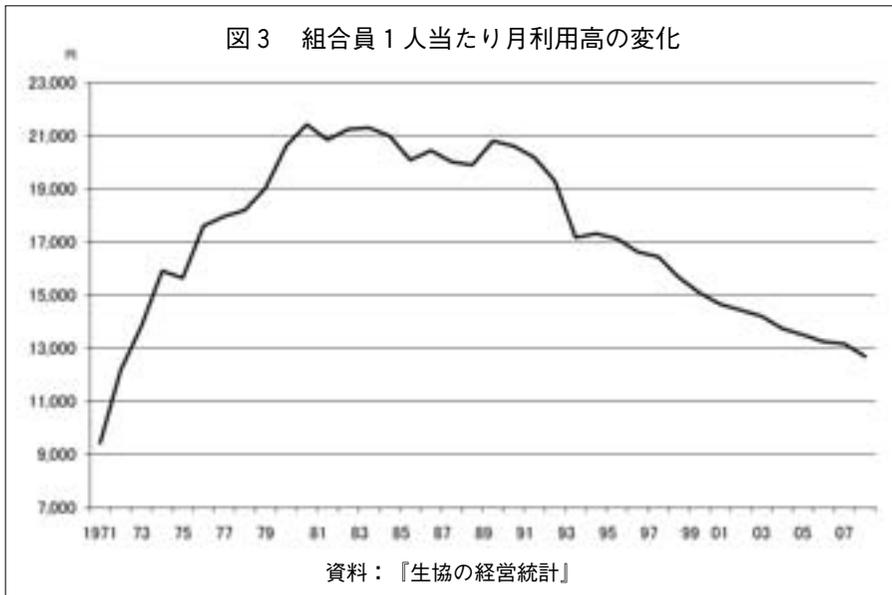
かつての「子育て期」から中高年層へとシフトし（1988年「50才未満」8割→09年「50才以上」約6割）、同時に、図は省略するが、家族構成も二世世代家族の割合が減少し、「夫婦のみ」家族や単身者が増加している（88年二世世代家族67%、「夫婦のみ」9%、単身者1%→09年はそれぞれ51%、25%、6%）。また、働く組合員が増加し、「無職」（専業主婦）は88年の50%から09年の46%に減少した。ちなみに共同購入利用組合員にすれば、78年調査では約6割が無職であった。こうして、単品結集型の共同購入事業の発展と結びついた「子育て期の専業主婦」という同質的組合員像は後退し、「働く中高年層」が中心となると共に、より異質な組合員階層とばらけた購買要求が増加し、そこでは班ではなく個配という宅配システムが支持されるようになる。

組合員層の中高年化は、加齢に加え家族人数も減少することとなり、組合員1人当たり月利用高の減少に直結する。図3に示した1人当たり月利用高の1990年代における急減の大きな要因はこれであろう。しかし実は、図3においてもうひとつ注目すべきは、81年をピークに、すでに80年代には組合員利用高が停滞局面に入っていることである。つまり、生協事業の組合員生活への内包的浸透は、すでに80年代初頭には壁にぶつかっており、その後は組合員の外延的拡大による事業拡大であ

ること、換言すれば「質的發展なき量的拡大」である。地域生協の組合員数は、80年の292万人から08年の1,810万人へと、まさに量的拡大を遂げた（図4）。しかし、こうした組合員の量的拡大による事業成長も90年代後半には頭打ちとなり（図1）、組合員は増えても1人当たり利用高が急減することにより供給高の停滞が続いている。

1980年代の事業成長は共同購入の伸びによるところが大きい。その宅配システム化および組合員階層の変化とともに、共同購入事業への組合員労働の関与は減少、すなわち共同購入事業の効率性は低下し、その事業拡大は生協労働者の増加によって支えられることになる。図5にみるように、地域生協の常勤者1人当たり月事業高は80年代にはどうか伸びを示したが、90年代以降は停滞から減少傾向となり、事業の伸びは常勤者の増加に支えられることになる。こうして増加した生協労働者が人件費を押し上げ、そのコスト削減が課題となる。

以上のように、1990年代後半以降において、地域生協の共同購入から個配への業態転換とSM店舗業態開発がはじまり、それとともに生協事業構造も再編されつつある。全体として生協組合員意識や組合員活動は後退し、バラバラの消費者として生協を利用する「消費者の生協」への後退が進行し、同時に、生協労働者の商業労働者化が実態



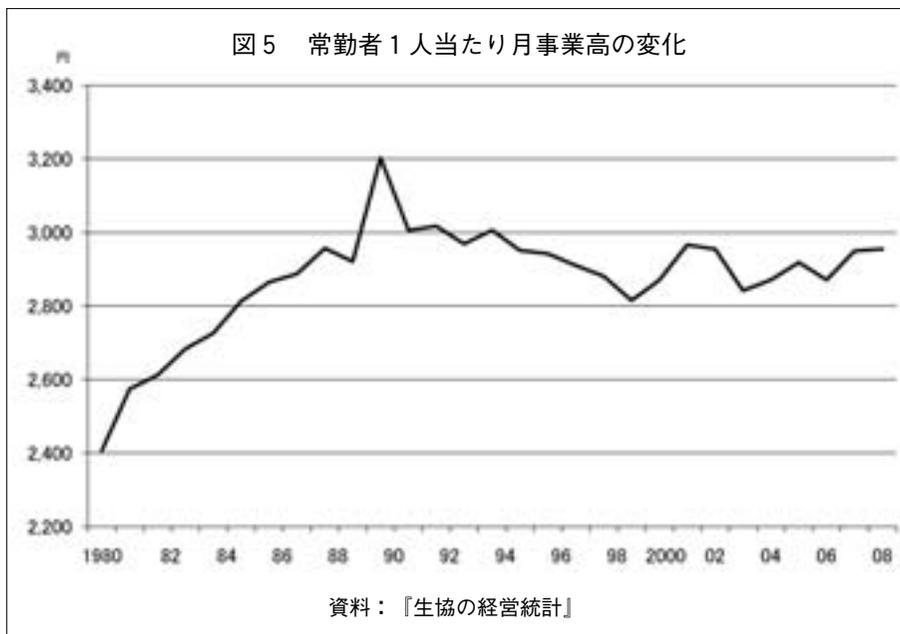
化する。

### 3. 生協労働力構成の変容

さて、以上の地域生協の事業構造再編を労働力構成の変化からみるのが本節の課題である。まず正規労働者からパート労働者への転換が進み(図6)、1993年には正規とパート(正規換算)の人数が逆転し、96年以降は正規労働者数が減少する局面を迎える。さらに99年以降は全体としての生

協職員数も減少し始める。図7に地域生協における労働分配率(人件費÷事業総剰余金×100)の変化を示したが、98年以降の労働分配率の急落はこうした正規労働者減によるパート労働者化と、全体としての生協職員数の減少によるものであろう。こうして生協事業の中心的な担い手はパート労働者となり、「パートの戦力化」を含む人事制度再編が進み、正規とパートの役割分担も再編されることになる。

続いて進行したのが生協事業の外部委託化(ア



ウトソーシング)であり、物流と個配が典型である。物流の外部委託は早くから進んでいたが、個配については、共同購入に比べた配達効率の低さからの人件費増を避けるため、運送会社等への外部委託が導入され、次第に広まるようになった。そして、班配達にも外部委託が浸透し始めている。2009年の日生協調査による個配(一部班配達も含む)の外部委託は、回答83生協中67生協にのぼり(日生協渉外広報部による)、05年53生協(個配トラック4,500台)、08年63生協(6,400台)に比べ次第に増加している。生協労連によれば、生協労働者約12万人(実人数)に対し、外部委託の個配トラックが全国で約7,000から1万台近く走っているとのことであり、物流の外部委託も含め、外部委託労働者が約2万人存在するのではないかとのことである。つまり生協事業の担い手を実人数でみると、正規2.6万人、パート9.2万人、外部委託労働者約2万人となり、外部委託労働者数が正規労働者数に迫りつつある。生協労働力構成は新たな段階に移行し、質的変容を遂げつつある。

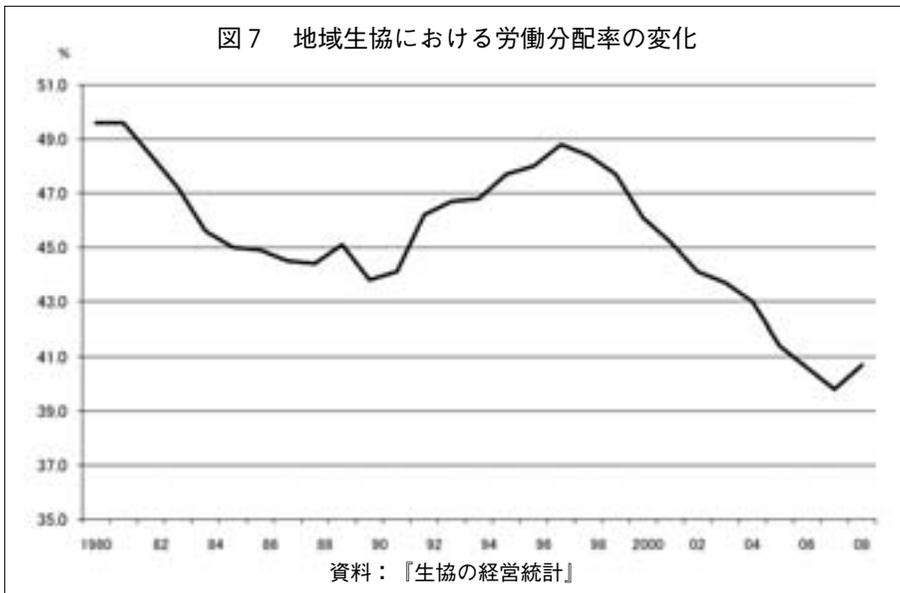
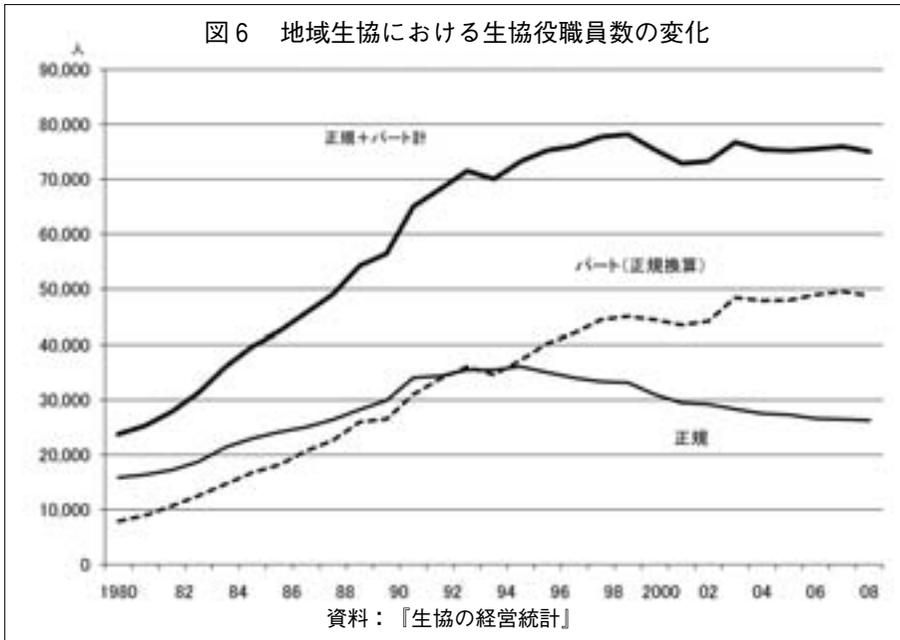
外部委託により人件費は物件費(委託料)となり、労働分配率はさらに低下するが、個配の外部

委託は以下のような問題を含んでいる。全国的には(株)流通サービスや間口陸運が個配や生協物流受託の大手であるが、運送労働の現場は労働条件の悪さと厳しい労働実態から、管理者は30歳代が多く「管理者の教育ができていない」とともに、配達労働者は主に20歳代で、「2~3年で辞めてしまう」ケースが多い<sup>6</sup>。こうして生協の求める管理水準を実現するのは難しく、「委託料の範囲」に収めるため低賃金・低労働条件が蔓延するが、こうした現場の実態を生協経営者が充分につかんでいない。「配達件数が週400カ所を超え、1日100件まわることもあたりまえで、体調を崩しても休めない…」労働実態がある。さらに入札による委託料切り下げ、大手受託会社を元請けとした孫請けもある。

個配は不在の場合も多いが、組合員との接点労働でもあり、組合員拡大や共済の推進、配達員の手作りニュース作成などの「生協運動」課題も「業務」となる。委託業務は配達と注文書の配布・回収等であり、組合員拡大などは委託業務には本来含まれず、「組合員拡大や営業業務、共済の募集加入促進は好ましくない」(日生協対応<sup>7</sup>)のであ

6 全国生協労働組合連合会からの聞き取り、および生協労連の第40回~第42回の「定期大会議案書」による。以下も同様。

7 「生協労連第40回定期大会議案書」p.95。



るが、委託費支払い基準を配送金額や注文書回収枚数に比例させれば、組合員拡大や営業は受託会社の「自社課題」となり「労働者の課題」に転化する。清水が「生協運動課題の『企業による営業課題化』」<sup>8</sup>と指摘した事態が広がりつつある。

以下2つの事例から具体的実態を見ておこう<sup>9</sup>。まず、ユーコープ事業連合による個配委託の再委託化である。全国的には運送会社への直委託が多いが、ユーコープ事業連合では個配元請け業務を管理会社に委託し、複数の孫請けへの再委託を行

8 清水隆「生協労働力構成の変化と生協労働の課題」『現段階の生協事業と生協運動』くらしと協同の研究所、2004。

9 いずれも生協労連と当該労組からの聞き取りおよび「生協労連大会議案書」による。

っている。元請け管理会社は（株）流通サービスであり、同社は1974年に生協物流の受託を開始し、早くも94年には生協個配業務の受託を始め、現在、生協の個配受託の最大手で、1,544台の個配トラックを全国で走らせている（同社HPより）。

ユーコープ事業連合との関係では、同社が個配受託の管理会社となり、複数の孫請け会社に再委託しているが、その1つであるK社で偽装請負問題が発生した。K社は、社員は個人請負事業主と主張するが、実態はK社に雇用された労働者であることを認めさせる裁判を静岡県生協関連一般労組が起こした。業務の請負関係においては労働者への直接的な指示・命令はできず、業務の遂行に必要な「指図・要望」の範囲にとどまるが、「指図・要望」は実態として「指示・命令」となっており偽装請負であるというのが労働組合の主張である。問題は、生協業務の再委託先企業が偽装請負を行っていることと同時に、ユーコープ事業連合からみれば、K社は管理会社下の孫請け会社のひとつであり、生協とは直接関係ないとして、生協が「発生するさまざまな問題について基本的に関与しない立場」をとっていることである。業務委託関係は内部雇用関係では当然なく、本来生協は「口出しできない」、したがって十分な管理が困難であるが、それだけでなく、発生する問題にも関与しようとしな。しかし同時に、組合員拡大等の生協運動課題や営業行為は本来、委託業務に含まれないのにも関わらず、実態は業務命令関係を浸透させ、組合員拡大等も「営業課題化」するという、都合のよい使い分けの実態がある。

次に、大阪いずみ市民生協における子会社化による、個配、店舗事業等の委託拡大の事例である。同生協は2004年に子会社（株）コンシュルジュ（以下C社）を資本金5,000万円で設立し（生協出資割合80%）、物流、個配のみならず店舗業務の委託（他にコールセンター、警備業務等）を行っている。C社の生協との取引額は約32億円（08年度）であり、その多くが同生協の委託料（約28億円・同生協事業報告書の経費明細）である。個配については、すべてC社に委託しており、C社を元請けに、孫請けを含め3社でエリア分担している。班配達は生協本体で行っているが、パート化が進んでおり、正規1人のみのセンターもあると聞く。

注目すべきは店舗運營業務のC社への委託であり、現在の12店舗のうち、小型店6店は生協直営であるが、うち2店が年内に閉店予定であり、残るSM店6店はC社が運營業務を受託している。さらに年内に2店開店予定であり、計8店がC社担当となる。C社設立当初は生協正規職員が出向し店長や部門チーフを担当していたが、現在では、C社正規職員による店長、チーフに代替しつつある。パートはすべてC社採用である。これにともない生協本部の店舗運営部は廃止され責任者が配置されるのみとなった。こうした結果、生協直雇用労働者は子会社設立以前の約2,500名から08年度には1,339名（正規521、パート818：08年事業報告書）となり、当該労組によればパートはさらに450名と半減し、現在、生協直雇用労働者は900名を切っているという。生協事業の多く、それも生協の基幹的業務が直雇用労働者ではなく子会社労働者によって担われる事態の出現であるが、一般生協組合員は子会社社員も同生協のトラック、制服での労働であり、生協職員が働いていると思っている。同生協の08年度の労働分配率29.9%、経常剰余率（経常剰余金÷総供給高×100）は5.5%で全国トップであり、全国の地域生協の経常剰余率が1%を切る状況のなかで、このモデルに魅力を感じる生協もあれば、その普及可能性もある。

日生協は第11次中期計画案で、「委託・パート・正規の労働力構成の適正化」を盛り込むようであるが、そこにおける「適正化」とは、外部委託により人件費の物件費化が進み人件費は減少しても物件費が増加し、トータルコストは下がっていない、という問題意識があるようである。全国的に地域生協の08年度経常剰余金は前年比51.6%と急減し、経常剰余率は0.98%に落ち込み、さらには赤字生協が前年の8生協から28生協へと拡大した（生協労連第42回大会議案書）とのことであり、コスト削減意識が強まっている。

現段階の生協事業の外部委託の問題は、個配や班配達、店舗、あるいはコールセンターという組合員との接点業務、すなわち生協の基幹的中核業務の外部委託化が、十分な議論もなく、なし崩し的に進んでいることである。外部委託された生協中核業務は、組合員との接点に位置し、組合員の

声を直接聴く重要な位置にあるにも関わらず、それらが外部委託会社の「営業課題」として遂行されている。そして孫請けなど委託関係が複雑になれば、生協との距離も遠くなり、あいまいな「指示・命令」関係として生協に都合よく使い分けられながら業務管理水準は後退するだろう。組合員との接点業務は生協労働の専門性に関わる生協中核労働であるが、それを外部委託、すなわち「企業の営業課題化」してよいのであろうか。そして、さらなる問題は、こうした生協業務の外部委託化が進行した背景には、生協労働の専門性の変質、すなわち組合員の生活支援労働（サポートワーク）の販売労働化（＝組合員の顧客化）が深く進んでいることがあるだろう。

## 4. おわりに

現在の地域生協においては、生協の基幹的中核業務さえもが外部委託労働者やパートによって担われるようになっており、外部委託においては企業の営業課題として生協事業が遂行されるに至っている。こうした現段階において、どのような生協らしい事業構造の再建の道筋が描かれるのであろうか？ 3つの相互補完的な道筋を述べてまとめにかえたい。

第1に、生協らしいパートの戦力化、外部委託化の道筋である。まず、生協パートの多くは生協組合員であり、またその事業現場の近くに住む地域住民である。生協の中核業務をパートが担うに至り、「生協らしい業務づくりのためにはもっと主婦の感覚をもつパートを活用すべきだ」という意見、あるいは、「生協の経営状況や方針についての関心」を持つパートも存在している<sup>10</sup>。たとえば、コープみやざき、おおさかパルコープの店舗パートは、ポップを自らの生活感覚あふれる言葉で書き、店の雰囲気を変え、それが組合員の共

感と呼び、パートの主婦感覚、生活感覚を活かし、組合員との交流が進む生協らしい店づくりを進めている。個配においては、ワーカーズコレクティブに配達を委託する例がよく知られているが、これも生協らしい委託の道筋を切り拓きつつあるようだ<sup>11</sup>。

第2に、組合員の顧客化への反省にたった組合員の声を聴く実践の道筋である。組合員の声を「聴く」ということは、組合員が主体であることを再確認し、組合員のくらしを出発点とする事業の仕組みを再構築することである。「売る」ための販売システムでは、組合員との接点は、販売の最末端として単純労働化し、組合員は具体的な顔の見える人から、単なる抽象的な消費者となり、末端の労働者も組合員も、単純化し抽象化するから、数値での評価管理が可能となる。しかし、組合員との接点は、本来、販売の末端ではない。主体は組合員であり、専門家はあくまで主体の援助者であり、聴くことは、耳を澄まして聴く姿勢の確立として、専門家の主体に対する姿勢を示している。生協労働とは、組合員の生活支援労働であるが、組合員の生活と人生に寄り添い共感することなくして、生活支援は困難であろう。

第3に、生協＝購買協同は「大きな協同」であり、規模・地域範囲ともに県域を越えようとしているが、くらしの協同として、より「小さな協同」を購買協同の内部に豊富化する道筋である。とりわけコミュニティレベルでの福祉助け合いのコミュニティ協同が重要であり、福祉クラブ生協やコープしまねの「おたがいさま」の実践から学ぶことができる<sup>12</sup>。こうした小さな協同は大きな協同の潤滑油となり、生協における協同再建の契機となり、第2の組合員の声を聴く実践を補完する。

（たなか ひでき、広島大学大学院生物圏科学研究科）

10 拙稿「生協パート労働者の性格とパートタイマー制度の変革」『生活主体の形成と生活協同組合労働』1998。

11 生活クラブ生協における戸（個）配を担うワーカーズと生協専門労働との関わりなど、以下の記事が興味深い。「戸別配送の担い手・ワーカーズ軸：自立・提携する『協同事業』の主体へ」（277号、2003）、「生協内労働を考える：一流の職場づくりを目標に」（289号、2004）、『社会運動』誌、市民セクター政策機構発行。

12 岡村信秀『生協と地域コミュニティ』日本経済評論社、2008、拙稿「地域における協同の再生と協同組合運動の再建」『にじ』（財）協同組合経営研究所、2009夏号。

# 韓国の介護保険制度と市民社会 (NPO・NGO、労働組合) (上)

秋葉 武

## はじめに

韓国は1997年の「アジア通貨危機」でデフォルト寸前に追い込まれてIMFの管理下に置かれ、その後グローバリゼーションに対応した「構造改革」を実施し続けてきた。改革下で失業の急増等、国民生活は少なからずダメージを受けた。他方、経済についてみれば数年で回復して国際社会を驚かせた。さらに、2008年の「リーマン・ショック」を乗り越えて経済は再び急回復し、現在、韓国企業の国際競争力、そして経済政策に日本のみならず多くの関係者も注目している<sup>1</sup>。

ここ10数年に渡って同国には「新自由主義の風」が吹き荒れ、他方で政府は注目すべき福祉・社会政策を実施してきた。新自由主義、IMF体制は反福祉」という国際社会の常識に反して、金大中政権（1998～2003）、それに続いた盧武鉉政権（2003～2008）は、市民団体と連携をしながら、同国を「福祉国家」にテイクオフ（離陸）させたのである。

同国は10数年前、公的扶助、国民皆年金といった最低限のセーフティネットも十分に整備されていなかった。しかし、金大中政権以降急速に福祉国家を目指し、2008年には「高齢社会」（高齢化率14～20％）に突入する以前の段階で、介護保険制度（韓国では「老人長期療養保険」）をスタートさせた。また、これに関連して2007年アジア初の「社会的企業育成支援法」を施行している。同国の福祉、社会政策はまるで日本のその3倍のスピードで展開されている。しかし、制度に実態が追いついていない状況が、NGO、労働組合といった市民社会からのアピールで顕在化しつつある。

筆者は2010年3月に韓国の国会で開催された市民社会サイド主催のシンポジウム「韓日国際シンポジウム——韓日老人長期療養保険 法・制度の

比較討論会—療養保護士の労働条件を中心に」に招かれ、韓日の介護保険制度に関して議論をした。本稿ではこれらの議論を踏まえて、従来日本ではあまり知られることのなかった、韓国の福祉・社会政策の理想と現実についてふれてみたい<sup>2</sup>。

## 1、韓国の社会保障の歴史

### (1) 軍事政権下における“反福祉国家イデオロギー”

第2次世界大戦が終了し、混乱のなかで1948年に独立した韓国は世界の最貧国の一つだった。同国は1950年の朝鮮戦争で一層疲弊した。その後1961年の軍事クーデターで登場した朴正熙政権（1961～1979）は長期に渡って同国の政策を規定した。朴軍事政権は「北の脅威」への対抗を掲げて、政治的には「反共」、経済的には「開発独裁」の体制を敷いた（秋葉、2009、72頁参照）。国家予算の多くを経済開発に集中させ、成長を達成することで国内の貧困や社会問題を解決するという典型的な「先成長後分配」の政策を実施し、「漢江の奇跡」といわれる経済成長を達成していく。貧しい農村地域においても現金収入の増加による「腹いっぱい食べられる社会」を建設することを目指した<sup>3</sup>。

こうした経済最優先の軍事政権のイデオロギーは1979年に朴が暗殺された後に登場した全斗煥軍事政権（1980～1987）でも受け継がれた。そのため、国家予算に占める福祉予算の割合は1970年代までは10%未満であり、80年代においても10%台に過ぎなかった。福祉国家イデオロギーに内包される「民主主義」の要素は、政権批判にも繋がりがねず軍事政権はそれを「容共」とみなす傾向もあった。そのため、実質的に厳しく制限され、政権の「正統性」を強化する福祉政策のみが実施されてきた。

また、長期に渡って市民団体への国民の寄付が禁止されていた（秋葉、2009、71-72頁参照）。そのため、他の国と異なり、福祉サービスは軍事政権によって特別に認可された民間の「官辺団体」や、さらに民主化闘争を行う一部の市民団体によって細々と展開されていたといつてよい。こうした韓国固有の「反福祉国家」<sup>4</sup>のイデオロギーは87年の民主化以降に登場した軍人出身の盧泰愚政権（1988-1992）、金泳三政権（1993-1997）にも残存していた。

## （2）金大中、盧武鉉政権の登場——「福祉国家」への道——

こうした状況を大きく変えたのが、金大中政権である。「朝鮮戦争以来で最大の国難」といわれた97年の「IMF危機」のなか、金は大統領に着任した。彼は軍事独裁政権下で弾圧され続け、度重なる暗殺未遂に遭いながら開発から取り残された国民への「分配」を主張し続けてきた民主化運動家だった。「自らの政権を「国民の政府」と称したのも、これまで長いあいだ抑圧・排除されてきた階層のための政府になろうという意思の表明であった」（金成垣ほか、2009、5頁）。

金大中は「DJnomics」（Kim Dae-JungのイニシャルDJとeconomicsの造語）といわれる大胆な政策を実施し始める。金政権は金融破綻を招いた官民の癒着を排した「市場経済」と、「民主主義」の両立を目指したのである（キム、2005、5頁参照）。それは1999年の「生産的福祉」という理念に結実していく。具体的には「人権と市民権としての福祉」「仕事を通じての福祉」「社会的連帯としての福祉」という3つの異なる概念を包含したものとされる（株本、2009、19頁参照）。いわば、「国家責任」と「workfare」の並存である。

99年には失業率が10%を上回り、多くの国民がセーフティネットに関心を寄せ始めていた。「空前の危機」に対応して、全国民主労働組合総連盟（民主労総）、参与連帯（参与民主社会市民連帯）、女性団体連合といった多くの有力な市民団体が積極的な働きかけを行い、同政権は99年9月「国民基礎生活保障法」を定めた（姜、2009）。手厚いとはいえないものの初めて普遍的な公的扶助制度を確立し、4大社会保険を全国民に適用し、医療

保険も近代化した（キム、2005参照）。また医療保険の財政悪化や、日本の介護保険制度導入を背景として、将来的な介護保険制度の導入を示唆している。少なくない人々が所得保障制度でかろうじて危機を乗り切った。経済危機以前には福祉に関心の薄かった国民も「福祉国家への道」を受容し始めたといえよう。

そして、金大中に続いた盧武鉉政権下でより踏み込んだ福祉政策が実施されていく。盧政権が登場した2003年、同国の通貨危機は収束して経済成長は再び軌道に乗った。しかしそれは、以前と異なっており「雇用なき成長」であり、膨大な「新貧困層」が生まれていた。日本の「格差」という用語に相当する「両極化」の社会が出現していたのである（秋葉、2009、75頁参照）。

盧武鉉は参加型民主主義を掲げる「参与福祉」という理念を掲げ、「NGO内閣」といわれるほど進歩的なNGO関係者を多数政権に登用した。同国財政は2004年に初めて、経済開発支出を社会保障支出が上回り、同政権は国民基礎生活保障制度をさらに充実させた。反福祉国家イデオロギーが長く続いてきた同国では、各福祉サービスのインフラ水準は極めて低かった。こうした保守的な伝統を打破すべく、進歩的なスタンスに立つ同政権は、政策による急速なサービス拡充を試みる。「保育サービスと介護サービスの拡充は何よりも変化する家族構造（家父長イデオロギーも含む）に対する積極的で予防的な政策アプローチであるといえる。」（李、2009、3頁）。2007年には老人長期療養保険法、障害者差別禁止法等を成立させた（株本、2009、22頁参照）。

他方で、国民基礎生活保障制度や社会保険制度から高齢者、ワーキングプアといった多くの社会的弱者が排除されていることが認知され、既存の福祉制度では対応できない「21世紀型の福祉」を希求する必要がある。NGOは地域で重点的にこれら「新しい貧困」の課題に取り組んだ。その方策として欧州の「社会的企業」に注目し、盧政権の実施する「自活事業」に参入した。政府はこれに関連して「仕事を通じた貧困脱出支援策」として「社会的仕事」の創出事業に取り組んだ。そして2007年、workfareの視点から事業の持続性をより重視した「社会的企業育成法」を施行した<sup>5</sup>。

政府は多くの NGO が社会的企業の担い手となることに期待したのである（秋葉、2009、75-76頁参照）。

## 2、老人長期療養保険（介護保険）制度の概要

### （1）保険制度成立の過程とその特徴

前章のように、進歩的なイデオロギーという側面から、盧武鉉政権は早い段階での法案成立を望んでいたともいえる。日本やドイツが高齢社会を迎えてから介護保険を導入したのとは比べれば、韓国は制度が始まった2008年の高齢化率は10.3%であり、相対的に早期段階における導入といえよう（金成垣ほか、2009、12頁参照）。

政権は2003年、「公的老人療養保障推進企画団」を設置し、高齢者介護の推進に取り組み始めた。日本の旧厚生省に相当する保健福祉部（現・保健福祉家族部）の長官の下に多様な委員会が設置され、議論が重ねられた。モデル事業実施の後に、老人療養保険法案が2006年に提出され、翌2007年4月に法案が国会で可決、7月に制定された。そして、2008年7月から介護保険制度が実施されている（老人長期療養保険制度 HP <http://www.longtermcare.or.kr> 2010/04/20閲覧）。

それでは、同国の介護保険法の成立過程にはどのような特徴があるだろうか。第1に、成立過程のスピードが速いことだろう。2000年に介護保険法が実施された日本では、1989年に、福祉施設の整備とホームヘルプサービスの確保等を意図した「ゴールドプラン」が実施され、高齢社会に突入した94年には「新ゴールドプラン」が始まっている。高齢者介護サービスが一定の基盤整備が進められてきたなかで、自治体とも各種の議論がなされながら、介護保険制度が始まった。他方、韓国では日本を参考にしながら、2005年から短期間でいくつかの市町村でモデル事業を実施しただけで、制度が始まっている（同上）。「モデル事業について、十分に評価する時間的余裕もなく介護保険制度がスタートした」（金貞仁、2009、68頁）といえよう。

第2に、成立過程におけるアクターの関与が限られていたといえよう。高齢化で先行する日本では介護保険法制定に関連して、全国各地の女性団

体、当事者の家族会、生協、労働組合、ワーカーズ・コレクティブ等の在宅福祉 NPO といった多分野の民間団体が高齢者介護に積極的に関与してきた。彼らは成立、施行において市民サイドの意見を反映させるべく活動してきた。また、メディアも法に大きな関心を寄せていた。

他方、韓国で介護保険法制定には、99年の国民基礎生活保障法制定時のような広範な市民社会の積極的な関与はなく、限定的な関与だったといえる。社会的に大きな影響力を持つ労働組合は日本と比べ、高齢者福祉への関心が低い。また、有力な NGO は1 - (2) で触れたように、その資源を緊急性の高い「新しい貧困」の解決に向けた社会的企業といった取り組みに向けていた。同法の制定に積極的な発言をしていた民間団体は、ソウルを中心とした一部の医療・福祉系の労働組合等に限られていた。何より2000年に「高齢化社会」（高齢化率7~14%）に突入した段階の同国では、高齢化が急速に進展しているとはいえ、高齢者介護について多くの国民が危機意識を共有するのは困難ともいえよう。

第3に、ヘルパーといった介護保険サービスの担い手として、自営業等の零細事業者からの参入を奨励した点にある。これには、以下の2つの現象に対する認知が進んだことがあげられよう。まず、同国の就業人口に占める自営業者の多さである。小売業や飲食業等の自営業者は就業人口数の1/3を占め、政府系シンクタンクによれば、彼らの年間平均所得は給与労働者の53.4%に過ぎず、雇用は不安定な状態にある（鄭、2009、40頁）。97年のアジア通貨危機以降、こうした傾向がさらに進んだ。続いて、同国の経済水準と比べての福祉水準の低さがある<sup>6</sup>。そこで進歩的な側面を持つ政権は、低所得者の雇用の受け皿として療養保険制度をはじめとする社会サービス分野を活用することを戦略として位置づけた（同参照）。そのため、後述するように、政府は日本のホームヘルパーに相当する療養保護士の資格を短い教育時間で取得できるものとして、大量の輩出を目指し、不安定雇用の彼らを吸収しようとした。

### （2）制度の特徴

それでは、韓国の老人長期療養保険制度の特徴

を主に日本と比較しながら考察してみよう（図表1参照）。第1に、総じてシンプルな制度となっている。日本が被保険者を年齢で1、2号と分類しているのに対して、韓国は健康保険の加入者<sup>7</sup>としており、分類していない。また、介護認定の等級も現在、日本が7段階なのに対して、同国は3段階である。さらに、日本独特のケアマネジャー（介護支援専門員）の制度導入の検討はあったものの、認定が比較的シンプルなこと、日本でケアマネジャーの中立性に関して問題が顕在化したこともあって（金貞仁、2009、75頁）、韓国はそれを採用しなかった。

第2に、財政的な抑制方針が日本より一層強いことである。日本より高い本人負担率（2割（施設）、1.5割（在宅））や、税（国庫負担）よりも保険料に依存した費用負担となっている。また要介護認定の基準も日本よりはるかに厳しく、例えば日本の要介護1と同等の状態では、同国では認定を受けられない。この背景には、政府が日本より少子高齢化のスピードが早く、今後財政が急増していくという認識があり、それに対応したともいえる。それだけでなく、上述した97年の「IMF危機」のトラウマ、つまり国家財政が破綻に瀕した体験は政府に強く共有されている。また、後述するように日本に比べて、総じて韓国国民は福祉の負担増に対して抵抗が強い。財政的な制約が一層強いなかで、保険制度が開始されたといえるだろう。

第3に、中央集権的な傾向がある。日本では保険者が各自治体であるのに対して韓国では診療報酬の支払いと健康保険料の徴収を行っている国民健康保険福祉公団が唯一の保険者となっている。これは市町村間の財政格差が顕著で、また制度で先行した日本の市町村間でみられる、保険料の差異が一部住民の不満を高めていることを「教訓」として、保険料を統一したともいえる（金貞仁、2009、69頁）。そのため、同公団の職員が、日本のケアマネジャーの一部業務であるケアプラン作成を行うことになる。ただし、日本と比較してみると、保険者の地域の社会資源への関心の欠如、モニタリング、評価の役割の不在、という傾向があり、後述するように深刻な問題を引き起こしている。

第4に、介護サービスにおけるインフォーマル性も残存し、介護ヘルパーの専門性への評価が日本より一層低いということがある。制度の理念は「脱家族化」「社会化」であるものの、後述するように、少なくない国民は介護ヘルパーと家政婦の役割の差異を明確に認知していない。また、サービスのインフラが不十分なこともあって現金給付のニーズは根強い。家族療養費として、過疎地を中心に家族の介護者に現金が支給されるようになった。また、療養病院費として、老人専門病院および老人療養病院に入院した要介護者への付き添い手当が支給される<sup>8</sup>。

図表1 日韓の介護保険制度

	日本	韓国
制度の名称	介護保険	老人長期療養保険
施行時期	2000年	2008年
財源	保険料、税（国庫負担）および自己負担	保険料、税（国庫負担）および自己負担
自己負担率	1割	2割（施設） 1.5割（在宅）
費用負担率	保険料50% 国 20%（施設）、25%（在宅） 都道府県 17.5%（施設）、12.5%（在宅） 市町村 12.5%	保険料 20% プラス医療給与受給権者の長期療養給付費
保険者	市町村及び特別区	国民健康福祉公団
被保険者	第1号65歳以上 第2号40～64歳	健康保険の被保険者
保険料	全国平均 月額4160円（第1号）	健康保険料額の4.78%
等級	要支援1～2 要介護1～5	3～1等級
等級の判定	介護認定審査会（市町村単位で設置）	長期療養等級判定委員会（健康福祉公団と自治体が設置）
現金給付	なし	あり
介護支援専門員（ケアマネジャー）	あり	なし

（出所）老人長期療養保険制度 HP <http://www.longtermcare.or.kr> 2010/04/20閲覧 及び 2010年3月16日シンポジウム「韓日老人長期療養保険 法・制度の比較討論会—療養保護士の労働条件を中心に」報告資料より作成

## ・引用参考文献

秋葉武 (2009) 「韓国における市民社会と社会的企業の生成」、『協同組合経営研究誌 にじ』627号、65-79頁。

株本千鶴 (2009) 「金大中・盧武鉉政権の社会保障政策」、『海外社会保障研究』167号、18-28頁。

姜乃榮 (2009) 「韓国の社会的企業と市民運動——社会を変革する市民の力——」、馬頭忠治ほか編『NPOと社会的企業の経営学——新たな公共デザインと社会創造——』ミネルヴァ書房。

金貞仁 (2009) 「韓国の介護保険制度」、『海外社会保障研究』167号、67-78頁。

金成垣ほか (2009) 「韓国の社会と社会保障制度」、前掲誌、4-17頁。

キム・ヨンミョン (金淵明) (2005) 「韓国福祉国家の性格と類型——新自由主義を超えて」、武川正吾ほか編『韓国の福祉国家・日本の福祉国家』東信堂

李恵炅 (2009) 「特集：韓国の社会保障——日韓比較の視点から—— 趣旨」『海外社会保障研究』167号、2-3頁。

鄭在哲 (2009) 「変容する韓国のワークフェア政策」、前掲誌、29-43頁。

---

<sup>1</sup> サムスン (三星) をはじめとした電機、電子産業の世界市場での高いシェアに現在、日本のメディアの関心は高い。例えば、日本経済新聞は2010年3月4日の社説「世界に躍進する韓国企業に学ぼう」で、韓国企業を高く評価している。また、経済産業省は新規の部署として「韓国室」の設置を決めた。

<sup>2</sup> 本研究は①文部科学省オープン・リサーチセンター整備事業 (2005-9年度) による私学助成  
②筆者が研究代表を務める文部科学省科研費 (課

題番号21730476) ③立命館大学産業社会学部個人研究費 の研究成果の一部に基づいている。研究遂行に当たって、桔川純子氏 (NPO 法人日本希望製作所事務局長)、チェ・ギョンスク氏 (社団法人保健福祉資源研究院常任理事) をはじめとする関係者の皆様にご協力いただいた。厚く御礼申し上げます。なお、本稿の見解はあくまで筆者の個人的見解であることを明記しておきたい。

<sup>3</sup> これに関連して、1970年代以降相対的に都市と農村の格差が目立ち始めたため、朴大統領主導の下で、農村で「セマウル (新村) 運動」を展開されている。

<sup>4</sup> ここで取り上げる「反福祉国家」イデオロギーは無論、欧米のリバタリアンの主張するそれとは文脈が大きく異なっている。韓国を取り巻く環境下で、独自に形成されたといつてよい。

<sup>5</sup> さらに、ワーキングプアへの事後的な支援策として、盧武鉉政権は2006年に「勤労奨励税制」を公布した。2009年より給付が始まっている (鄭、2009)。

<sup>6</sup> 金大中政権以前の金泳三政権時に、政府内で以下の認知が進み始めたといわれる。すなわち、国際社会における同国の福祉水準の低さである (姜、2009、88頁参照)。現在もなお、OECD 諸国加盟国のなかで同国の水準は、メキシコと並んで際立って低い。

<sup>7</sup> なお、介護保険料を健康保険料に上乘せして徴収するというユニークな仕組みは、韓国の社会保障の歴史と不可分である。同国では民主化後の1988年に国民年金制度が始まり、20年間納付しないと年金の受給資格がないため、依然としてほとんどの高齢者が資格の対象外だ。それもあって、政府は介護保険料の徴収を始めるに当たって、年金ではなく健康保険の仕組みを活用することとなった。

<sup>8</sup> 同国では施設への入所よりも病院への入院が「世間体がよい」という社会的風潮が残存している。そのため、入院した要介護者への付き添い手当の支給が「社会的入院」の増加をもたらすのではと危惧されている (金貞仁、2009、70頁参照)。

(あきば たけし、立命館大学産業社会学部准教授)

# 都立駒込病院 PFI の問題点

大利 英昭

手をついたら壁がへこんだ。床が斜めになっていた。まるでどこかの欠陥建売住宅。実は、これらの出来事は、駒込病院に隣接していた臨床医学研究所の建物を改築・改修して、今年1月にオープンした都立駒込病院3号館で実際におこった事である。3号館オープンに際して発生した問題はこれだけではない。設計ミスで窓のない病室を作ってしまう突貫工事で壁に窓を開けた。挙句の果てに、はめ込まれたガラスが強化ガラスではなかったので入れなおしの再工事を行った。なぜこんなずさんな工事がまかり通ってしまったのか？実は築40年を超え老朽化した駒込病院の改築・改修、そしてその後の運営を、東京都はPFI事業（総事業費1,862億円、落札業者は三菱商事、落札率99%、三菱商事のみの応募だった。事業契約は19年間）として行っている。昨年4月以降、院内ではPFI移行に伴い様々な問題が発生している。

PFIとは、Private Finance Initiativeの頭文字を並べたもので、公共施設の整備を、資金調達から設計・施工、その後の運営まで民間企業に長期に渡り丸投げする、公共サービス民営化の手段の一つである。法的には99年に作られたPFI法<sup>1)</sup>を根拠とし、水道から公民館、果ては刑務所まで、ほぼ全ての公共施設が対象になっている。民間企業の能力を生かせば、自治体が直営で事業を行うより安くて効率的というのがPFIのセールスポイントである。駒込病院に先立って二つの病院が本格的PFI病院としてオープンした。オリックスの高知医療センターと大林組の近江八幡市総合医療センターである。昨年この二つの病院PFI事業が相次いで破たんした。これは、地域住民に安全・安心の医療を安定的に提供する自治体病院の運営にPFIがふさわしくないことを明らかにしている。<sup>2)</sup>

高知医療センター、近江八幡市総合医療センターのPFIによる運営が次々と行き詰まる中で、東京都は「都の病院PFIは先行二病院のPFIとは違

う」と主張を変え、民間資金を導入するのをやめ都が起債し資金を調達した。この時点で「民間資金を活用した公共施設の整備」というPFIの定義から、都の病院PFIは外れてしまった。それでも都はPFIにこだわり、「民間の経営能力・技術的能力」を活かすことがPFIのメリットだと主張し始めた。そして従来の委託業者との個別契約から「特別目的会社（SPC）に包括して委託することで、業務間の連携を強化し、効率的な病院運営を目指すとともに、患者サービスの向上を図ります」と強弁するようになった。（次ページ図1参照）

昨年4月以降のPFI移行に伴う混乱を受けて間もなく、駒込病院から駒込SPCに要望書が提出された。そこには「協力企業間の連携が不十分で、病院からの指示等の情報が共有されていない」「施設整備業務、病院施設等保守管理業務及び保安警備業務の連携が不足している」などと指摘されている。つまり「包括契約」すれば「連携強化・効率的」というのは、都の願望で何ら根拠がなかったことが明らかになった。駒込PFIでは、18の業務がSPCを通じて11の企業に委託されている。要望書では、具体的に「清掃」「物品管理」「食事の提供」「リネンサプライ」「医療作業」「診療材料調達」「改築工事管理」に問題が生じていると指摘している。つまりほとんどの委託業務で不都合が生じている。民間企業には、自治体病院を運営する「経営能力・技術的能力」もなかったのである。これは都が病院PFIを推進する根拠がすべて破たんしたことを意味する。

自治体病院には、救急医療といった不採算でも地域住民のニーズがあれば医療を提供する使命がある。これに対し、不採算な事業を継続するノウハウをもった民間企業など存在しない。企業が持っているのは不採算部門をいち早く切り捨てるノウハウである。自治体病院の使命と利益を追求する企業は相いれない。

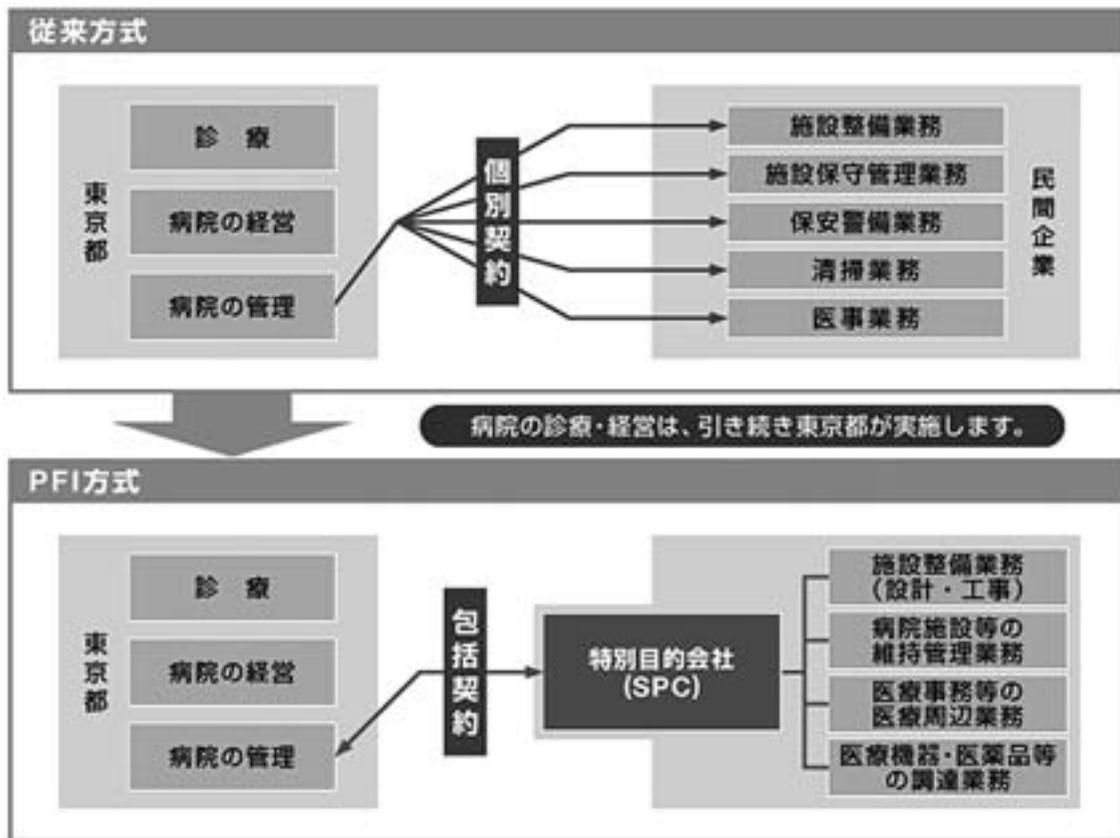


図1 東京都のPFI構想

東京都ホームページより

PFIでは病院経営のリスク（例えば経営赤字）は自治体が引き受けるので、企業にとっては一旦契約を結べば、長期にわたって利益が保障される。またPFIでは、自治体が仕様を細かく規定した仕様発注から、大まかな水準を満たせば良いという性能発注で行われる。駒込PFI契約の総額は1,862億円だが内訳が明らかにされていない。そのため企業がノウハウを活かして材料費を圧縮すれば、企業の利益は拡大する。その結果が手をついたらへこむ壁であり、斜めの床なのである。昨年4月以降、清掃水準の低下が大問題になっているが、3号館オープン後の日曜日、病室の清掃・ゴミの回収が行われなかったという事態が生じた。問い合わせに対するSPCの答えは「オープンしたばかりできれいだから」という信じがたいものだった。性能発注なので「きれいだから毎日掃除しなくてもいい」という開き直りがPFI契約では通用するのである。手抜き工事をして、清掃・ゴミ回収を休んでも企業にはペナルティなし。昨年4月に

は、仮設棟に設置されたボイラーの保守点検業務が契約から抜け落ちて管理者がいない事が発覚したが、これもペナルティなし。そして、何とPFI事業の核心であるVFM（後述）を達成できなくともペナルティはない。もっと企業に努力をさせるような契約にしないと、と思われた方がいるかもしれない。繰り返しになるが、企業は自らの利益が最大限になるように努力するのであり、医療サービスが向上のために努力するのではない。へこむ壁は、材料費圧縮の企業努力の結果である。もう一つ企業努力が遺憾なく発揮されているのが人件費削減である。

PFI事業を行う事で節約できる税金の額をVFM (Value for Money) という。駒込病院PFIでは、18年間の事業期間でおおよそ61億円のVFMが見積もられている。都は駒込病院がPFIの運営になっても今までどおりの医療を提供すると言っている。今まで通りの医療を提供するのであるか

ら、医療機器、診療材料、薬剤等にかかる経費は変わりが無い。しかし駒込病院に投入される税金はVFMの分だけ減らされる。減らされた駒込病院に投入された税金から、さらに駒込SPCの利益分が差し引かれる。トンネル企業である駒込SPCは都とPFI契約を結ぶが、自らは直接的な業務は何ら行わず全ての業務をSPC協力企業に丸投げする。そのSPC協力企業の中には、さらに業務を下請けに丸投げしている企業も存在している。その結果、実際に現場で働く労働者の労働条件は限りなく切り下げられる。その結果、SPC協力企業で働く労働者の多くが時給850円といった劣悪な労働条件になっている。図2は駒込病院近辺に折り込まれた求人広告である。時給900円の仕事の中身は、駒込病院の医療を支える手術等で使用する医療器具の滅菌消毒業務である。このメディプロ・ジャパンという企業は、SPC協力企業に入っていない。SPC協力企業で滅菌消毒を請け負っているのはサクラ精機株式会社である。駒込SPC、サクラ精機の利益分を差し引いた結果が、時給900円。二つのトンネル企業がなければ、労働者が手にする賃金はずっと高かったのである。時給850円や900円、このような働き続けることのできない労働条件は、多くの離職者を生みだし、結果としてサービスの低下を生み出す。都が都立病院の運営を通じてワーキングプアを生み

だしているのである。

病院PFIの、そして指定管理者・地方独立行政法人など全ての公共サービス民営化の核心問題は労働の破壊である。労働の破壊とは、労働条件の破壊であり、労働の専門性の破壊である。医療作業、院内清掃など医療を支える様々な職種を専門職として育てていく事ではなく、マニュアル労働に分解して時給850円に買ったたくことによりVFMは生みだされる。したがって買ったたかれる労働者の存在を作り出さないことが肝心である。そのためには、労働者を買いたたく事を防止する法的整備（ILO94号条約の批准と、その国内法の整備として公契約条例・法の制定、最低賃金の底上げ）が必要であり、正規、非正規を超えた、利用者とも協同した運動が必要である。

- 1) 正式には、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」
- 2) 病院PFIを含むPFIの問題点は以下を参照。  
尾林芳匡 「新 自治体民営化と公共サービスの質」自治体研究社 08年  
尾林芳匡 入谷貴夫編・著「PFI神話の崩壊」自治体研究社 09年

(だいらり ひであき、駒込病院を守る会事務局長)

図2 メディプロ・ジャパン09年12月求人広告

## 京都地域における大学生協の歴史的研究

井上 英之

### I. 共同研究をふり返って——成果と課題——

(1) 京都における大学生協の歴史に関する共同研究を、3年を区切りに推進してきたが、総研いのちとくらしおよび同志社大学人文科学研究所の資金援助で一定の成果を生み出すことが出来た。

(2) 32回に及ぶ研究会の歩みはⅡ「共同研究会各回の要旨」のとおりで、貴重な証言が多くまた各回の質疑では多面的な意見が出された。そして残された課題も多く、これまでを第1期とするとテーマを若干変更して第2期の共同研究を推進したい。

(3) この共同研究が出発する時点では、先行する出版物は主要なものでは4つが存在したが、京都という地域に限定した総合的な大学生協研究はないため、資料収集と関係者の証言をもとに論議をおこなわざるをえなかった。このためこの共同研究は多くの困難をとまなわざるをえなかった。

(4) 地域における大学生協の研究というはじめての特異なテーマ設定は魅力的であり、この共同研究に参加したメンバーも多様なものとなった。常勤と大学生協関係者、OB、多様な分野の研究者がボランティアに参加している点も特徴となっている。しかも同志社生協の50年史を編集することと並行して研究会がおこなわれるというプロセスの特異性もあり、多様な分野の研究者を積極的に活用する共同研究にはかならずしもなりえないという問題点も生じている。

(5) 関係する資料の掘りおこし・提供によって証言や研究課題がより明確になるということから、研究会を運営する事務局の負担が増大するという結果を招いた点も問題であろう。

(6) (2)の成果のほか、Ⅲの成果刊行物一覧に見るとおり、①12号にわたる各研究会の記録化、②同志社生協機関誌『東と西と』の復刻、③同志

社生協資料の目録化、④特定テーマの論文化、⑤同志社生協の『同志社生協設立50年発祥110年記念誌 きょうとから出発』の作成、これらが共同研究の成果物といえよう。

(7) しかしながら②～⑤は同志社生協に限定され、多様な関心を共通関心に発展させて貴重な成果を生み出すには至っていないのも事実であろう。

(8) なお、研究会としては2度にわたる公開講演会をもち、外部からの評価をうるうえで貴重な場をもてた。しかし、このことも共同研究の活性化にかならずしも結実していない点も問題である。

(9) 研究会でとりあげる事例は、しだいに京大生協および事業連合に力点を移しはじめている。ここでは基本資料の整理・発掘が課題となっている。

(10) こうしたことからも、第2期にあたっては参加メンバーの再編とともに、テーマを、協同組合を担った人物と思想研究、地域生協研究をふくめたものに変化させなければならなかった。

(11) 当初は手探り状態からの出発であったが、食堂政策の変化、権利としての厚生論、学生委員会活動など、大学生協の内在的發展を分析する方法も前進してきており、学生の生活を分析する「学調」への注目、大学の民主化と大学生協の関係なども意識的に課題にするに至っている。

(12) (6)に見られるようにこれまでは同志社生協が中心で、京大生協、立命生協、龍谷大生協、府立大生協などはまだ一部であり、なによりも事業連合を含めたブロック運営の精確な分析は、何よりも重要な課題になっており、第2期では意識的に追求しなければならないだろう。

(13) これからは以上の様な課題とともに、各大学生協の類型化、大学生協の発展とその背景をとらえる分析、など独自の方法論を整理することも重要となろう。

## Ⅱ. 共同研究会各回の要旨

1、第1回(2006年6月8日) @同志社大学ハリス理学館会議室

青木郁夫(阪南大学教授、阪南大学生協理事長)の基調報告をうけて、京都の大学生協史編纂委員会として、視点と方針の意見交換を行った。

①学消発祥を検討し、戦前の活動史を含むこと。学生生活の変遷と「学生生活実態調査」のデータ分析を行うこと。③学生運動と生協運動がどのように関連してきたか。④大学と大学生協の関係、大学改革のなかでの大学生協の戦略性、など。

(『京都の大学生協史編纂委員会会報』創刊号に掲載)

2、第2回(2006年7月13日) @同志社大学ハリス理学館会議室

講師：杉本貴志(関西大学助教授)

テーマ：『『慶応義塾消費組合史』編纂について』

『慶応義塾消費組合史』のための資料収集、インタビュー、執筆、編纂を通じて、内部資料の把握も当然ながら、大学生協が大学、学生、市民からどのように見られていたか、また女性という視点が必要。初期社会主義思想や協同組合思想とのかわりも指摘された。

(『京都の大学生協史編纂委員会 会報』創刊号に掲載)

3、第3回(2006年11月14日) @同志社大学寒梅館

講師：友貞安太郎(元同志社大学協同組合常任理事、元全協学生常任理事)

テーマ：「1950年代、いしずえの時代を語る」

大学生協史をまとめるにあたり、複眼的、立体的な歴史編纂を希望する。戦前から弾圧と規制をうけてきた協同組合として大学生協の内部にとどまらない、地域生協や他の協同組合にも目配りしてほしい。

(『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第2号に掲載)

4、第4回(2007年1月25日) @京大会館

講師：西山 功(元京大生協専務理事)

テーマ：「体験論 1960年代、1970年代の京大生協」

1973年～83年に専務理事をつとめた西山氏は、大学民主化闘争と施設拡大が進み、福武直(1917—1989、1976—から没年まで全国大学生協連会長)会長所感と「権利としての厚生」論の調整が進んだ時代であった。

(『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第3号に掲載)

5、第5回(2007年4月26日) @同志社大学寒梅館

講師：島 弘(元同志社生協理事長)

テーマ：「1970年代の同志社生協」

1972年から77年まで同志社生協理事長時代に取り組んだ経営再建問題について報告。70年代の学生生活の変化、特に消費社会化が進んだ状況や女性職員の管理職登用についての議論が深まった。

(『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第4号に掲載)

6、第6回(2007年5月24日) @同志社大学寒梅館

講師：太田 進(元同志社生協理事長)

テーマ：「1970年代の同志社生協」

太田先生は「個人的回想から大学生協を語る」と題して、1970—80年代の大学生協のおかれていた状況、特に福武元会長の「大学生協の意義と特質」(1978年末に発表された「福武会長所感」(『福武直自伝 社会学と社会的現実』1990.7, 東京大学出版会)を紹介しながら、ご自身の体験と大学生協論を報告。

(『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第5号に掲載)

7、第7回(2006年6月28日) @同志社大学寒梅館

講師：今岡 徹(大学生協京都事業連合役員室長)

テーマ：「京都の大学生協における食堂部門の歴史と推移」

今岡氏は「同志社生協食堂部門の歴史と京都事

業連合および大学生協連食堂政策の推移」「大学生協食堂の献立（メニュー）政策の基本」、「京田辺生協食堂職場会議資料より（03年8月）」「同志社生協食堂部門年表」および「食堂の歴史に関わる資料集」（全164ページ）レジュメ・資料が用意され、食堂政策から見た“連帯と会員生協の関係”“大学生協の食の基本”などについて質疑、討議が展開された。

（『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第6号に掲載）

8、第8回（2006年7月26日） @同志社大学寒梅館

講師：井上 史（同志社生協年史編纂事務局）

テーマ：「同志社生協資料の進捗状況」

2008年の同志社生協設立50年発祥110年を節目に、同志社生協が所蔵する資料類の整理の状況について報告した。

9、第9回（2007年9月8、9日） @同志社大学リトリートセンター

講師：井上 史「安部磯雄から嶋田啓一郎へ」

講師：横山治生「田辺校地移転前夜から工学部田辺統合前までの同志社生協」

講師：大鉢 忠「安部磯雄先生の背景と同志社時代」

（井上報告は、「1960年代の同志社生協」として、同志社大学人文科学研究『社会科学』81に収録）

10、第10回（2007年10月25日） @同志社大学寒梅館

講師：横関初恵（元京都府医大・府立大生協専務理事）

テーマ：「私の在籍した頃の京都府医大・府立大学生協同組合」

1952年の同志社大学学友会副委員長時代に同志社大学協同組合設立時に監事として関わった経緯から、卒業後、経理を学び、府医大・府立大生協の購買部に配属され、69年専務理事に就任し、大学紛争時代に経営再建に取り組んだ報告を講演した。

（『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第7号に掲載）

11、第11回（2007年11月22日） @同志社大学寒梅館

講師：伊藤次栄（元龍谷大学生協専務理事）

テーマ：「大学生協の本屋として一京大生協書籍部、龍大生協の経験を中心に」

伊藤氏は1960年代の東大生協書籍部、大学紛争時の京大生協、龍谷大学生協書籍部、さらに奈良市民生協へ移籍、社会福祉法人「あすなら苑」開設までについて語り、参加者からは50年代の東大、60年代70年代の京大・龍大での学生の読書傾向についての質問がだされた。

（『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第7号に掲載）

12、第12回（2008年1月24日） @同志社大学寒梅館

講師：小池恒男（大学生協京都事業連合理事長・滋賀県立大学名誉教授）

テーマ：「大学生協京都事業連合の98年度方針の内容と背景」

1998年京都事業連合総会での事業政策・機関運営の総括、方針転換問題について、その前史・動向から問題の背景、根本原因、その後の改革・改善に取り組み、さらに事業連合の機能、連帯組織の構想について報告。研究会資料として、「98年度方針文書」（同年7月臨時総会提案文書）、「京都事業連合第3次中計」（91年）、「事業方針の推移」（略年表）、「事業数値の推移」が配布された。（『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第8号に掲載）

13、第13回（2008年3月27日） @同志社大学寒梅館

講師：小枝弘和（同志社社史資料センター調査員）

テーマ：「初期の同志社生協史に関する一考察—同志社社史資料センター所蔵資料を手がかりとして」

1898年の安部磯雄による消費組合実践から21年に同志社購買組合設立されるまでの“（消費組合活動の）空白状態”について、1920年代の「購買部」の活動、また学生会館建設などから考察。と

くに、政治経済部の中川精吉教授（東京高商出身）を中心とした「商業実務研究会」と「同志社購買組合」はいかなる関係にあるのか。その後、購買部が学友会に移管されてゆく経緯に関して、ロッチデール方式を認識していた安部磯雄の系譜ととらえられるのかどうか。学生寮と食堂経営は分離して考えるべきではないか、など論議がかわされた。

（同志社大学人文科学研究所『社会科学』82に収録）

14、第14回（2008年4月24日） @同志社大学寒梅館

講師：太田 雅夫（元桃山学院大学教授、同志社大学協同組合創立大会議長）

テーマ：「戦後学館闘争史 一同志社大学学生会館と生協設立一」

講師：竹本成徳（元日本生協連会長、元同志社大学生協専務理事）

テーマ：「同志社大学協同組合の経営立て直しに参画する」

太田氏は、1952年秋の第1次学館闘争の体験、その後の第1回総代選挙管理委員長、同志社大学消費生活協同組合（再建）創立大会の議長をつとめた経緯を、所蔵の貴重な第1次資料（昨年同志社生協に寄贈）や『同志社学生新聞』（1946年9月創刊～、CD版＝2005）をもとに報告。

竹本氏は、大学院在学中に同志社大学協同組合での不正事件をきっかけに、専務理事に就任し、「明德館地下をねじろにして、日夜、組合の実務に明け暮れたこと。そのなかで、民主性の確保、組合員の主体的参加、経営の専門性・合理性を両立させることの重要性、そして民主的組織の中の労使関係の厳しさを学んだことが、その後の私の『生協人生』の基礎になった」と報告。

（『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第8号に掲載）

15、第15回（2008年5月22日） @同志社大学寒梅館

講師：原山浩介（国立歴史民俗博物館研究部助教）

テーマ：「消費者運動から考える大学生協」

戦後占領期に政治経済的役割を期待された「消費者」「消費者運動」が、次第に政策的な「保護されるべき消費者教育」と財界ベースの「労使協調できる消費者」に分化され、70年代以降、技術革新や都市化のなかで、公害問題や食品安全問題、環境問題の露呈とともに、消費者運動をめぐる構図そのものが拡散／離合集散してゆく流れを指摘。そのなかで、大学生協や地域生協がどういう位置づけにあったかを問う視点を強調した。

質疑として、生協運動の中で「消費」という言葉がどのように使われてきたか。消費者運動と生協運動の関係性ととともに「婦人運動」や「母親運動」の動きも考慮すべきこと。また「消費＝私的／生産＝労働＝社会的」とする見方によって、消費者運動や生協運動、さまざまな市民運動、社会運動のなかでの社会階層的共同性を失い、今、グローバリズムと新自由主義経済のもとで、あらためて「消費」が〈こちら〉側の〈武器〉になっているのかどうか、とりわけ、大学生協が70年代末の「福武所感」以後とってきた「学園に広く深くねざす」運動、すなわち「民主的コミュニティ」での「生活者」（「消費者？」）を「育てる」路線をどのように総括するのが今問われている、など活発な討議が展開された。

（『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第9号に掲載）

16、第16回（2008年6月26日） @同志社大学寒梅館

講師：芦田文夫（元立命館生協理事長、前大学生協京都事業連合理事長、元立命館大学副学長）

テーマ：「1983年の立命館大学生協 不祥事と再建のとりくみ」

“平和と民主主義”の立命館大学。1981年の衣笠校舎移転の2年後に起こった「不祥事事件」とは、大学生協にとってなんだったのか。芦田先生のご報告は、再建の具体的実践、スローガンを詳細に確認しながら、事件以前の70年代の立命館生協、および大学の体質と、その後の生協再建の道筋、考え方、教職員組合・大学等の状況を対比することによって、80年代に展開した大学生協運動の「改革」の歴史的意義を再確認し、大学を含む社会構造の変化や「人類史的な構造転換」まで考

察され、事件から四半世紀を経たいま、経済学者としての「全研究」と大学生協でのご体験を「反復」させ、さらに新しい歴史への「糧にしたい」と発言。

事件当時、学生理事として直面された現立命館生協専務理事の酒井さんからも報告があり、おなじく当時、常務理事、生協委員（学生）、労働組合として関わられた方々からも、事件がもたらした“その後”の京都地域の大学生協、事業連合のあり方について発言があった。

（『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第9号に掲載）

#### 17、第17回（2008年7月24日） @同志社大学寒梅館

講師：庄司俊作（同志社大学人文研教授、当研究会代表）

テーマ：「大学生協の高度経済成長と学生生活一同志社大学生協経営資料の統計的分析を通して」

このほど人文研に配架された同志社生協の総代会資料、経営資料データ、また学生生活実態調査など具体的な数値分析を基に、60年代から80年代までの経営・事業を検証し、そこから事業と運動のあり方、学生の対生協観、その時代の生協の体質、歴史的教訓を引き出すという報告。

国立大、私立大ともに学生生活に余裕のなかった60年代。高度経済成長下の同志社生協は、学生の強い要求を背景にして、組合員数増加、供給高の急進、施設拡充、職員増加で躍進。一方、「強気」の事業運営と「過剰」な運動によって「偏向」をもたらし、その後も学園紛争の影響が長引き、このことが70年代、80年代の経営・労働構造を規定し、購買部門、食堂部門の利用の低さ、労働生産性の問題などで事業剰余はマイナス、事業外収入で補って黒字にするという「体質」がつついたと指摘され、こうした「構造的赤字体質」について、80年代初頭の『同志社生協経営再建基本計画』では、「歴史性としての費用構造問題」と「現代的性としての体質問題」として総括していたことを取り上げて、その後計画がどう生かされたかを今後も検証していかなければならない、とまとめた。

質疑では、同様な経営分析を京都地域の他の大

学生協でも行い比較、検討する必要性があること。70年代末の「福武会長所感」が発表された背景、その後の路線を再検証する上でも、こうした経営分析が不可欠であること。また60年代の成長期に計画された出版部や文化事業部が、大学思想史の中ではたした役割・意味をめぐって意見が交わされました。70年代80年代のレコード、オーディオショップやジーンズショップなど学生の生活文化をリードしてきた軌跡を付加すると、立体的な歴史認識になるのではないかとの感想もあった。

（同志社大学人文科学研究所『社会科学』82に収録）

#### 18、第18回（2008年9月25日） @同志社大学寒梅館

講師：及川英二郎（東京学芸大学助教授）

テーマ：「1960年代の同志社生協運動の射程」

60年代初頭の諸物価高騰、流通革命のもとで、生協価格の値上げ問題を軸に、理事会の動き、また京都ブロック・同盟体（プレ事業連合）がどのような問題意識を「射程」にしていたかに着目した報告。

価格値上げ反対という組合員の要望に対して、単純に組合員／消費者の要望を丸呑みするだけでなく、緊張関係で捉えられがちな生協職員／労働者の労働条件向上への道を探ろうとしたこと、そもそも物価高騰事態の本質的問題の在処を問おうとした姿勢（さらに大学「民主化」問題をも問う）、またこの時期に、ブロック・同盟化組織から地域生協への発展を同時的に志向するという「消費者に閉じない射程」をもっていた点に着目され、この姿勢が同志社生協、京都ブロックが設立支援した洛北生協にも引き継がれたかどうか、地域生協という新しい共同体づくりに際し、在日朝鮮人や「女性」層、小売り業など「消費者に閉じないリアリティ」を探る課題へ繋げてゆきたいと、強調された。

質疑では、多様な階層を含む共同体としての〈地域〉の「質」とは何か。当時の大学生協連の「同盟・単一化構想」の〈地域（化）〉とどう違うのか。「大学生協から地域生協へ」を発展させた生協には、戦前旧満州での消費組合の経験や婦人運動、大衆運動路線をどう包みこんでいったかとい

うモデルがあるのではないか。60年代の大学生の厳しい経済事情や大学生協職員の厳しい労働条件からでてくる諸問題は実態的な数値からもその性格が見て取れるはずであり、また、学生層の経済問題や女性の社会進出、男女平等問題は今日の課題とも共通し、日本資本主義の構造的問題として、歴史的に捉えてゆく視点が大切ではないか、など意見が交わされた。

今春完成した『同志社生協史料集1「東と西と」第1期』普及版を縦横に読み込み、活用した報告だった。

(同志社大学人文科学研究所『社会科学』85に収録)

19、第19回(2008年10月16日) @同志社大学寒梅館

「大学生協運動の体験と現状」シリーズ

講師：三宅智巳(同志社生協専務理事)

講師：毛利雅彦(同志社生協常務理事)

1977年から1981年まで同志社生協組織部・学生委員、関西地連代表理事だった三宅氏の体験は、その数年前の保革緊迫した政治情勢の影は薄れ、「福武所感」の「フカ・ヒロ」路線が浸透する一方、地連・ブロックや事業連合の連帯活動が徐々に広域化、深化してゆく様子を、機関誌『東と西と』の記事を参照しながら報告された。

同時期、立命館大学生協の学生委員だった毛利氏の報告は、入学直後から大学、学部自治会との連携によって、オリターによる生協委員や総代選出がすすみ、生協組織部の活動を基礎に全学協議会への要求整理や施設充実につなげてゆき、生活防衛、平和活動、文化レクリエーションなど多岐にわたって進んだ体験を報告された。

質疑では、70年代末80年代前半の組織部学生の必須能力として機関誌づくりやデモの仕方、“うたごえ”など小集団の意思統一・運動のあり方と、オーディオ、タイプライター、ワープロ、パソコンなど日進月歩する新製品による大学生の「消費社会化」の動向・趣向とのギャップが大きくなる時代背景をどう理解するのか。各大学での先輩集団(オリター)と後輩集団の関係、様相について。また学生住居が間借りの下宿からマンションへと変化してゆく趨勢に、大学生協の理念も事業優先

に傾斜したのかどうか、などの指摘があった。

全国大学生協の路線に与えた「九州除名7生協」問題や90年代の事業連合のあり方(第三次中計など)については、さらに報告をもとめ、論議の深め方を検討してゆく必要がある。

(『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第10号に掲載)

20、第20回(2008年11月20日) @同志社大学寒梅館

「大学生協運動の体験と現状」シリーズ3

講師：末廣恭雄(京都府立医科大学・府立大学生協専務理事)

テーマ：「私と大学生協」

末廣氏は、1977年北九州大学入学。オリエンテーションでの生協攻撃をきっかけに大学生協にかかわるようになり、組織部での原水禁世界大会参加や学生フェスティバルの成功の感動、当時分裂状態だった九州地連での連帯活動の様子を報告。また入協後、下関市立大生協、山口大生協から中国・四国事業連合設立後、京都事業連合へ移籍する経過についても、地連・事業連合の形成過程と連帯事業について詳細に報告され、90年代の京都事業連合の拡大路線・チェーンストア路線についての〈私見〉を報告した。

質疑では、大学生協設立の際に、地連レベルの連帯支援と教職員の人脈があったことがパターン化できるかどうか。また京都の大学生協史として、京都事業連合史が必要であり、単協史との有機的な関連性をどう把握してゆくかが課題になりました。連帯活動が点から面へと拡大して行く時、理念としての〈単協主体〉を掲げつつ、事業ツールとしてのシステムが優先されてゆく経過の教訓を歴史的に総括できるのかどうか、個々の事例をていねいに、そして大きな視点で考えてゆくことも今後の研究会の課題として指摘された。

(『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第10号に掲載)

21、第21回(2008年12月18日) @同志社大学寒梅館

「大学生協運動の体験と現状」シリーズ4

講師：平 信行(元京大生協専務理事、大学生

協京都事業連合常務理事)

テーマ：「34年の大学生協歴をふりかかって」

最初の職場であった同志社生協の田辺移転時の実感から、京都工芸繊維大学の安定経営、そして18年在籍された京大生協でのシステム化・インフラ化など印象的な活動を振り返り、それをベースに事業連帯の理想として「柔軟でしなやかさをあわせ持つ、強靱な連帯活動の再確立」を展望。

質疑では、いわゆる「競合」問題についての認識や京都地域の「組合員参加」の低さについて認識が問われていること。また2000年代に入って、総供給が伸び悩んでいることや労働分配率の高さをどのように解消してゆくのか、その戦略が見えてこないことなどが指摘された。

(『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第11号に掲載)

22、第22回(2009年1月15日) @同志社大学寒梅館

講師：大鉢 忠(同志社生協理事長、同志社大学理工学部教授)

テーマ：「安部磯雄日記の翻刻を終えて」

安部磯雄の『日記』には安部の同志社英学校生徒時代と留学時代、加えて、年譜、自叙伝後編の梗概、さらに1933年と35年に同志社で行った講演記録を収録。梗概には3度目の同志社生活時代に「消費組合」創立についての記述が見られる。

質疑・感想では、安部自身の同志社生徒時代の寮生活が後の消費組合運動とどのように結びつくのか。また初期社会主義運動における安部磯雄の役割、消費組合運動におけるキリスト教社会主義者たちの果たした役割について意見が交換されました。特に昭和期に入って、安部が労働運動、農民運動には深く関わらず、消費組合運動を応援するのは何故か? 翼賛体制に賛同し戦争への道へ加担して行く“汚点”をどう説明するのか、消費組合運動はそれにどのように答えてゆくのか問われるとの指摘が出された。

(安部磯雄日記翻刻委員会編纂『安部磯雄日記—青春篇』(『新島研究』第100号別冊を發行)

(『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第11号に掲載)

23、第23回(2009年3月26日) @同志社大学寒梅館

講師：小見弘(全国大学生協連合会専務理事スタッフ)

テーマ：「事業連合の形成過程と組織構造の特徴」

「事業連合の歴史的形成」として、いわゆる「同盟化」「単一化」の歴史的経過、概念、その総括までを全国総会の議案資料と同志社生協機関誌『東と西と』の記述から丹念に整理した。中教審路線への対抗や、業務の強固な一元化・統一を目指して進められた「同盟化」。労働者福祉運動との共振、「地域生協」化への展望が生まれ、やがて安保闘争後には、学生運動のセクト分断、単協間の経営格差から「単一化」に対する批判、総括にいたるまでの経過と問題点が明確になった。

後半では、「連合組織構造の特徴」として、いわば“連帯”組織論を展開され、会員生協の経営機能の一部を分割、依託することによって生じる“集中化と分散化”という矛盾の相互作用をいかに“制御”“転化”して行くか、を論じ、前半の歴史的経過整理と後半の組織理論編とがダイナミックに統合された報告だった。

学生運動の歴史的総括や大学紛争の影響をどのように判断するのか、また、歴史認識を今日的な大学生協運動の課題とどうむすびつけるのか、などさまざまな質疑がでた。

(『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第12号に掲載)

24、第24回(2009年4月16日) @同志社大学寒梅館

講師：久保建夫(佛教大学非常勤講師)

テーマ：「京都の大学生の生活の変化と生協の課題 バブル・ポストバブル期に大学生協連による基本指標からみた若干の特徴」

なぜバブル、ポストバブル期か、という前提について、バブル問題に対する日本生協連の問題意識の希薄さ、その後の対応の遅れが、今日の生協の「経営危機」の“はじまり”であった、とされ、詳細な〈材料〉提供をもとに、数字の背景にあるものはなにか、その解説。

その上で、全国大学生協連の学生生活実態調査

のデータ(1980—2008)、および京都事業連合のデータの分析を試みられました。日本生協連の50年史『現代日本生協運動史』(上下巻、2002年)の大学生協に関する章で判断すると、大学生協は「バブル・バブル崩壊を認識していない。従って着地点の考察もなく、どういう教訓があるのか、という問題意識をもつことが大事でないか」と結論づけた。

質疑では、大学・学生におけるバブル問題は、世代問題が大きく、特に団塊世代の動向の分析が必要ではないか。個別に書籍費の一貫した低下傾向は、学内LANやIT教育の普及と関連があること。また下宿からマンションへという大学生の住環境の変化がコミュニケーション不足や「ひきこもり」になるとの指摘がされた。総じて自宅通学生が増加傾向にある中で、では大学生協はどのような対策ができるのかという課題も出された。

(『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第12号に掲載)

25、第25回(2009年5月21日) @同志社大学寒梅館

講師：名和又介(同志社大学言文センター教授、大学生協京滋・奈良地域センター会長)

手テーマ：『邂逅』の紹介と大学生協の読書推進運動

同志社生協書籍委員会の書評紙『邂逅』(発行1978年～1983年)の発行の背景と、特集・編集姿勢など内容から分析し、前半80年頃までのオーソドックスな書評紙としての態勢形成期と、後半の運動の衰退期(粗製濫造)、「オタク化」までを整理。名和先生による同志社大生1000人のアンケート集約から、今の学生は、本を買わない、読まないが、読書は重要であり、お金があればもっと本を買いたいと思っているという現実とのギャップが大きくなっていることが判明。

質疑では、大学生協の中の書籍部の位置づけや知的共同体の中の大学生協の役割について。学生の自己満足・オタク化と大学生協運動のズレをどうするのかなどが問われた。読書時間・金額が低下している中で「マンガ」の功罪については議論が盛り上がった。

(『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第13号

に掲載)

26、第26回(2009年6月18日) @同志社大学寒梅館

講師：野村秀和先元京大生協理事長・京都大学名誉教授)

テーマ：「紛争に揺れた時期の京大の表と裏」  
「地域購買生協に台頭してきた経営者支配と協同組合福祉」

京都大学学生時代、荒神橋事件と60年代以降、学生運動・学内情勢に「分裂」が持ち込まれる中での学内民主化・組織化について、京大生協理事長時代の取り組み、保育所設立についてなど報告。

さらに90年代の地域生協に起こった「経営者支配」問題では、専従の専門性と組合員主権のコントロールのバランスが重要であり、大学生協では、教職員層の批判力を強めて協同組合自治を高めること、地域生協では組合員活動の自主的自発的活動を活発にし、いわゆる“トップダウンによるボトムアップ”の重要性を強調した。

質疑では、大学内外の政治情勢や今日の大学の変貌を総合的に考えると、70年代末の「福武所感」も今日の再評価が必要であり、「権利としての厚生」論も見直されるであろうということ。一人一票の協同組合原則に包囲された生協だからこそ、経営執行部と一般組合員層との理想的在り方像とは何かを追求することの大切さ、などが出された。

荒神橋事件当時の京大同学会のパンフレット『平和な学園を希うゆえに』や『荒神橋・市警前で警官は何をしたか』や多数の文献・資料を披露した。

(『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第13号に掲載)

27、第27回(2009年7月16日) @同志社大学神学館

同志社大学人文科学研究所公開講演会「同志社のキャンパス・ライフをささえて」

講師：井上 史(同志社生協年史編纂スタッフ)

テーマ：「同志社精神と協同組合」

講師：及川英二郎(東京学芸大学助教授)

テーマ：「生協運動の可能性」

講師：井上英之(大阪音楽大学教授)

テーマ：「大学生協の『婦人版』のナゾ」  
(各報告は、人文研ブックレット30 に収録)

28、第28回(2009年8月13日) @同志社大学寒梅館

講師：川口清史(元大学生協関西地連理事、立命館総長)

テーマ：「大学生協関西地連の混乱と正常化? 1964~68年」

川口氏は1964年京都大学入学。当時の学生運動の混乱と新左翼諸党派による生協の政治的支配、とりわけ関西ブントの「水光費不払い闘争」(生協第三期革命論)に対して、関西地連の各大学生協の中に「学生の要求にもとづく運動」をすすめて、「統一戦線の一翼を担う大学生協へ」の「民主化」支援を掲げた活動を振り返った。

その体験から「生協運動に政治主義が持ち込まれたとき、どういう結果になるか」「新左翼の遺産とは何だったのか」のふたつの論点を立てられ、パークレー生協のように経営に政治主義が持ち込まれた事例と比較すると、関西の大学生協運動は確固とした常勤理事層がいたお陰で経営崩壊にまでは至らなかったこと。その意味で当時の「統一戦線論」には経営を基礎とする社会的事業体についての理解に至らない、ある種の陥穽があったこと。さらに、「新左翼運動」には「レーニン・スターリン主義」と対立する「個人主義」(異端的、アナキズム的、ポストモダンの)DNAがあり、市民生協の「共同購入」や「班組織」という「細胞」発想ではない、個配事業によって90年代以降急成長を遂げた意味を考える必要があるのではないか、その際、「改良主義」をどう理解するかが左翼運動の分水嶺となるのではないか、と提言した。

大学生協運動では、京大の場合のように教職員層を組織できたこと、東大生協が優秀な人材を各地に派遣しえた意味なども考える必要がある、とも付言した。

質疑では、60年代、70年代の「政治の季節」が終わっても、京都の大学生協運動では統一戦線的な「動員型生協運動」を是とする傾向が続き、「学園に広く深く根ざそう」という「福武所感」路線が浸透するには時間がかかったこと。その意味は、

その後の事業連合の体質などにも関係しているかどうか。また大学生協も自前で投資出来る力を持つことが、今も大切ではないか、など指摘された。(『京都の大学生協史編纂委員会 会報』第13号に掲載)

29、第29回(2009年9月17日) @同志社ハリス理化学館

講師：原 強(元大学生協関西地連事務局長、元京都府生協連常務理事)

テーマ：「大学生協運動の転換期に身をおいて」

60年代末の学園紛争時代の学生理事として、学園民主化の一翼を担った大学生協運動に入り、卒業後大学生協連に就職、75年から80年代半ばまで関西地連事務局での活動を振り返り、大学生協運動の総路線“転換期”の前後の様子について報告。

京大生協の民主化闘争で主張された「権利としての厚生」論から「福武所感」に象徴される「学園に広く深くねざした大学生協」(大学との建設的強調関係)への総路線の転換にいたる実情を丁寧に説明され、個々の大学の実情、新大学生協設立支援や連帯の場づくりを通じて、学生・教職員の全学的な支持を確立してゆく過渡期の様子が明らかにされた。

質疑では、70年代に関西地連を中心に発行された『施設闘争ハンドブック』(1976)や『大学生協の理念と活動』(1978)、『大学生協の組織運動と管理に手引き』(1978)など、原氏が中心となって執筆したテキスト・教科書が、転換期の運動の中で、会員生協から要望され、大きな影響力をもったことの影響や“闘争型”から“事業経営重視”“全学的参加”“知り・知らせ・考え・話し合う”行動への路線転換に、どのような社会的背景や経済的要請があったかが論じられ、70年代の消団連運動との関わりも指摘された。

30、第30回(2009年10月15日) @同志社大学神学館

公開講演会 賀川豊彦献身100年記念講演会「大学生協と賀川豊彦」

①講師：原 誠(同志社大学神学部教授)

テーマ：「神と人と社会をつなぐ 賀川豊彦の活動の歴史的意義」

日本プロテスタント・キリスト教史の中で、「第2世代」である賀川が、日本の産業化、資本主義化の中で、キリスト者としての信仰倫理を基礎に、社会・世界へと展開してゆく「イエスの活動＝贖罪＝救済」がキリスト者のみならず、非キリスト者とのネットワークを形成した意義を指摘した。昭和初年の新神学（バルト神学）の影響を受けた「社会的キリスト教」SCMの活動や「神の国運動」の中から、多くの人材を育て、農民組合、農民福音学校、協同組合運動などの多彩な分野で資本主義の構造的矛盾と対峙するキリスト者の社会的責任・使命が発揮、継承された意義を指摘された。

②講師：伴 武澄（共同通信社ニュースセンター整理部長、国際平和協会会長）

テーマ：「甦る友愛の平和理念」

賀川の多彩な活動が、十数年におよぶ神戸でのスラム献身での実践が基礎であり、その活動を宣教師や海外のキリスト教メディアが取り上げたこと。世界恐慌の時代に賀川の「友愛の経済学」が17カ国語に訳されるほど影響をもったことを指摘された。その中で提唱された協同組合社会のうち、日本的な成果として「生活協同組合」の成功があり、世界から賞賛されていること。そして、彼の平和思想、友愛思想が国境を越えて、EU形成や世界連邦運動にも繋がり、今日のような経済危機、地域紛争の時代こそ、ますますその意義を想起すべき時がきていると強調した。

1958年11月同志社大学アセンブリーアワーでの賀川本人の講演「宇宙観の革命」の肉声が披露された。

主催：同志社大学人文科学研究所第4研究「京都地域における大学生協の総合的研究」  
・京都の大学生協史編纂委員会

共催：財団法人国際平和協会  
同志社大学人文科学研究所  
同志社大学キリスト教文化センター  
全国大学生協連合会京滋・奈良地域センター

協賛：同志社大学人文科学研究所第3研究「近代日本の社会運動家の総合的研究」  
・同志社生協

（『賀川豊彦のキリスト教と協同組合』に掲載）

31、第31回（2009年11月19日） @同志社ハリス理化学館

講師：稲川和夫（元京都事業連合専務理事、元ならコープ専務理事）

テーマ：「大学生協関西地連、京都地域の大学紛争と生協、京都地域大学生協の事業連帯同盟化について」

稲川氏が東京地連から京都地連に移籍された1964年から、1972年奈良市民生協設立頃までの時代背景を、高度経済成長と流通革命時代、大学の拡大と紛争・民主化時代と押さえたうえで、主に紛争時の大学生協運動のさまざまな路線が進展、整備されてゆく経路を、明瞭に解説された。

大学紛争が激化、終結、民主化へ向かう時期と、大学生協運動における「単一同盟化」論議については、主にブント系学生による「生協運動論」が過激化し、暴力事件を起こして一掃されていたこと。その過程で、1964年には「単一化＝組織合併論」が否定され、「単協主権」「事業と組織の両輪論」が確認されたこと。そして同盟体から京都事業連合の法人化へ向い、京都府連の傘下としての事業連合であるとの「覚書」をかわして法人認可が下りたこと、が紹介された。

後半では、関西地連内において、京大生協が、東京地連における東大や早稲田のような拠点生協にならなかった本質はなにか。「単一同盟化」論議について、生協幹部たちの中で、あるいは職員層において、学生理事たちの中で、それぞれどのように論議され、相互にはどのような認識だったのか。事業連合の「単協主権」を今日の問題として考えた場合どうなのか、といった質疑が出された。

32、第32回（2009年12月17日） @同志社ハリス理化学館

講師：小塚和行（元京都大学生協専務理事）

テーマ：「京都の大学生協で経験したこと、考えていたこと」

1983年からの京大生協専務時代に、吉田食堂への大型投資や赤字克服・経営再建の努力。その頃より大学生協の役割が下宿生向けの活動から“勉

学研究サポート”へ重点を置き、ペガサスクラブや全米カレッジストア協会による科学的マネジメントによる事業連合の「改革」・第3次中計が進んだことなどが、当時の資料とともに具体的に示された。京大生協45周年史や戦前の京大消史の記録を整理し、「歴史を残すこと、歴史から学ぶことは、その時代に活動していた人たちの思いを知り、受け継ぐこと、協同組合にとって大事なことだ」と締めくくった。

33、第33回（2010年1月27日）@同志社大学寒梅館

講師：井上英之（大阪音楽大学）

テーマ：「共同研究をふり返って」

ここでの報告の骨子がI. にまとめられている。

### Ⅲ. 研究成果リスト

- ・『京都の大学生協史編纂委員会 会報』2006年10月1日創刊～13号まで発行
- ・『同志社生協史料集Ⅰ「東と西と」第1期』2008年2月28日（初版・ハードカバー版）同（普及版）2008年4月24日（二版）
- ・『同志社生協史料集Ⅱ「東と西と」第2期』2009年2月28日
- ・『同志社生協設立50年発祥110年記念誌 きょうとからの出発』2009年3月29日
- ・『同志社生協資料目録』2009年6月18日

- ・安部磯雄日記翻刻委員会『安部磯雄日記—青春編一』（『新島研究』第100号別冊）2009年2月10日
- ・『賀川豊彦のキリスト教と協同組合』（同編集委員会、2010年3月25日）

#### <論文>

- ・井上 史「1960年代の同志社生協」（『社会科学』81,2008年7月）
- ・庄司俊作「大学生協の高度経済成長と学生生活」（『社会科学』82,2008年11月）
- ・小枝弘和「初期の同志社生協史に関する一考察：購買部の動向に着目して」（『社会科学』82）
- ・井上 史「1970年代、80年代の同志社生協—変化と模索の時代の大学生協運動」（『社会科学』84,2009年7月）
- ・及川英二郎「1960年代の同志社生協の可能性—洛北生協設立の文脈」（『社会科学』85,2009年11月）
- ・人文研ブックレット30『同志社のキャンパス・ライフをささえて』2009年7月16日公開講演会

なお、『会報』にまとめられた報告・討論をまとめて刊行物も予定されている。

（いのうえ ひでゆき、京都の大学生協史編纂委員会代表）

# トルコの社会的経済または「サードセクター」

—社会的脆弱性を減らし、セーフティネットとディーセントな仕事作りによる社会的責任の推進—

フセイン・ポラット (ILO コンサルタント)  
訳 石塚秀雄・竹野ユキコ

【記者解題： これはILO報告文書、Hüseyin Polat, “Social Economy of the Third Sector in Turkey”, 2009の全訳である。著者はILOコンサルタントで、2009年10月に南アフリカで開催されたILO地域会議「社会的経済—グローバルな危機に対するアフリカの回答」という会議での報告書である。ILOは、アジア、アフリカ、ラテンアメリカにおける失業、労働問題、貧困の克服と経済発展のために社会的経済を重視している。アフリカや中進国では近年社会的経済・連帯経済のうごきが活発である。しかしアフリカやイスラム世界についての一般的情報や社会的経済や社会政策などについての情報はきわめて少ない。グローバル化の時代においては、そうした地域についても目配りが必要であろう。トルコは共和国で、人口7500万人、面積は日本の2倍で、イスラム教徒がほぼ100%であるが政教分離されている。政府は2009年の選挙により中道右派の公正革命党 (AKP) が担当している。EU加盟の動きもあるが、その社会経済についての情報は少ない。本論文はトルコの社会的経済を紹介していることで貴重なものである。その主力は協同組合であり、予想外の発展を見ている。医療・社会サービス分野でもそれなりの活動実体があるようであるので、今後さらに調査をしたい。】

## 1. はじめに

トルコにおける社会的経済または「サードセクター」は、社会的脆弱性を減らし、人々が経済活動に参加することを支援し、セーフティネットを作り出し、人間的な雇用を多くの労働者にもたらすことにおいて、非常に重要な役割を果たす。トルコの社会的経済組織は直接の加入者は1700万人を超える。社会的経済企業は、こうした人々と家族を含めると、トルコの人口の半分以上に関係しているといえる。国民経済へのこうした貢献はすべての分野に及んでいる。

トルコでは、社会的経済は、市民社会組織 (STK) により実行される社会的経済的活動だと見なされている。言い換えれば、非政府組織 (NGO)、協同組合、財団、アソシエーションなどを含む。トルコでの社会的経済という考えはもともと千年前またはアナトリアを本拠にしたオスマントルコ以前にさかのぼるが、教育や医療を含めた基本的な社会サービスのための団体などが発祥である。オスマントルコ帝国時代には約4万の団体が知られている。そのうち40%は女性によって設立されたものである。これらの団体は現在で

も存続しているものがいくつもある。

トルコの社会的経済の歴史は、世界各国の経験と分かち合うことのできるものである。トルコサードセクター財団 (TUSEV) には120以上の大きなアソシエーションや財団が加盟している。2010年6月にイスタンブールで開催される社会的経済国際会議の主催者であり、アメリカのジョンズ・ホプキンス大学サードセクター研究所 (ISTR) とトルコのカディル・ハズ大学 (財団によって運営されている) との共催によって「社会的経済と市民社会による危機に対する挑戦」を開催することになっている。ヨーロッパ財団センター (EFC) は2008年5月にイスタンブールで総会を開催したが、600人以上の代表が集まり、そこでトルコの社会的経済についての報告があった。とりわけ貧困者の事業活動作りのために資金調達する「他人のためのお金作り」が注目を浴びた。総会参加者はまたイスタンブールにあるオスマントルコ時代からある団体活動をいくつか見学した。

この報告書では、トルコの社会的経済と社会的企業について若干の紹介をする。

## 2. 社会的経済の定義

ヨーロッパ連合（EU）の「社会的経済各国連結勘定準備マニュアル」によれば、社会的経済の定義は次の通りである。

「民間の法人企業で、自己決定、自由加入の原則を持ち、メンバーが市場を通じて財やサービスの生産、保険、金融などを行うというニーズに基づいて設立されたものである。メンバーにより意思決定と利潤や剰余の分配を行い、メンバーによる資本や出資とは直接関係なく各人は1票を持つ」

EUの他の文書にあるように、社会的経済企業の特徴は、その第一の目的は資本への配当ではないことである。社会的経済企業は、市場競争に効率的に対処するために、連帯と相互扶助の原則に基づき、メンバーの「一人一票」原則に基づき運営がなされる。さらに、社会的経済企業は経営においてフレキシブルであり革新的であり、積極的なメンバーシップに基づいて運営される。

## 3. トルコにおける社会的経済の種類

トルコの社会的経済企業は大きく4つの種類に区分される。

- ・協同組合
- ・財団
- ・アソシエーション（職業団体、共済組織、SACCO (yardimlasma derneği) のような組織を含む)
- ・労働組合（その中で組合員とその家族のための社会的経済的組織を設立）

この最後の労働組合は、職場の売店や労働者が所有する消費協同組合や住宅協同組合、デイケアセンター、レクリエーション施設、ホテル、ゲストハウス、学生宿泊施設など、いろいろを含んでいる。

## 4. トルコにおける社会的経済の法制

社会的経済の組織や企業には、その種類にもと

づいていくつかの法律がある。

### (1) 協同組合

協同組合には3つの法律がある。

- ・法第1163号（1969）「協同組合一般法」。ただし、これには農業信用協同組合および農業販売協同組合は含まれない。
- ・法第1581号（1972）「農業信用協同組合法」。同改正法第5330号（2005）
- ・法第4572号（2000）「農業販売協同組合法」。

### (2) 財団

- ・法第5737号（2008）「財団法」。

### (3) アソシエーション

- ・法第5253号（2004）「アソシエーション法」。

### (4) 労働組合

- ・法第2821号（1983）「労働組合法」。
- ・法第4857号（2003）「労働法」。また上述の財団法とアソシエーション法も関係する。

## 5. 協同組合：社会的経済の最大の柱

トルコには約850万人の組合員、87,000以上の協同組合がある。協同組合セクターは社会的経済の最大の柱を構成している。協同組合は約10万人の雇用を生み出している。農村部や都市部における国民経済に大きな貢献をしており、協同組合は社会的経済の最大の推進力だと理解されている。トルコの社会的経済的な側面で、協同組合運動は著しい役割を果たしている。

### 5.1. 農業信用協同組合

これはドイツのライフアイゼン型協同組合と同様の形態をもっている。農業信用協同組合は、トルコの協同組合としてはもっとも古く経済規模も最大である。1879の基礎協同組合に130万人の農民が組合員となっている。16の地方連合会があり、アンカラに全国連合会がある。職員は全体で5,652人いる。この協同組合の最大の業務は農業信用事業である。さらに多目的な農協としての役割を果たしており、16の生産施設や加工施設などを経営している。また農薬工場（GUBRETAS）もいくつかあり、その市場シェアは84%である。種会社（TAREKS）、飼料会社（7つの工場）、農薬会社、

農業機械会社などを持つ。また農業信用協同組合は最大の保険会社を持っており、農民と農産物への農業保険を提供している。

農業信用協同組合の組合員出資総額は1億2800万米ドルである。2008年末の組合員貸付金は10億ドルである。これは、農業信用貸し付け全体の19%で第二位である(最大は農業銀行で占有率は40%)。農業信用協同組合が所有する施設としては事務所建物が1918カ所、倉庫が2533カ所である。化学肥料は毎年900トンから1000トン販売している(5億7800万ドル)。2008年度には、飼料8800万ドル、種7400万ドル、ガンソリン1億9000万ドル、消費製品9000万ドル、農業機械製品1億ドルの事業高である。2008年度に48協同組合教育コースが開催され、職員と組合員の2,533人が参加した。

要約すれば、農業信用協同組合グループの事業規模は2008年度25億ドル超である。

## 5.2. 農業販売協同組合

農業販売協同組合は、協同組合数322、組合員602,248人であり、17の製品別連合会有る。全体で7,000人の職員がおり、21の分野にわけて販売、加工事業に携わっている。いずれもトルコ経済にとって戦略的に重要な農産物分野であり、綿花、ハーゼルナッツ、ピーナッツ、オリーブ、オリーブ油、イチジク、ブドウ、豆、穀物、ヒマワリ油、カイコ、羊毛、バラ、果実、野菜などである。近年の財政困難と長期的な構造改革の影響にかかわらず、農業販売協同組合は依然として強い経済力を持ち、これらの農業製品の販売加工の市場ではそれぞれほぼ100%の市場シェアをもつ。

## 5.3. 砂糖甜菜生産協同組合 (PANKOBIRLIK)

同連合会に加盟する31の協同組合が160万トンの砂糖製品を生産する。7つの生産工場と5つの特別会社がある。砂糖甜菜生産協同組合は生産の42%の市場占有率、出資金総額8億200万ドル、職員数7,300人、組合員貸付金1億6500万ドル、事業高16億5000万ドルである。

## 5.4. その他の農業協同組合

その他の農業協同組合には次のようなものがある。

- ・農村開発協同組合：協同組合数7,503、組合員数790,037人、連合会数83、全国連合会数4。
- ・干拓協同組合：協同組合数2,428、組合員数286,197人、地方連合会数13、全国連合会数1。
- ・漁業協同組合：協同組合数522、組合員数28,185人、地方連合会数14、全国連合会数1。

## 5.5. 住宅協同組合

住宅協同組合は協同組合数59,129、組合員数2,150,860人で、最大の協同組合分野である。しかし、活動終了して、解散決議をしている数が多いのくらいなのか明確な数字はない。またその多くが労働組合との関係が強いのも特徴である。労働組合員のほとんどが住宅協同組合の組合員である。たとえば、5万軒の住宅を作ったKENT-KOOPは労働者所有住宅協同組合であり、労働組合によって作られた。住宅建設における住宅協同組合のシェアが1980年代と1990年代には36%あったのは、低価格集合住宅むけの貸付金が容易に借りられたからであった。この比率は近年次第に低下して、2000年には6%となった。というのも、住宅市場の集中化と非競争化とまた現今の世界的な金融危機が進んだためである。住宅貸付金の利用優先権は国営会社のTOKI(集合住宅局)がもっており、住宅協同組合にとっては死活問題である。現在住宅協同組合は不利な市場環境と政策の下で生き残りをかけている。

## 5.6. 工芸保証信用協同組合 (TESKOMB)

職人・販売業者によって作られた小規模の協同組合であり、自営業の集まりで、共同保証で貸し付けを受ける。主たる借り入れ先はトルコ人民銀行(HALKBANK)である。現在協同組合数899、組合員数67万人、地方連合会数32、アンカラに全国連合会がある。全国連合会が作ったサービス会社ESGIMTASは、単位協同組合に対して支援サービスを行っている。現在TESKOMBの貸し付け総額は20億ドルで、利子の50%は国が補填している。

## 5.7. 運輸協同組合

運輸協同組合はトルコ全域に展開している。協同組合数6,443、組合員数195,680人、地方連合会

36、全国連合会数1。

### 5.8. その他の「都市」協同組合

その他の協同組合の種類としては次のようなものがある。

- ・消費者協同組合：協同組合数3,229、組合員数305,504人。地方連合会20、全国連合会数1。その存続が危ぶまれている。
- ・作業所建設協同組合：協同組合数1,928、組合員数117,099人。
- ・ツーリズム開発協同組合：協同組合数397、組合員数17,893人。
- ・生産販売協同組合：協同組合数500、組合員数26,696人。

## 6. 財団

TUSEV（トルコサードセクター財団）によれば、トルコには4,500の財団があり、大規模な120がTUSEVに加入している。TUSEVは最近「社会的投資事業」を開始して、サードセクターの資源を効率的に利用して、政府・民間営利セクター・サードセクターを集めて、慈善的寄付を市民社会組織が活用できよう仕組を導入しつつある。TUSEVは報告書「トルコのフィランソロピー—市民、財団、社会正義の追求」を出版した。同報告書はオスマントルコ時代の財団の歴史、現代トルコの財団活動、個人寄付、企業フィランソロピーの4部門で構成される。また宗教の役割や圧倒的に多くがムスリムで構成される社会におけるフィランソロピーの役割、トルコにおけるフィランソロピーと社会正義との結びつきにも触れている。

トルコには財団立の大学が32ある。トルコ最大の銀行（Is Bankasi）は財団が所有し、職員数は17,500人いる。軍人向け共済組織（OYAK）もトルコ最大の財団のひとつで組合員20万人、26施設、職員数16,585人である。土地森林浸食防止財団（TEMA）も環境保護政策のために奮闘している。医療分野では、医療従事者と障害者によって設立された財団がいくつも良好な活動をしている。財団がどのくらい雇用創出しているかのデータはないが、数十万人が雇用されていると思われる。2008年10月時点の財団の活動分野は、次のとおりである。

- ・社会サービス：1,906（全体の42%）
- ・教育：1,105（24%）
- ・文化：605
- ・寄付・慈善：519
- ・医療：259
- ・その他：77

## 7. アソシエーション、相互扶助基金（共済）

2008年10月時点で、トルコには80,757のアソシエーションと相互扶助基金（yardimlasma derneği）がある。これらの会員総数は860万人である。職員数は25万人くらいである。アソシエーションと共済の活動分野の種類は次のようなものがある。

- ・社会サービス：5,434
- ・総合扶助基金（共済）：13,382
- ・環境：1,243
- ・職業連帯：7,913
- ・住民活動（女性）：9,108
- ・市民権・人権：791
- ・若者：528
- ・文化 3,003
- ・医療：1,893
- ・スポーツ：13,860
- ・開発：1,494
- ・宗教：14,744
- ・その他：5,501

これらのアソシエーションと相互扶助基金は、貯蓄信用協同組合（SACCO）と同様の活動をしているものがある。金融危機の中で、マイクロクレジットや社会サービス、コミュニティサービスを通じて、労働者の社会的な不利な条件を減らしていくために重要な役割を果たしている。それゆえに、協同組合と相互扶助組織は市民社会のセーフティネットとして広く社会に認知されたのである。

大規模な相互扶助アソシエーション ILKSANは1943年に設立されている。これは小学校教員医療社会サービス基金で、25万人の会員と多くの施設が全国にある。警官によって1952年に設立された POLSANは、会員数10万人以上であり、いく

つかの社会的企業と保険会社（Ankara Sigorata）を持っている。その他のものとしては、175,000人の会員のいるPTT貯蓄信用アソシエーションや、トルコテレコム職員貯蓄信用アソシエーション（17,000人）、1920年代に設立された鉱山労働者アソシエーションAmele Birliği（12,500人）などがある。また労働者や公務員の職場アソシエーションが数百から数千人の会員規模で多く存在する。また女性グループの事業設立推進を支援する女性起業家団体（KAGIDER）のように、ヨーロッパ連合が資金提供して女性向け教育および支援プログラムを行うものもある。

## 8. 労働組合による事業組織と社会的企業

労働組合はその基本的な役割（団体交渉、ストライキ権、労働者の権利の推進）に加えて、組合員むけの諸活動を、次の分野で取り組んでいる。

- ・組合員による消費者協同組合、住宅協同組合の推進支援
- ・相互扶助基金（共済組合 SACCO と類似）を通じて本人および家族向け貸し付け事業の支援
- ・消費者保護・相談活動への参加
- ・組合員と地域コミュニティむけの社会サービス事業所の設立と運営

これについては成功事例がいくつかあり、次のようなものがある。

- ・金属労働者労働組合（Turk Metal）：ホテル3（四つ星、そのうち一つはトルコ国外）、社会センター（およびメンバーの保養所）5、老人ホーム1
- ・エネルギー労働者労働組合（Tes-Is）：ホテル2（四つ星）、リゾート施設1
- ・建設労働者労働組合（Yol-Is）：ホテル2（四つ星）、ゲストハウス1
- ・鉄道労働者労働組合（Demiryol-Is）：リゾート施設2、多目的ホール1、ゲストハウス2
- ・砂糖産業労働者労働組合（Seker-Is）：ホテル1（四つ星）、ゲストハウス1、レストラン1、砂糖財団1、砂糖保険1
- ・農業労働者労働組合（Tarim-Is）：ホテル1

（四つ星）、ゲストハウス1

- ・織物労働者労働組合（Teksif）：リゾート施設2、ゲストハウス1
- ・協同組合事務労働者労働組合（Koop-Is）：ゲストハウス1

## 9. トルコにおけるグローバル金融危機の影響と社会的経済

トルコは、大きな民間外国負債と多額の通貨債務を抱えて現在危機にある。したがって、グローバルな金融危機が金融市場を通じてトルコに影響を与えており、外国資本資金の投資が減少し、貿易収支も危機的な状況にある。トルコ経済へのグローバル金融危機の影響は、市民社会の生活にも甚大な被害を与えている。失業率は11%から20%に上昇した。中小企業の倒産数は、金融危機により昨年対比で3倍である。経営者団体 TISK によれば、若者の失業は2009年5月時点で28.7%である。会社倒産数は2009年前半で3,602件である。これは2008年同期対比で18%増である。自営業の倒産数も多い。事業統計によれば、同時期の自営業の倒産数は25,198件である。

産業貿易省（STB）は、各協同組合連合会に対して、2008年末までに、金融危機の与えた影響とその対処方法について報告せよと通知した。協同組合連合会の回答に基づく政府の報告書では、深刻な影響を受けているのは農業販売協同組合、とりわけ綿花、ヘーゼルナッツ、オリーブ油、ヒマワリ油関係の協同組合で、農民への農産物支払いが困難になり、売れば売るほど損をする事態となっている。

住宅協同組合と消費協同組合もまた厳しい影響を受けている。

住宅セクターに対する金融危機の影響はずっと厳しく、住宅協同組合連合会（TURK-KENT）は、産業貿易省報告書の中で、金融危機の影響により住宅建築着工数は6.5%とどうしようもない水準に落ち込んでいると述べている。しかしこの急速な落ち込みについて産業貿易省の意見は違う。すなわち、金融危機ではなく、TOKIへ支援をおこない住宅協同組合を従属的な位置にしようとする政策転換によるものである、としている。

全国農業信用協同組合連合のトップによれば、金融危機のため、特に農業資材の販売に関して影響を受けたが、組合員の返済に関しては甚大な遅延や減少はないという。

社会的経済の各分野、アソシエーション、財団に対する金融危機の影響に関する十分なデータはない。しかし、これらの組織や企業にたいする金融危機の影響は、中小企業やその他実体経済の企業にたいするものよりは大きくないだろう。トルコの多くの協同組合は、国連の国際協同組合の日の宣言における金融危機に対する協同組合の役割に同意している。ILOの報告書でも同趣旨が触れられている。

## 10. むすび、将来のあり方

トルコでも実体経済にたいするグローバルな金融危機の悪影響が広がっているが、社会的経済企業とりわけ協同組合についての影響は少ないといえる。産業貿易省報告書では、金融危機は民間企業、自営業の多くを倒産に追い込んだ（2009年前期で倒産数40,993件、協同組合倒産数は3,142件）。このことは、協同組合は金融危機に対して、他の民間企業よりも立ち直りが早いことを示している。

トルコの社会的経済の回復強化とグローバルな金融危機の影響低減のために、将来なにをなすべきかについて、次のような意見がある。

- ・産業貿易省報告書では、協同組合運動を支援して、政府と協同組合セクターが協働すべきだとしている。また報告書では、2010-2014年の協同組合開発のための7つの戦略目標を掲げている。すなわち、政府による協同組合支援サービス基盤の再編、協同組合教育の重視、情報、研究開発、協同組合間協同の推進、協同組合の資金調達強化、協同組合の内部・外部監査制度、経営能力の強化、国際的基準に合わせた協同組合法制度の整備など。
- ・緊急の問題として、(都市の)住宅協同組合と消費協同組合の支援救済政策の実施、低所得者層・貧困層への必要なサービスの実施（住宅建設自己資金や食料・生活必需品の購入）。
- ・協同組合、財団、アソシエーションに対する政策支援として、社会的企業に税制優遇をして社会的責任サービスを実施し、数百万の低所得品構想のためのセーフティネットとなること。

H. Polat, Ankala, 2009年10月1日

## 【事務局ニュース】 2・2010年度定期総会の開催

下記の通り標記総会を開催致しますので、ご案内申し上げます。

記

1. 日時：2010年6月12日（土）

(1) 午後2時00分～3時00分 総会

(2) 午後3時30分～5時00分 講演会

「学校は子どもを貧困から救えるか」

講師：明治大学・埼玉大学講師（兼任）

青砥 恭 氏

2. 場所：平和と労働センター全労連会館 3

階 304・305室

〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4

（最寄り駅：JR線・地下鉄丸の内線御茶ノ水駅）

3. 議題：

(1) 2009年度活動報告及び決算承認の件

(2) 監事監査承認の件

(3) 2010年度活動計画及び予算承認の件

(4) 役員改選の件

(5) 定款変更の件

以上

## 10 第2次大戦と医療

野村 拓

### 46. 民間保険・ペニシリン・原爆

#### —第2次大戦とアメリカ—

「総力戦」が叫ばれた第1次世界大戦では、アメリカなどで健康の基準について「軍事的健康」と「産業的健康」とのダブルスタンダードが生まれた。つまり、兵役には不適だが、軍需工場では労働可能という「区分け」であり、例えば、扁平足 (flat foot) などはここに区分された。

さらなる総力戦である第2次大戦では、軍隊用医療マンパワーの確保の他に、軍需工場への人集めが大きな課題となった。しかし、戦時統制経済の下で、賃金・物価水準は凍結されたような形になっている。そこで (アメリカの場合) 軍需工場側が考えたことは、(会社側が) 労働者のために民間医療保険をバックで買ってやることであった。

公的医療保険制度のないアメリカで、これは有力な労働力確保方法であり、この形は戦後も持続されることになったのである。

他方、戦争勝利のための産・官・学一体のプロジェクトとしてマンハッタン計画 (原爆の製造) とペニシリンの大量生産が進められた。ペニシリンは1942年初頭には数ケース程度の生産量であったが、1943年には軍全体に普及し、1944年春には1,000カ所の民間病院に、秋には2,700カ所に普及し、1945年にはアメリカ国民全体がその恩恵を受けるようになった。

ペニシリンのおかげで、ドイツの傷病兵の死亡率10%に対して、アメリカ兵の場合は5%であったともいわれている。大戦末期には米軍のすべての軍医がペニシリンとデイスポの注射器を持っていたといわれるから、デイスポ注射器も戦時医療

の産物と考えられる。もちろん、ペニシリンの効かない病気も多かった。

『病める時と富める時』

☆Rosemary Stevens: In Sickness and In wealth. (1989) Basic Book.

によれば、北アフリカ、地中海方面の戦場では、1万7千人の非外科病棟入院者の45%は精神神経疾患で、26%が感染症であったといわれる。

『戦争と疾病』

☆Leo B. Slater: War and Disease (2009) Rutgers Univ. Press.

の副題は「20世紀におけるマラリアの生物医学的研究」となっているように亜熱帯や熱帯地方で戦われる戦争にマラリアやデング熱はつきものであった。

『人類の負担——マラリアの世界史』

☆James L. A. Webb Jr.: Humanity's Burden—A Global History of Malaria. (2009) Cambridge Univ. Press.

には「マラリアと第2次大戦」の項があり、日本については「15年戦争とマラリア」という視点で叙述がなされている。また

『医学と勝利——第2次大戦におけるイギリス医学』

☆Mark Harrison: Medicine and Victory. (2008, 初版2004) Oxford Univ. Press.

には、ビルマ、インド戦線における英軍の日本軍に対する勝利は、マラリア対策の勝利、と書かれてある。

感染症対策としてのペニシリンの大量生産と並ぶ国家的プロジェクトとしてのマンハッタン計画については

『原爆—その生き立ち』

☆Gerard J. DeGroot : The Bomb, A Life.(2005) Harvard Univ. Press.

がだされているが、問題は非戦闘員を大量に殺戮することを肯定する論理がいかにして形成されたかである。この本では、第1次大戦時の、ささやかな空襲による非戦闘員の死から始まっている。しかし、日本の都市を焼き尽くす戦略爆撃や原爆投下にゴーサインを出したトルーマン大統領が1947年に使った「低開発国」という言葉から想像される「おごり」と品性こそ問題ではないだろうか。

## 47. ペンタゴンの医療経済学

### —大兵力と医療マンパワーの計算—

第2次世界大戦中の日本国内の医療現場はどうであったか、についての具体的見聞を得るのは意外に難しい。その理由は、当時、生きの良い医者はねこそぎ軍医に動員されていたからである。したがって、軍隊や戦場の医療についての見聞は得られても、内地の医療や国民の受療状況については、意外にわかっていない。それほど医療マンパワーは動員されたわけである。

『専門看護』

☆Kay Kittrell Chitty : Professional Nursing. (1993) W. B. Saunders.

によれば、アメリカ陸軍は第1次大戦のときに、それまで採用しなかった黒人看護婦を、はじめて18人採用したが、これはマンパワー上の問題であった。

『医療的暗礁と保健医療改革』

☆Eli Ginzberg : Medical Gridrock and Health Reform. (1994) Westview.

のなかで、著者は、第2次大戦が、桁はずれの医療マンパワーを必要としたこと、そして、その計算によって、自分自身が医療経済学者になれたことを述べている。彼は1942-1943年段階で、米陸軍の4万5千人の軍医をどう配置するべきかの研究をやったのである。

「ピーク時には、1日あたり60万の患者がベッドを占領し、60万以上の看護婦、病棟勤務者、支援スタッフが働いていた。両方を合わせると、米

陸軍全体の人員の7分の1を占めることになる」(前掲書)。

現在のアメリカでは、入院患者1人について約4人の病院スタッフがあり、日本の市民病院クラスではベッド数と病院スタッフの数とはほぼイコールである。ということは、戦時下のアメリカでは、平時の日本なみにまで患者あたりのスタッフ数を減らさなければならなかったのである。なにしろ米陸軍は平時兵力の27万から820万にまでふくれあがったからである。もちろん、医師、軍医の養成だけではなく、看護婦の大量養成も課題となった。

1930年以前は11カ所だった准看護婦養成学校は、1930年から1947年の間に25校以上開校され、第2次大戦によるRN(Registered Nurse—正看)不足によって、養成に加速がついて止まらず、1948年から1954年の間に、実に260校以上が開校した。

『看護訓練』

☆Margaret O'Bryan Doheny 他 : The Dicipline of Nursing. (1997) Lippincott.

は、軍の要望によってできた1943年の看護婦養成法(ポルトン法)をとりあげているが、この法律によって、「軍看護給費生」ともいふべき、なにもかも無料の上に、お手当のつく看護婦養成制度がスタートした。これは17歳から35歳までを対象年、制度がなくなる1948年までに、12万5千人が養成された。そして、このようにして大量に養成された看護職員に対する戦後処理のような形で、「正看」「准看」「助手」の階層構造が定着し、「より安く、より効率的に」という経営理念のもとで、三者の組み合わせを「チーム・ナーシング」などと呼ぶようになるのである。

## 48. 日本占領下の仏印・パストゥール研究所

### —日本医学の「土人」観—

太平洋戦争前夜の日本の南進圧力はすさまじいものがあった。国策雑誌「画報 躍進之日本」にはデカデカと「南方資源図」が載り、石油、ゴムなど戦争遂行に必要な各種資源が、今日のインドネシア、マレーシア、タイ、ビルマ(ミャンマー)などの諸国に、どのように分布しているかを示し、

また戦略的攻撃目標としてのシンガポールの軍港や要塞地帯がイラストで示されていた。

南進基地、台湾には「台湾熱帯医学研究所」が設立され（1938）、台北帝大医学部の学生サークル「南方医学研究会」は「南方医学展」を開催したりしていた。

1940年、フランスがドイツに降伏すると、日本は抜目なく北部仏印に進駐した。「仏印」とはフランス植民地時代の「仏領印度支那」の略名で、今日のベトナム、ラオス、カンボジアである。そして、1941年7月になると、太平洋戦争開戦準備のために南部仏印まで占領した。

フランス植民地時代の仏印にはパスツール研究所が4カ所にあった。当時の雑誌「日本医学及健康保険」は、南部仏印占領前（1941.1.25）と占領後（1941.9.13.）の二度にわたってパスツール研究所をグラビアで紹介している。

「仏印における4つのパステール研究所をここに紹介する。現在に於ける仏国の仏印に対する医事衛生を通じての植民政策は比較的 success して居る。この医学方面に就いて反仏派の安南人ですら、フランスに感謝すべきは衛生整備だけだろうと言っている程である。」（「日本医学及健康保険」1941.9.13.）

この4つのパスツール研究所についてベトナムからの留学生に聞いてみたが、名称を変えて、現在もおおむね機能しているようである。このような歴史的積み重ねが、例えば SARS 対策に生かされているかどうか、という視点を持つと同時に、この記事に出てくる「土人の医師、薬剤師、看護婦、産婆等有資格者3000を超え」とか「パステール研究所が土民のために用意した種痘」とかの表現に見られる思い上がった「土人」「土民」感覚を反省しなければならない。そして、その気になれば年に3回、米がとれる豊かな穀倉地帯で、多くの餓死者を出すほどの食糧調達を行った日本軍の悪業も明確にしておく必要がある。

食糧調達だけでなく、強制労働もアジア各地で多くの被害者を生んだが、これについては

『日本占領下のアジアの労働者』

☆Paul H. Kratoska 編：Asian Labor in Wartime Japanese Empire. (2005) M. E. Sharp. が出されている。それだけではない。

『バンコクの風俗産業』

☆Ara Wilson : The Intimate Economies of Bangkok. (2004) Univ. of California Press.

には、日本占領下で生まれた sex slaver (慰安婦) が風俗産業のルーツと書かれてある。

## 49. 出揃った ABC 兵器

### —A (原爆) B (生物) C (化学)—

ダットン人が城攻めの際に、ペストで死んだ人を城内に投げ込んだのが生物兵器のはじまりという記述もあるが、近代科学の成果を活用した形で大量殺戮兵器の歴史への登場は第1次世界大戦で使われた化学兵器、毒ガスであろう。第1次大戦を象徴するものとして、防毒マスクをかぶった兵士の写真が本の表紙などに使われることが多い。

第1次大戦時、すでに生物兵器の開発は各国で進められていたが、戦場で使われるところまでは行かなかった。

その後、戦場で使われることは少なかったが、化学的大量殺戮手段はアウシュビッツ収容所で使われ、近くはオウム真理教の地下鉄サリン事件でも使われた。そして、旧日本陸軍が開発し、遺棄した化学兵器は旧満州国（中国東北部）や日本国内（大久野島など）に負の遺産として残されている。

生物兵器（細菌兵器）については、日本の731部隊があまりにも有名であるが、石井式濾水器の発明というすぐれた技術能力を持った人間が大量殺戮兵器の開発に取り組むようになった動機は一種の謎であり、京大出身の陸軍軍医石井四郎が、当時、京大医学部の勢力圏であった満州をフィールド・ワークの場として開発研究を展開した経過については、なお研究の余地が大いにある。しかも、731部隊の有力メンバーが、なんら社会的制裁を受けることなく、戦後も京都府立医大の学長などの要職に居座ったのは驚くべきことであった。

この「驚くべきこと」を可能にしたのは、米軍の細菌兵器に対する強い関心から、731部隊のノーハウ取得を条件に、同グループの免責を認めたからである。秘密りに使用が可能な細菌兵器のノーハウが秘密りに取引され、戦後の冷戦時代の武

器として重視された訳である。

ABC兵器という視点から見れば、日本は唯一のA兵器による被爆国であり、B兵器、C兵器については開発・加害国であるが、一般市民がそれらの被害を受ける危険性を十分備えた国といえる。

B兵器、C兵器（火薬類も含めて）によって一般市民が被害を受ける形のひとつとしてテロリズムや自爆テロがある。運搬・使用手段まで含めて、これらの問題を総括する本が出されたとき、日本が登場するのは

- ・大量虐殺（南京など）
- ・731部隊
- ・神風特攻隊（自爆のルーツとして）
- ・連合赤軍のテルアビブ事件
- ・地下鉄サリン事件

などの諸点においてである。

第2次大戦の惨害の記憶を持つ人は少数派となってしまったが、最近出された

『第2次世界大戦地図』

☆Martin Gilbert : The Routledge Atlas of the Second World War. 2版. (2009) Routledge.

は、人類的愚行の軌跡として、しげしげと眺めてもらいたい本である。世界じゅうが戦場となった時期のマップだが、住民の生活の場である牧場や畑が戦場になったのだ、という目で見てもらいたい。世界史、世界地理的素養に欠ける若い世代は、まず、「人類的愚行」を入り口にして、それらを学ぶべきだろう。

## 50. 第2次大戦がのこしたもの

### —医療・福祉的挿話として—

第2次大戦がのこしたものを医療・福祉的に総括するすことは、テーマとしてあまりに巨大である。ここではこぼれやすい話を総括的、落ち穂拾いの的に拾ってみることにする。

『自殺の生涯的展望』

☆Antoon A. Leenaars 編 : Life Span Perspectives of Suicide. (1991) Plenum Press.

には、アメリカにおける歴史的自殺統計（人口10万対の自殺数）が載っているが、第2次大戦のと

ころで落ちこんでいる。もちろん、性・年齢・人種別に見る必要があるが性別では男子に落ち込み（自殺率の低下）が見られ、女子はそれほどでもない。白人と黒人との差は大きくなく、やや白人の方が顕著かという程度。そして、15-24歳の年齢階級には顕著な自殺率の低下が見られる。

こんな統計資料から、青少年の自殺防止のために軍事訓練や匍匐前進でしごけばいい、などと野蛮な結論を出してくれては困る。戦争によって自己決定の機会を奪われたと考えるべきではないか。

『アメリカの子ども時代の歴史』

☆Steven Minz : Huck's Raft—A History of American Childhood. (2004) Belknap.

には、子どもたちにとって真珠湾攻撃が何であったか、が書かれてある。また「大西洋憲章」（1941）という一応の正義が存在したことも、その後の正義なき戦争、ベトナム戦争、やイラク戦争との対比において確認しておくべきだろう。他方、

『精神保健ケアの経済的評価』

☆Martin Knapp 編 : The Economic Evaluation of Mental Health Care. (1995) PSSRV.

から、イギリスの精神医療費統計を見れば、傾向的上昇を見せながらも、第1次大戦と第2次大戦のところで、えぐられたように低下している。この解釈は難しい。戦争がゼイタクな「甘え」を吹き飛ばしたのだ、というのは野蛮な見方だろうか。

敗戦国ドイツでは、ナチ・イデオロギーの推進者であった大学の「民族衛生学」があつという間に「人類遺伝学」に看板を書き換えた。それ以上に変わり身の早かったのは日本の学者で「産めよふやせよ」の旗降りは受胎調節講習会の講師に変身した。しかし、変身以前の段階で多くの日本人が死んだ。海外で出されている本で、日本兵の「死亡通知」の写真をそのまま載せたものがあるが、そこにはガダルカナルにおいて「マラリア兼戦時栄養失調」により死亡と書かれてある。ビルマ戦線、南方戦線などでは、このような形での死亡が一番多かったのではないか。

北はアリューシャン列島、アッツ島における玉砕、南はオーストラリア、シドニー港に対する特殊潜航艇による攻撃、東は潜水艦搭載機によるアメリカ本土攻撃、西はドイツからの帰途、大西洋で撃沈された潜水艦と、負戦のなかで、これだけ

地球上の広い範囲に骨を撒き散らした民族はいないのではないか。そして、かつての戦場で、遺骨の収集もなされないままに、レジャー、リゾート開発が進められ、リゾート開発詐欺にかかる人間が出たりしている。地名を聞けば「痛み」がはしるような歴史的認識を欠いているからである。セブ島と聞けば、クイズを当てて観光に行く島と考えているかもしれないが、あの「レイテ島」の西隣の島であり、降伏した従軍看護婦たちが集結した島でもある。降伏まで生き延びることができず、最後まで残しておいたミニマムの化粧品で、みずから死に化粧をして死んでいった従軍看護婦もいる。

最後に、体験の風化防止の意味もこめて、2、3の海外文献と国内文献をあげておきたい。

『第2次大戦中のソビエト医療』

☆Mary Schaeffer Conroy : *Medicines for the Soviet Masses During World War II.* (2008) Univ. Press of America.

『日独関係、1895-1945』

☆Christian W. Spang 他編 : *Japanese-German Relations, 1895-1945.* (2008) Routledge.

『軍事的オリエンタリズム』

☆Patrick Porter : *Military Orientalism.* (2009) Hurst & Company.

国内文献としては、戦争中の住民健康調査として☆「東京市滝野川区における健康（病勢）調査」をあげたい。当時の滝野川区医師会長が実行委員長をつとめた調査で、あまり知られていない。また、戦後に影を投げかけた問題としてヒロポンがある。軍需工場での徹夜作業の「除倦覚醒剤」（大日本製薬の広告文言、「日本医学及健康保険」1942.4.4.）として使われたのが始まりで、この点については拙稿「24時間社会と覚せい剤」（『大阪保険医雑誌』2010.2.）でふれた。「滝野川区」の調査は、もし『社会調査ソースブック』のようなものが編纂されるときには忘れずに収めてもらいたいもの。

（のむら たく、国民医療研究所顧問）

## （事務局より）『文献プロムナード』をウェブサイトに掲載しました

野村拓先生に20回にわたって連載いただいた『文献プロムナード』を、先生のご快諾をいただいて研究所ウェブサイトに掲載しました。連載後にお書きになった「文献プロムナードへの序」もあります。ぜひご覧下さい。

<http://www.inhcc.org/jp/research/news/nomura/index.html>

## ワーキングペーパー (2006年11月)

©Takashi SUGIMOTO (杉本貴志), "Red Store, Yellow Store, Blue Store and Green Store : The Rochdale Pioneers and their Rivals in the late Nineteenth Century"

ISBN 4-903543-01-3 (978-4-903543-01-7)

### Summary

In this paper the birth and development of the co-operatives which were rivals of the Rochdale Equitable Pioneers Society are traced. Though the famous Pioneers Society has been studied by many historians, little is known about its rivals in Rochdale. In 1870 there were four co-operative stores, each with its own 'colour', in the birthplace of Co-operation. This work sets out to dig up these forgotten co-ops in the historical records and to clarify the meaning of the split in the Pioneers. In the course of the argument the position of the Pioneers in the co-operative movement should become clear.



『いのちとくらし研究所報』17号に日本語の論文が掲載されています (58～63ページ)。

## ワーキングペーパー No.2 (2010年3月1日発行)

◎『友愛社会とは何か—ヨーロッパから学ぶ社会像』 富沢賢治(聖学院大学大学院教授)

- 目次
- はじめに
- I 問題と問題解明の方法
  - 1. なにを問題とするか
  - 2. 問題をどのように解明するか
- II 時代の動向
  - 1. 世界の状況
  - 2. アメリカ
  - 3. ヨーロッパ
  - 4. イギリス
  - 5. 日本
  - 6. 民間非営利組織増加の要因
  - 7. 民間非営利組織の評価
    - (1) アメリカでの評価
    - (2) EUでの評価
    - (3) CIRIECでの評価
    - (4) フランスでの評価
- III 社会的経済の事例——モンドラゴン協同組合
  - 1. 発展の歴史
  - 2. 組織と運営の基本原則
  - 3. 1990年代以降の状況
  - 4. 発展の要因
  - 5. ワーカーズコープ発展の基本的要因として
- IV 社会的経済の理論
  - 1. 「社会的」という言葉の意味
  - 2. 社会的経済論の歴史
  - 3. EUの政策としての社会的経済
  - 4. 社会的経済論の社会認識
  - 5. 社会的経済論の政策提言
  - 6. 社会的企業の発展
    - (1) 社会的企業という概念
    - (2) 社会的企業の社会的位置と機能
- V 友愛社会の展望
  - 1. 市場経済と労働の社会化
    - (1) アダム・スミスと市場経済
    - (2) マルクスの人間観と労働観
    - (3) マルクスの未来社会論
    - (4) 「労働の社会化」論
  - 2. 生活の社会化と友愛社会
    - (1) アソシエーティブ民主主義
    - (2) アソシエーティブ経済
    - (3) 労働運動の根本方針
    - (4) 生活の社会化と友愛社会の成立
    - (5) 労働の社会化を促進するための法制度
- 参考文献

## 佐藤貴美子『われら青春の時』

(新日本出版社、2009年6月、286p、2000円(税別))

早川 純午

「お金のあなして診療を差別していいのか!」と帯封にかかれているこの本は、1953年9月21日愛知に初めて誕生した民主診療所(民医連に加盟)をめぐる物語である(蛇足だが、作者は理解していたとおもうが、実は愛知での戦後はじめての民主診療所は1953年6月、渥美半島の現・田原市にできた北山医院であり、作中の星浜診療所、つまり星崎診療所は第二号になる。ただあくまで小説なので、こだわらない。『愛知民医連の40年』参照)。

第1～3章は、1952年のさわやかな初夏の七夕、インターンになったばかりの25歳になった長身の主人公、伊藤和子の紹介から始まる。この明るい始まりから一変し、この日の夕方を引き起こされた大須事件に巻き込まれた和子とその同級生の姿が描出される。そして、戦後の愛知における民主的医療運動の中心になってきた田口医師が和子と豊にたいして、主題である愛知における民医連運動への参加を呼びかける。和子を支援する当時の大学の民主的教官の動きや、戦前からの名古屋大学の民主的伝統を地下水と表現し当時の状況がみえてくる。医師国家試験合格のよるこびの中で和子の入院中の母親が手術後に悪化し、余命一日とつけられる。必死になり最善を尽くそうと無謀にも対診を依頼し、その結果母親は見事回復する。この経験で和子は「命を最後まであきらめない。だれに対しても平等に手を尽くす」という生涯の信条を身につける。

その後の4章以降は、愛知民医連の先駆者たちが青年らしい悩みをもち、助けあい、羽目をはずしながら活躍したセツルメント活動と民主診療所設立までである。学生たちが「地域の人たちのふところに飛び込もう」と決意し南区の民主クラブ



と出会い、セツルメント診療所の開設から診療所つぶしの策動、これに対する民主クラブの人たちによる「百人の寄り合い」成功や和子が村の医者になる決意、当時の医療状態や医師としての成長、さらに「蜂佐」で起こった大企業の汚染排水による健康破壊を『社会医学部』の学生による井戸水の水質検査によって判明したことをマスコミが取り上げ行政が動いた、名古屋市における市民運動の最初の勝利を描く。初出は「しんぶん赤旗」2008年9月24日より09年3月15日までに連載された15章であるが、これに終章が加えられて本となった。

終章では、1959年9月29日に襲った伊勢湾台風の被害、その救援を和子が全日本民医連に連絡し、49日のべ700人にのぼる全国の民医連の仲間と愛知の民主的なひとびとの救援活動を経て、その後の愛知民医連を形成していくみなと診療所、みなみ診療所の開設(1961年)が紹介される。

この本は 終章にあるように「警察と検察が、《大須事件》を仕立て上げて、日本共産党を「暴力と陰謀の団体だ」と宣伝し、革新勢力の殲滅を

謀ったのは1952年7月だった。マスコミの協力の下に、それは大成功したかに見えた。「共産党は恐ろしい」と市民はおもっていた。けれど1959年9月、未曾有の大災害が襲って来た時、縁もゆかりもない自分たちを助けにとんできてくれたのは、「暴力と陰謀の団体」の筈の共産党員たちであり、『赤』の団体とされていた民医連というところであり、「アカ」の病院と陰口を言われた田口医院と星浜診療所だった。」しんぶん赤旗での連載であることから当然であろうが、愛知民医連運動の創設期の前編というべき時期の共産党員たちを中心に描いている。2010年2月、全日本民医連は新綱領を採択したが、新綱領をつくりあげる過程では、民医連が各地でどのような経過で生まれたか、先輩から聞く機会が多くもたれた。ちょうどこの時期に、愛知民医連の先輩たちの若き日を想像し地域に根付く医療を実践したことを知る上では、大変よくできた小説である。

田口医師、実際には田淵祐之医師や民主的な大学医師などによりセツルメント活動を通じて多くの民主的學生が育った揺籃期があった。若き先駆者たちのそれぞれをこと細かく記載するものではなく、たくさんの方々の生き様を総合して、森豊、今井健、本間遼という三人の人物に代表させている点や、戦前の無産者診療所の青木文次医師やその母堂の話などを組み合わせて、わかりやすく構成されている。創設期のいわゆる第一世代の方々が懐かしくおもえばかりではなく、その後の我々や孫二世代である現在の青年が時代を理解しやすいように、無産者診療所、大須事件や東宝争議のことを丁寧にもたうまく組み合わせて描かれているのも良かったとおもう。

學生セツラーが「地域の人たちのふところにとびこ」み「ひと夏の経験で、セツラーたちは医療に恵まれずに来た人たちの生活と、お年寄りから赤ちゃんや子どもたちの姿をじかに目にしてきた。病をこらえて働く人の姿を胸に焼き付けた。こういう人たちの役に立つ医者になりたい、看護婦になりたいという思いが沸々とわいてきた。勉強の目的がはっきりしたのである」というように、昔も今もやはり學生は地域の中に飛び込むことが大事なのだ。

筆者があとがきで民医連の看護活動交流集會に

参加した感動から、和子が経験が少なく診療所医師となることを不安におもっているとき、「人間とは丈夫なものだ。だから命を最後まであきらめない。だれに対しても平等に手を尽くす。」「最後まであきらめない。打てる手は全部打つ。迷ったら対診を仰ぐ」と生涯の信条にしたとある。私もおそらく諸先輩たちも、民医連で働きはじめるとき同様の想いを持ってきたとおもう。しかし、現在の研修医や職員にとって、このようにはいかない。やはり研修は大事である。ただ、この心構えはやはり信条とすべきだろう。

私にとってこの本は、今はなき田淵祐之先生、芝野一三さん、愛知民医連創設の先生などこのような歴史を話すことがなかったかわりに、その「われら青春の時」を少しでも追体験できるものだった。そして、和子が田口医師から共産党に参加してほしい、民診を作らないかと話をされているときの「…病気になって体がしんどい、切ない。そのときこそ平等に大事にされるのが、医療というものと違うか。働く人に寄り添う医療をつくりあげないかん」という言葉や、さしあたって何が必要かの質問に和子が「お金がなくても医者にかかれるようにしないと」「敷居が高くない病院が必要です」と答えたこと、また「病気になって金がない。人生これほど辛いことはない。この苦しみをなくしたい。」といった言葉がこの本の主題であり、民医連の原点だろうと改めて考える。作者の意図とは違うだろうが、ちょうどいま愛知民医連で起こっている「差額室料（ベッド代）」問題がある。無差別平等の医療の表象としての「差額ベッドのない民医連」にたいして「お金を払っても個室がほしい人たちの要求実現であり差別を持ち込むものではない。むしろ、すべての人々の要求を実現するのだ」という意見との間で話し合いはまだ築かれていない。原点を確かめながら将来を考える大切な時期と言える。

この小説の主人公たちの世代、そして現在のわれら青春のときを歩む若い職員の皆さんがこの小説を読み和子の決意をどう想い、自分に重ねるか、新しい綱領とともに考えてほしいものです。

(はやかわ じゅんご、名南ふれあい病院医師、全日本民医連副会長)



# 医療産業における労働力 ② ドイツの医療労働従事者(2008)

石塚 秀雄

## 1 解説

### (1) ドイツの医療保険制度

ドイツの医療制度は、いわゆる公的医療保険制度(社会保険制度)である。日本と少し異なる点は、日本が国家管理されている傾向が強いのに対して、ドイツでは当事者自治の傾向が強いことである。「公的」あるいは「公共」という言葉の意味するものは多少ことなる。図1(55ページ)は、2008年度のドイツ医療保険制度の構造である。ドイツは公的医療保険と民間医療保険の混合型である。人口の9割にあたる約7000万人が疾病金庫を中心とする公的保険に加入しているが、高額職者や自営業者に公的保険加入義務はなく、民間保険に加入しているのは人口の1割で約860万人いる。無保険者は約10万人とほとんどいない。また2007年5月に「法定医療保険競争強化法」(GKV-WSG)が制定され、保険者間の競争の促進化が打ち出され疾病金庫の統合がすすみ、国民にとっては民間保険を含めて「選択肢」が広がり、「皆保険」制度となった。1000以上あった疾病金庫は、2008年現在では215に統合されている。2007年に「最高疾病金庫連合会」(GKV連合会)が設立され、保健省の「医療基金」(Gesundheitsfond)により基金コントロールが疾病金庫におこなわれている。疾病金庫の種類は地域、職能、公務員といわゆる3本柱である。日本の社会保険制度一元化議論の参考になるであろう。

### (2) ドイツの病院

2008年度現在でドイツでは、病院数2,083、ベッド数503,000床である。ベッド数の約半分は公的病院である。民間病院のベッド数占有比率はわ

ずかに15.9%である。病院は前年から4つ減少し、ベッド数は、前年から3,600床減少した。運営形態からみた病院の種類は3種類ある。約3割が「公的病院」(Öffentlich Krankenhäuser)、約4割が「独立(自由)公益病院」(Freigemeinnützige Krankenhäuser)、約3割が「民間病院」(Private Krankenhäuser)である。また、「公的病院」はさらに三種類に分かれる。すなわち、「私法形式」(privatrechtlicher form)がそのうち6割、2割が「法的自立的」(rechtlich selbstständig)、残りの2割が「法的非自立的」(rechtlich unselbständig)形式である。

「法的自立的」とは、たとえば大学病院が独立行政法人のようになって資金調達などを自由に行うようになるものである。また「独立公益」とは非営利民間あるいは非営利・協同セクターと同義といえる。形式はアソシエーションや有限会社などである。「民間」とは営利民間と見ることができる。すなわち、公的医療保険制度下で医療供給サイドは3つの種類で対応しているといえることができる。その最大のセクターは独立公益すなわち非営利・協同セクターである。一方、営利民間病院の占有比率は1991年の14.8%から2008年には30.6%に倍増している。また、「公的病院」の80%は非公的運営化している。

### (3) ドイツの医療労働人口

ドイツの医療労働人口は約460万人である。医師は微増傾向、介護看護、社会サービスの分野は堅調に増加している。医師を除いて、医療労働は圧倒的に女性の労働分野となっている。また年齢分布は確実に高齢化にシフトしている。医師の賃金は、他の先進国に比べて、総体的に低い。

表1. ドイツの病院 (2008.12.31)

種 類	数	従事者数	ベッド数
総数	2,083	797,554	503,000
公的病院	665	444,757	246,423
—私法形式	384	205,972	134,610
—公法形式	281	238,785	111,813
——非自立的	137	88,892	47,669
——自立的	144	149,893	64,144
独立公益病院	781	242,824	177,398
民間病院	637	109,973	79,852

出所：Statistisches Bundesamt, 2008に基づき石塚作成

表2. ドイツ医師数 (2008.12.31) (単位： 人)

		2008.12.31	2007.12.31	前年対比
総数		421,700	413,700	101.9%
	就業していない医師	102,000	98,800	103.2%
	就業中の医師	319,700	314,900	101.5%
1. 開業医 (外来)		138,300	137,500	100.6%
	5. 自由診療医	5,200	6,900	75.4%
	6. 保険医	120,500	120,200	100.2%
	(7. 家庭医)	58,100	58,700	99.0%
	(8. 専門医)	62,400	61,500	101.5%
	9. 被用者医師	12,600	10,400	121.2%
2. 病院医師 (入院)		153,800	150,600	102.1%
	10. 指導医	20,000	15,000	133.3%
	11. 非指導医	133,800	135,600	98.7%
(12. 許可医師)	内数	10,600	11,000	96.4%
3. 官庁または団体医師		9,800	9,800	100.0%
4. その他に属する医師		17,800	17,000	104.7%

出所：Statistik der KBVに基づき石塚作成

表3. ドイツ医師数の変遷 (単位/人)

年度	就業医師 総数	医師当たり 住民数	開業医	病院医	その他医師	非就業医師	登録医総数
1990	237,750	335	92,289	118,087	27,374	51,420	289,170
1995	273,880	299	117,578	132,736	23,566	61,468	335,348
2000	294,676	279	128,488	139,477	26,711	74,643	369,319
2005	307,577	268	134,798	146,511	26,268	92,985	400,562
2008	319,697	257	138,330	153,799	27,568	101,989	421,686

出所：Statistik der KBVに基づき石塚作成

表4. ドイツ保険医（人数）

種 類	2000年	2005年	2008年
保険医合計	114,491	118,834	120,472
一般医	30,622	33,361	33,683
開業医（実務医）	12,308	9,132	7,179
麻酔医	2,329	2,719	2,788
眼科医	5,225	5,259	5,172
外科医	3,541	3,810	3,907
婦人科医	9,710	9,847	9,866
耳鼻咽喉科医	3,908	3,957	3,953
皮膚科医	3,333	3,358	3,345
内科医	16,534	18,415	19,403
小児科医	5,853	5,821	5,831
青少年精神科医	411	598	710
労働医	594	641	800
口腔顔面整形医	756	927	1,016
神経精神科医	4,903	5,018	4,897
神経外科医	171	301	491
核治療医	340	470	635
整形外科医	4,945	5,130	5,266
病理医	477	565	659
医療セラピー医	3,300	3,867	4,747
放射線治療医	2,393	2,602	2,859
泌尿器科医	2,549	2,639	2,672
その他医師	289	397	593
(内数)家庭医	59,788	59,076	58,095
(内数)家庭医の内科専門医	5,310	7,491	7,839

出所：Statistik der KBV に基づき石塚作成

表5. 事業所別、医療従事労働人口 単位/1000人

番号	分野 総数/女性	2000		2005		2008	
		総数	女性	総数	女性	総数	女性
1	全体人数	4,115	2,958	4,420	3,228	4,616	3,387
2	公衆衛生	42	28	41	27	40	26
3	開業医(救急)医療機関	1,688	1,298	1,907	1,496	2,016	1,584
4	開業医医療機関	608	496	675	557	681	563
5	歯科医療機関	305	250	340	284	342	287
6	その他医療機関	226	169	292	222	341	257
7	薬局	164	136	169	138	175	139
8	医療関連製品販売	168	64	166	69	161	70
9	在宅介護	187	159	214	188	249	218
10	その他救急介護サービス	32	23	50	37	67	50
11	病院診療所	1,729	1,340	1,772	1,381	1,831	1,433
12	病院	1,109	833	1,071	802	1,086	818
13	予防介護リハビリ施設	152	133	155	115	164	122
14	介護施設・看護施設	468	394	546	464	581	493
15	救急サービス	44	13	47	13	49	15
16	事務管理	214	86	206	82	198	79
17	その他業務	112	64	144	90	162	102
18	医療産業分野	286	130	303	138	320	148
19	医薬品業界	113	53	113	54	116	57
20	医療技術眼科産業	102	45	111	49	121	53
21	医療研究所/流通業	71	31	79	34	84	38
	年齢別区分						
22	35歳以下	1,543	1,196	1,450	1,125	1,460	1,139
23	35-50歳	1,789	1,286	1,980	1,461	1,972	1,454
24	50歳以上	783	476	984	641	1,183	794

出所：Statistisches Bundesamt, Gesundheit, 2000 bis 2008に基づき石塚作成

表6. 職種別、医療従事労働人口 単位/1000人

番号	分 野	2000		2005		2008	
		総数	女性	総数	女性	総数	女性
1	全体人数	4,115	2,958	4,420	3,228	4,616	3,387
2	医療関係	2,233	1,772	2,474	1,976	2,622	2,092
3	医師・歯科医師	413	167	429	181	478	220
4	医師	295	109	308	121	320	133
5	一般医・内科・小児科	84	27	94	33	96	36
6	外科・整形外科	27	3	31	4	33	5
7	産婦人科	15	6	16	8	16	9
8	神経・精神科	17	7	20	8	21	9
9	実践医	99	48	90	47	94	52
10	その他専門医	53	18	57	20	60	22
11	薬剤師	55	35	56	36	59	39
12	心理療法士	-	-	-	-	33	22
13	歯科医師	63	23	65	25	66	27
14	その他医療関係	1,820	1,650	2,045	1,795	2,144	1,872
15	医学歯学分野	552	548	617	613	620	615
16	内、歯学分野	205	204	234	232	238	237
17	食事療法関係	12	11	14	14	15	14
18	救急手当士	13	8	22	16	26	19
19	看護補助士	209	151	232	165	246	174
20	看護師	718	623	763	659	794	683
21	そのうち助産師	16	16	18	18	19	19
22	理学療法士その他	125	90	163	119	187	136
23	そのうち理学療法士	66	56	95	80	115	94
24	医療補助士	90	83	93	86	95	88
25	薬剤技術補助士	47	46	55	54	61	60
26	その他療法職	55	45	84	70	100	85
27	社会サービス職	258	222	332	287	387	333
28	老人介護士	242	210	311	272	363	316
29	救急手当士	7	4	10	7	12	8
30	保育士	10	7	11	8	12	8
31	医療技工職	139	66	140	71	140	71
32	眼科技工士	41	24	42	27	46	29
33	整形技工士	11	3	10	3	13	4
34	歯科技工士	70	36	71	36	65	33
35	その他医療技工職	16	3	17	4	16	5

36	その他医療専門職	92	66	96	66	94	64
37	医療技術職	15	12	14	10	12	9
38	医療安全職	19	4	20	5	23	6
39	医療技術士	7	1	9	1	8	1
40	薬剤販売員	5	3	8	4	8	5
41	薬局その他販売員	47	46	46	45	44	43
42	その他医療関係職	1,393	832	1,378	829	1,372	827
	年齢別区分						
43	35歳以下	1,543	1,196	1,450	1,125	1,460	1,139
44	35-50歳	1,789	1,286	1,985	1,461	1,972	1,454
45	50歳以上	783	476	984	641	1,183	794

出所：Statistisches Bundesamt, Gesundheit, 2000 bis 2008に基づき石塚作成

表7. 保険医の年齢分布（2008.12.31）単位／人

30歳	2人	48歳	5,368人	66歳	1,688人
31	18	49	5,266	67	1,386
32	58	50	5,191	68	599
33	160	51	5,048	69	219
34	333	52	4,850	70	155
35	455	53	4,774	71	92
36	834	54	4,746	72	81
37	1,187	55	4,826	73	46
38	1,586	56	4,741	74	36
39	2,087	57	4,916	75	16
40	2,601	58	4,900	76	19
41	3,020	59	4,506	77	12
42	3,439	60	3,856	78	8
43	3,919	61	3,390	79	5
44	4,457	62	2,654	80	12
45	4,764	63	2,326		
46	5,169	64	2,879		
47	5,421	65	2,441	合計	120,472人

専門医平均年齢51.2歳、60歳以上比率15.8%。

家庭医平均年齢52.3歳、60歳以上比率20.6%。

出所：Statistik der KBV

表 8. 医師の診療報酬（全国平均）単位／1000ユーロ

種 類	2005	2007	(参考)、経費 比率(1999)
放射線医	428.8	402.2	82.4%
内科専門医	390.3	396.5	59.5%
整形外科医	223.0	237.4	61.3%
眼科医	222.0	222.3	59.5%
外科医	199.9	201.9	66.9%
泌尿器科医	195.5	197.5	61.5%
小児科医	201.8	192.8	54.3%
婦人科医	193.3	190.2	57.9%
家庭医	175.9	187.4	55.0%
耳鼻咽喉科医	179.2	174.4	58.0%
皮膚科医	166.9	168.5	62.4%
神経科医	—	134.6	53.3%
精神科医（含む心理療法士）	63.5	64.3	—

出所：Statistik der KBV に基づき、石塚作成

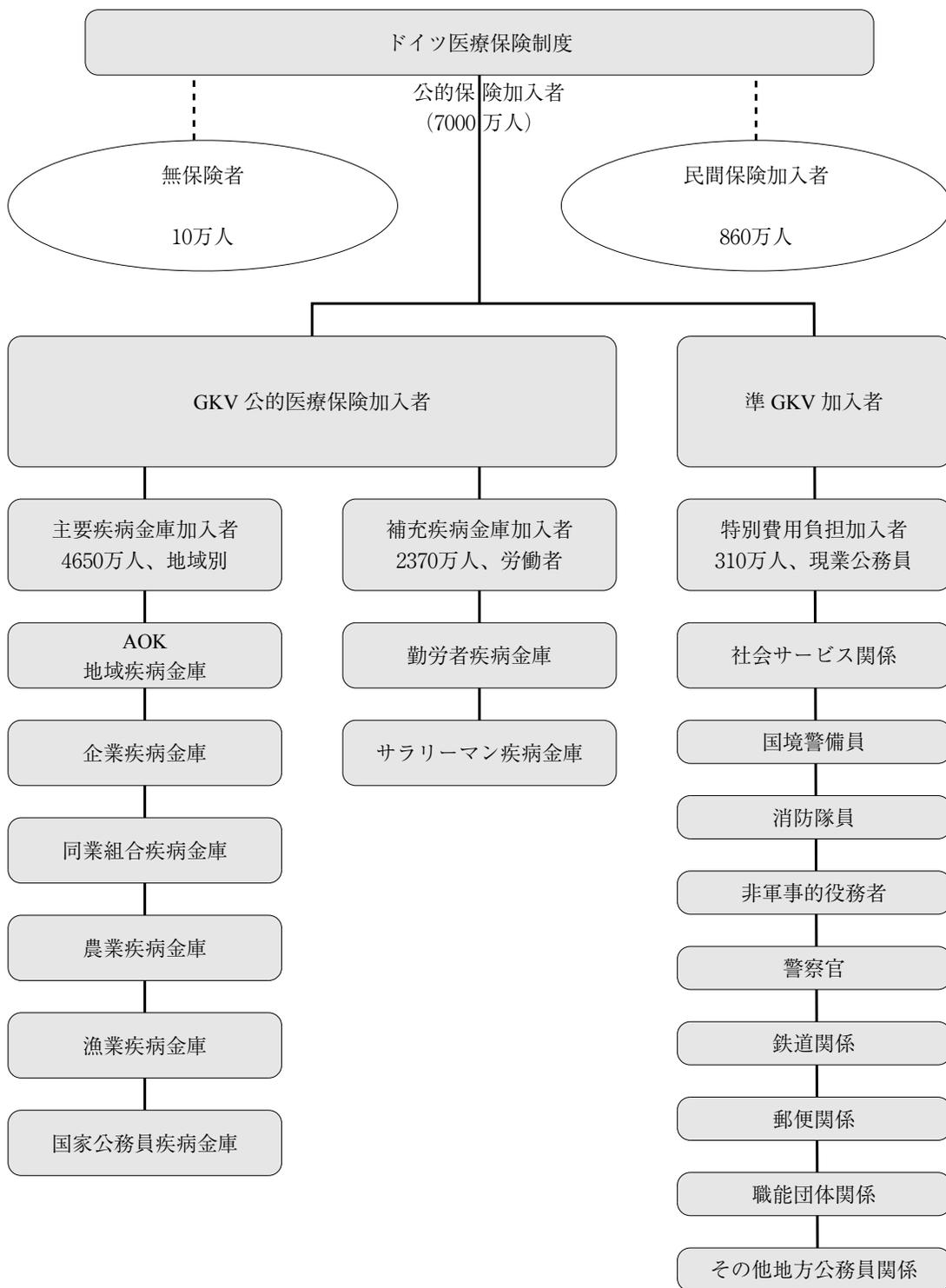
注. 診療報酬額から経費を引いたものが、  
実質収入となる。2005、2007年の経  
費比率数字は見当たらない。

表 9. ドイツの医療従事者（人数）

	2001年	2004年	2006年
全体総数	3,271,000	3,335,000	3,315,000
開業医（救急医療機関）	1,346,000	1,409,000	1,398,000
病院（入院医療機関）	1,334,000	1,335,000	1,333,000
患者輸送救急隊	40,000	39,000	39,000
管理部門	183,000	182,000	172,000
健康予防機関	42,000	33,000	33,000
その他医療機関	80,000	84,000	90,000
研究開発機関	246,000	253,000	250,000

出所：Statistik der KBV に基づき、石塚作成

図1. ドイツ医療保険構造



(いしづか ひでお、研究所主任研究員)

# 『いのちとくらし研究所報』バックナンバー

## ●第30号 (2010年3月)

- 巻頭エッセイ「いない人間は誰一人いない」長瀬文雄
- 『療養の給付』の外堀—介護保険・障害者自立支援法・保育改革—後藤道夫
- 「医療事故被害者救済制度のメカニズム—過失責任主義と無過失補償制度—」我妻学
- 投稿「事務労働概念の考察—先行研究を遡って」川口啓子
- 「オバマ政権の医療改革動向」高山一夫
- 第12回自主共済組織学習会報告「米国の生命保険と生命共済」松岡博司
- 投稿「ベトナムの医療・看護・介護は今—私たちの学ぶことは—」藤本文朗、渋谷光美、関山美子
- 海外情報：翻訳「フランスの『人体の不思議展』に中止判決」石塚秀雄
- 社会福祉と医療政策・100話（41—45話）「9 市場型医療とファシズム」野村拓
- 「都立病院再編の現段階」石塚秀雄
- 書評「いのちの平等をかかげて—山梨勤医協50年のあゆみ」角瀬保雄
- 「民医連総会、活発な議論」事務局
- 「医療産業における労働力①イギリス、イングランド」石塚秀雄

## ●第29号 (2009年12月) —特集：公立病院のゆくえ／オランダ視察報告

- 巻頭エッセイ「社会的企業と雇用創造」宮本太郎
- 座談会「日野市立病院の現状と今後のあり方」窪田之喜、中谷幸子、高柳新、根本守、司会：石塚秀雄
- 「公立・自治体病院『改革』の現状」事務局
- 「総研オランダ視察 概要報告」廣田憲威
- 資料翻訳「オランダ病院薬剤師協会」廣田憲威
- 「MOVISIE とナレッジ・インスティテュート」竹野ユキコ
- 「オランダの医療（保険）制度の特徴」石塚秀雄
- 「日本の共済組織の危機的現状」石塚秀雄
- 「『協同労働の協同組合法』」制定の特徴と社会的意義 田嶋康利
- 「オバマ 医療保険改革のゆくえ」石塚秀雄
- 「中国はどこへ行くのか」岩間一雄
- 「ポルトガル社会連帯協同組合法—知的障害児童の社会復帰を目指す—」石塚秀雄
- 社会福祉と医療政策（36—40話）「8 社会主義・社会福祉・優生思想」野村拓
- 本紹介・「野村拓『講座医療政策史 新版』」山田智
- 本紹介・「横山壽一『社会保障の再構築 市場化から共同化へ』の紹介」齋藤裕幸

## ●第28号 (2009年9月) —特集：「現代社会の転換と福祉・労働・経済」

- 巻頭エッセイ「診察室から見える日本人のルーツ」原弘明
- 2009年度定期総会記念講演「シチズンシップと非営利・協同」中川雄一郎
- 「現在の経済危機と社会的経済 持続可能な社会を目指す『ネオ・ニューディール』2題—『就労・福祉ニューディール』と『グリーン・ニューディール』—」粕谷信次
- 「企業福祉と労働福祉の諸問題」橘木俊詔
- 第7回公開研究会報告「現代フランス社会における若者と雇用」エミリア・ギヨネ（石塚秀雄訳）
- 「転換する中国の医療保険制度—国費から社会保険へ」石塚秀雄
- 【投稿】「京都東山の洛東病院の歴史を探る—語られなかった歴史的事実にせまる—」永利満雄、藤本文朗、渋谷光美
- 社会福祉と医療政策・100話（31—35話）「7 『戦間期』の問題」野村拓
- 書評「川口啓子、黒川章子編『従軍看護婦と日本赤十字社—その歴史と従軍証言』 歴史の事実から『看護とは』を考え

●第27号（2009年6月）—特集：経済と社会の危機への対応

- 巻頭エッセイ「ためきそばを食べて」高柳新
  - 座談会「経済危機問題と非営利・協同事業組織のあり方」角瀬保雄、富沢賢治、坂根利幸、司会：石塚秀雄  
シリーズ「民医連の医療・介護制度再生プラン（案）によせて」（3）
  - 「国民生活の危機と再生プラン」相野谷安孝
  - 「自治体病院の危機を探る—『第12回全国小さくても輝く自治体フォーラム』参加記—」村口至
  - 「民主的な組織運営へのアプローチ—当事者のための5つの視点」川口啓子
  - 「ヨーロッパの共済を訪ねて」長谷川栄
  - 「スペインの医療過誤補償制度」石塚秀雄
  - 社会福祉と医療政策・100話（26—30話）「6 保健・医療政策の時代」野村拓
  - 書評リプライ「拙著『新年金宣言』への石塚書評によせて—改めて社会保険幻想の克服を—」里見賢治
- 

●第26号（2009年2月）—地域シンポジウム「日本の医療はどこへいく—地域のいのちとくらしをだれがどのように守り発展させるか—」

- 巻頭エッセイ「スペインの保護雇用制度—カレス障害者特別雇用センターを訪問して」鈴木勉
  - 「京都における医療機関の現状と地域医療の問題」吉中文志
  - 「開業医から見た地域の現状」津田光夫
  - 「アメリカの医療制度と非営利・協同セクター」高山一夫
  - 「千葉における公的病院の再編縮小問題と地域の課題」八田英之
  - 質疑応答、意見交換、まとめ
  - シリーズ「民医連の医療・介護制度再生プラン（案）によせて」（2）「医療介護再生の思想的前提」岩間一雄
  - 「改正介護福祉士養成制度の方向性と課題」坂本毅啓
  - 「日本の看護師・介護福祉士への外国人労働者の受け入れについて」竹野ユキコ
  - 社会福祉と医療政策・100話（21—25話）「5 第1次大戦・前後」野村拓
  - 第11回自主共済組織学習会報告「〈貧困〉と〈労働基準法以下の労働条件の拡大〉とどうたたかうか—首都圏青年ユニオンと反貧困たすけあいネットワークの実践」河添誠
  - 書評 湯浅誠・河添誠編 本田由紀・仲西新太郎・後藤道夫との鼎談集『「生きづらさ」の臨界—溜め、のある社会へ』相野谷安孝
  - 書評 里見賢治著『新年金宣言』石塚秀雄
- 

●第25号（2008年11月）—2006年医療制度改革の影響／医療・介護再生プラン（1）—

- 巻頭エッセイ「地方再生の条件」今田隆一
  - 「『医療・介護制度再生プラン』に思う」角瀬保雄
  - 「『医療崩壊』問題の—側面—医師・患者関係—民医連医療再生プランに寄せて」八田英之
  - 「協同・連帯・共存・共生に基づく新しい社会経済システム」津田直則
  - 「オランダ社会と非営利組織の役割」久保隆光
  - 「韓国の社会的企業によせて—福祉と雇用の狭間で—」北島健一
  - 「2006年度医療制度改革の障害のある人の暮らしへの影響」風間康子
  - 「医療費抑制政策と地域の医療者の役割—医療の公共性・社会性と地域医療を守る協同—」向川征秀
  - 「住民のいのちを守る小さな村の取り組み—長野県米村—」前沢淑子
  - 海外情報「キューバの医療制度におけるポリクリニック（地域診療所）の役割」石塚秀雄
  - 社会福祉と医療政策・100話（16—20話）「4 植民地支配へ」野村拓
  - 書評 岩間一雄著『毛沢東 その光と影』石塚秀雄
- 

●第24号（2008年8月）—シリーズ非営利・協同と医療 差額室料問題（2）—

- 巻頭エッセイ「資本主義の制度疲労」岩間一雄

○2008年度定期総会記念講演

- 「労働運動とアソシエーション—現代の連帯のあり方」 富沢賢治（コメンテーター：角瀬保雄、坂根利幸、大高研道、石塚秀雄）
- 「格差社会における『非営利・協同』—室料差額問題に寄せて」 杉本貴志
  - 「室料差額と医療倫理（後）—格差処遇の正当性について—」 尾崎恭一
  - 「『室料差額』に関する考察」 肥田泰
  - 2007年度研究助成報告「立位、歩行装具のロボット利用の可能性について」 細田悟、沢浦美奈子、平松まき
  - 第10回自主共済組織学習会報告「ヨーロッパ共済組合法再検討の動向と共済組織の法的位置づけ」 石塚秀雄
  - 北秋田市・鷹巣福祉のまちづくり研究交流のつどいに参加して」 廣田憲威
  - 社会福祉と医療政策・100話（11—15話）「3 国民国家へ」 野村拓
  - 海外情報「ヨーロッパ主要国の病院ベッド数」 石塚秀雄
- 

●第23号（2008年6月）—農村地域と医療／室料差額問題—

- 巻頭エッセイ「市民社会の「普遍性」の崩壊のなか、輝く非営利・協同組織」 大野茂廣
  - 座談会「農村地域の変化といのちとくらし」 田代洋一、村口至、高柳新、色平哲郎、石塚秀雄
  - 論文「香川の地域医療の現状と打開の道」 篠崎文雄
  - 「室料差額問題シリーズの開始にあたって」 石塚秀雄
  - 「室料差額と医療倫理（前）—格差処遇の正当性について—」 尾崎恭一
  - 「公的保険で安心して療養できる病室を—臨床医の立場から個室を考える—」 池田信明
  - 「室料差額問題—看護師の立場から」 玉井三枝子
  - 翻訳「日本の民主化する医療—日本の事例—」 ビクトル・ペストフ、石塚秀雄訳
  - 第9回自主共済組織学習会報告「芸能人年金はなぜ必要か」 小林俊範
  - ・「芸能花伝舎訪問—芸能文化を通じて地域・社会に貢献するモデルケース」 事務局
  - 書評「『ビッグイシュー』を知っていますか？」 柳沢敏勝
  - 社会福祉と医療政策・100話（6—10話）「2 産業革命へ」 野村拓
- 

●第22号（2008年2月）—非営利・協同セクターの直面する課題—法人制度・金融・保険共済—

- 巻頭エッセイ「退院支援システムの構築を」 児島美都子
  - 座談会「非営利・協同組織と法人制度の改正」 …角瀬保雄、坂根利幸、石塚秀雄
  - 論文「非営利・協同セクターの金融ネットワークの可能性～市民金融の視点から」 多賀俊二
  - 第8回自主共済組織学習会報告「弁護士から見た保険業法と自主共済組織の対応と問題点」 渡部照子、小木和男
  - 2006年度研究所助成報告「介護労働者における職業性ストレスに関する研究」 富岡公子、他
  - 論文「民医連による『孤独死実態調査』と『高齢者医療・介護・生活実態調査』」 山田智
  - 地域医療を考えるシンポジウム基調講演「医療に情けあり—“人より金”の世界でいいのか」 高柳新
  - 社会福祉と医療政策・100話（1—5話）「1 市民の登場」 野村拓
  - 書評 多田富雄著『わたしのリハビリ闘争最弱者の生存権は守られたか』 高田桂子
- 

●第21号（2007年11月）—資金調達問題—

- 巻頭エッセイ 樋口一葉と憲法25条 村口至
- 座談会「非営利・協同組織医療機関の資金調達と非営利・協同金融の展開」 八田英之、坂根利幸、根本守、岩本鉄矢、石塚秀雄
- 論文「近時の医療紛争の諸問題—裁判による解決と裁判外の紛争処理—」 我妻学
- 論文「ドイツの医療事故補償制度」 石塚秀雄
- 参加報告「ヨーロッパ福祉用具事情—REHA CARE 2004と2006視察を通じて」 小川一八
- 第7回自主共済学習会報告「共済と社会的企業」 中川雄一郎
- 書評 角瀬保雄監修、非営利・協同総合研究所いのちとくらし編『日本の医療はどこへいく—「医療構造改革」と非営利・協同』 青木郁夫
- シリーズ・文献プロムナード⑩（最終回）「医療・福祉の世界史」 野村拓

●20号（2007年8月）—特集：各国の医療事故補償制度—

- 巻頭エッセイ「いのちとくらし」の意味 富沢賢治
  - 定期総会記念講演「フランスにおける医療事故補償制度とONIAMの活動について」D. マルタン
  - 定期総会記念講演「日本における医療事故・被害者救済の現状と問題点」鈴木篤
  - 論文「英国の医療事故補償制度と医療機関の共済基金」石塚秀雄
  - 論文「医療倫理と医療事故補償問題」尾崎恭一
  - 論文「E U圏における歯科医療制度の動向と問題点一次は日本の歯科医療が危ない—」藤野健正
  - 論文「千葉県に見る地域医療の危機」八田英之
  - 第6回自主共済学習会報告「制度共済の今後と自主共済への影響—農協共済を中心に—」高橋巖
  - 書評 押尾直志監修、共済研究会編「共済事業と日本社会」杉本貴志
  - シリーズ・文献プロムナード⑩「出版トレンド」野村拓
- 

●19号（2007年5月）—特集：外国に見る検視(死)制度と医療事故補償制度—

- 巻頭エッセイ「安全文化について」肥田泰
  - 視察報告「英国における死因究明制度の視察」小西恭司
  - 視察報告「オーストラリア・ビクトリア州の検視制度の視察」大山美宏
  - 論文「デンマークの医療事故補償制度」石塚秀雄
  - 資料「デンマーク患者保証法（医療事故補償法）」、「デンマーク医療制度における患者安全法（医療事故報告法）」
  - 座談会「自主共済の存続のために」斉藤義孝、室井正、渡邊文夫、西村富佐多、司会：石塚秀雄
  - 第5回自主共済組織学習会「保険業法及び保険契約法における共済の位置づけ」松崎良
  - 文献プロムナード⑩「視点いろいろ」野村拓
  - 海外医療体験エッセイ②「厄得、？骨折治療で垣間見たデンマークの医療」山田駒平
  - 書評 野村拓『時代を織る—医療・福祉のストーリーメイク』高柳新
- 

●18号（2007年2月）—特集：問われる共済の意味—

- 巻頭エッセイ「『主権者』が問われる時」窪田之喜
  - 座談会「非営利・協同入門」角瀬保雄、富沢賢治、中川雄一郎、坂根利幸、司会：石塚秀雄
  - 第3回自主共済組織学集會「保険業法改正の論理と共済問題」押尾直志
  - 第4回自主共済組織学習会「米国の自主共済組織について」石塚秀雄
  - 論文「今、なぜ介護予防事業に『実践運動指導員』が必要か」森川貞夫
  - 「キューバにおける医療の現状—地域医療と国際医療支援活動を推進」岩垂弘
  - ルポルタージュ「いのちとくらし」今崎暁巳
  - 「フランスの医療事故保障制度」石塚秀雄
  - 書評 千葉智子、堀切和雅著『小児科を救え！』鈴木隆
  - 文献プロムナード⑩「タテ糸とヨコ糸」野村拓
  - 研究所ニュース
- 

●17号（2006年11月）—特集：医療の市場化と公益性—

- 巻頭エッセイ「人体の不思議展」筋昭三
  - 座談会「医療法人制度改革問題」寺尾正之、鈴木篤、坂根利幸、角瀬保雄、根本守、司会：石塚秀雄
  - 協働ウェブサイト転載「医療法人制度改革（社会医療法人新設）」根本守
  - 論文「医療法人制度改革と医療の非営利性」横山壽一
  - 第2回自主共済組織学習会報告：「保険業法改正の動向と共済問題」森崎公夫
  - 研究助成報告「往診専門診療所の満足度調査」小川一八
  - 論文「ロッヂデール公正先駆者組合とその“分裂”—『非営利・協同』の源流についての一考察」杉本貴志
  - 文献プロムナード⑩「嫌米スペクトル」野村拓
-

●16号（2006年8月）—特集：格差社会と非営利・協同セクター

- 巻頭エッセイ「61年目の8月15日、ソウルで」平山基生
- 座談会「格差社会の代案とは」後藤道夫、中嶋陽子、前澤淑子、司会：石塚秀雄
- 資料「統計に見る格差社会」後藤道夫
- 論文「EUにおけるワーキングプア対策と社会的経済」石塚秀雄
- 事業所訪問「できることはみんなで分担—『すこやかの家みたて』訪問」事務局
- 総会記念講演「CSR、コーポレートガバナンスと経営参加—中小経営における新しい労使関係の形成へ向けて」角瀬保雄
- 研究助成報告「非営利・協同に関する意識調査」岩間一雄
- 書評 今崎暁巳著「いのちの証言—私は毒ガス弾を埋めました」村口至
- 文献プロムナード<sup>®</sup>「日本への目線」野村拓

## 「研究所ニュース」バックナンバー

### ○No.30（2010.4.30発行）

理事長のページ「医療の産業化」（角瀬保雄）、副理事長のページ「しあわせの黄色い旗—大田病院創設60周年、本館竣工記念式典」（高柳新）、「行き先の遠い韓国の医療現実」（カン・ボンシム）、「オバマ医療改革の教訓」（石塚秀雄）、本の紹介「中小路純著『「無産者診療所運動」と豊住村』（成田史学会研究叢書）」、ほか

### ○No.29（2010.2.20発行）

理事長のページ「空襲から生き延びて—学童集団疎開と東京大空襲」（角瀬保雄）、副理事長のページ「『レイドロ—報告』30周年」（中川雄一郎）、「民主党政府は非営利・協同セクターを理解するか」（石塚秀雄）、など

### ○No.28（2009.11.30発行）

理事長のページ「老化と難問」（角瀬保雄）、副理事長のページ「食事、散歩と人づきあい」（高柳新）、「広がる連帯経済の輪 — 『アジア連帯経済フォーラム2009』」（石塚秀雄）、「スウェーデン視察報告」（竹野ユキコ）、「アカウント3 理事長講演会参加報告」（竹野ユキコ）、新刊紹介

### ○No.27（2009.8.31発行）

理事長のページ「写真と医療」（角瀬保雄）、副理事長のページ「ソーシャル・インクルージョン Social Inclusion」（中川雄一郎）、「フランスの非営利・協同セクター議論あれこれ」（石塚秀雄）、「2009年夏季医療・福祉政策学校参加報告」（竹野ユキコ）

### ○No.26（2009.5.15発行）

理事長のページ「企業の内部留保をめぐる」（角瀬保雄）、「金色」（坂根利幸）、「韓国農村事情」（朴珍道）、本の紹介「宮本太郎著『福祉政治 日本の生活保障とデモクラシー』（鈴木岳）、「コロニアの医療協同組合サルコープ」（石塚秀雄）

### ○No.25（2009.2.28発行）

理事長のページ「格差・貧困に思う」（角瀬保雄）、「オバマの医療保険政策」（石塚秀雄）、キューバ・メキシコ視察日程概要

機関誌およびニュースのバックナンバーは、当研究所ウェブサイトからも御覧になれます。

## 単行本案内

◎「崩壊」の構造を変える 『日本の医療はどこへいく』第2弾！

### 『地域医療再生の力』

中川雄一郎監修・非営利・協同総合研究所いのちとくらし編

2010年1月25日発行、新日本出版社、〈四六判・上製〉237ページ、定価2100円（税込）

ISBN 978-4406053334



#### 目次

はじめに

第1章 自治体病院はどこへ行く

第2章 京都における医療機関の動向から地域医療の再生を考える

第3章 東京における開業医と住民運動の連携

第4章 佐久総合病院と地域医療

第5章 明日の見えない医療経営—経営論点と処方箋

結びにかえて

中川雄一郎

村口 至

吉中丈志

前沢淑子

石塚秀雄

坂根利幸

杉本貴志

### 【事務局ニュース】3・バックナンバーを進呈します

『いのちとくらし研究所報』2号～22号を着払いにて無料進呈しています。また、「研究所ニュース」はPDFでダウンロードできますが、こちらも現物があります。

希望者は事務局までFAXあるいは郵送にてご連絡下さい（コピーしてお使い下さい）。

FAX送付先 03-5840-6568 総研いのちとくらし事務局行

・希望号数（2—22号で号数をお書き下さい）（ ）号～（ ）号／ニュース（No.30まで）  
No.（ ）～（ ）

・希望送付部数 各（ ）部

・送付先 郵便番号 〒

住所

氏名

電話番号 （ ）

# 報告書

## ◎全日本民医連・総研いのちとくらし共催 『フランス 非営利・協同の医療機関・制度視察報告書』

(ISBN 978-4-903543-05-5、2008年3月31日発行、A4判72ページ、頒価500円)

2007年11月に全日本民医連との共催で実施したフランスの非営利・協同の医療・社会保障機関視察の報告書。

### 【目次】

はじめに  
フランス非営利・協同医療機関視察概要報告  
フランスの医療・社会福祉の非営利・協同セクター  
    コラム-1「都市の記憶の重なり」  
フランス歯科制度の問題点  
フェアップ（FEHAP、非営利保健医療機関介護施設連合会）  
ユニオプス（UNIOPPSS、民間保健社会サービス団体全国連絡会）  
老人介護施設「ラ・ピランデール」  
フランスの医療事故補償制度、オニウム  
フランスにおける民事責任論の展開  
    コラム-2「ルモンド記者に会う」  
サンテ・セルヴィス、在宅入院（治療）サービスのアソシエーション  
マラコフ市訪問  
フランスの保健センター  
マラコフの「アソシアシオンの家」とアソシアシオンの意味  
パリの薬局事情  
    コラム-3「メトロとスト」  
フランス視察時系列報告



## ◎キューバとメキシコの医療、ベネズエラ事情をさぐる 憲法の全文和訳は本邦初！

### 全日本民医連・総研いのちとくらし共催 『キューバ・メキシコ視察報告書—キューバ憲法・ポリクリニコ一般規則全訳付—』

ISBN 978-4-903543-06-2

2010年2月20日発行、A4判80ページ、頒価500円

### 目次

はじめに	高柳 新
視察概要	廣田憲威
キューバの医療制度とポリクリニコ（地域診療所）の役割	石塚秀雄
【翻訳】ポリクリニコ一般規則	石塚秀雄・訳
キューバ憲法入門—法律家のみたキューバ共和国憲法—	二上 護
【翻訳】キューバ憲法 1976年制定、2002年改正	石塚秀雄・訳
ベネズエラ視察Ⅰ「低コストにして高品質を」	前沢明夫
ベネズエラ視察Ⅱ「キューバからベネズエラ」	前沢淑子
メキシコの医療制度と社会的貢献病院メディカスール	石塚秀雄
キューバ・メキシコ日程概要	竹野ユキコ



# 報告書

## ◎公私病院経営の分析—「小泉医療制度構造改革」に抗し、医療の公共性をまもるために—

(ワーキンググループ報告書 No. 1、A 4判73ページ、頒価1,000円)

日本の病院医療をめぐる問題について経営主体別に経営構造を比較分析し、医療の公共性を高める運動論、政策作りに寄与しようとするもの。

- 序 論 問題意識とワーキンググループの目的 (村口至)
- 第1章 設立形態ごとの病院間経営分析 (根本守)
- 第2章 独立行政法人国立病院機構の分析 (小林順一)
- 第3章 地方自治体病院の分析 (根本守)
- 第4章 済生会 (石塚秀雄)
- 第5章 その他の非営組織病院経営と、経営論点 (坂根利幸)
- 第6章 民医連病院の分析 (角瀬保雄)
- 第7章 医療の公共性をめぐって—民間医療機関の立場から (村口至)



## ◎全日本民医連・総研いのちとくらし共催 「スウェーデン・福祉の国づくりを探るツアー」報告書

(A 4判72ページ、頒価500円)

2005年11月に行われた視察の報告書。医科、歯科それぞれの現状、医療介護セクターと労働組合の役割、医療供給者区分についての論文と翻訳、参加者感想。

- 序文 (宮本太郎)
- スウェーデン・福祉の国づくりを探るツアーを実施して (長瀬文雄)
- 日程概要と報告 (林泰則)
- 論文：スウェーデンの医療についての視察報告と考案 (吉中丈志)
- 歯科医療政策の転換の意味するところは？ (藤野健正)
- スウェーデンの医療介護セクターと労働組合 (石塚秀雄)
- 感想：升田和比古、長崎修二、大高研道、石原廣二郎、上條泉、山本淑子ほか
- 翻訳：スウェーデンの福祉セクターの供給者の区分化と  
制度設計—1991—1994年。新しい道筋と古い依存性(Y. ストルイヤン)



## ◎ 「スペイン・ポルトガルの非営利・協同取材」 報告書 (別冊いのちとくらし No.2、B5判96ページ、頒価500円)

2005年10月に行われた視察報告書。モンドラゴン協同組合の成功の鍵、最新データや幹部聞き取りの内容など。非営利セクター運営の病院、高齢者施設の訪問報告、参加者感想。

序文 (角瀬保雄)

### I. スペイン・MCC視察

モンドラゴン協同組合企業MCC (石塚秀雄)

MCCの協同労働と連帯、その組織と会計 (坂根利幸)

エロスキ (坂根利幸)

労働金庫 (CL) (根本守)

MCCの事業の維持と拡大の財政面の支え労働人民金庫 (大野茂廣)

イケルラン (坂根利幸)

まとめにかえて—MCCと非営利・協同 (角瀬保雄)

### II. ポルトガルの非営利・協同セクター

ポルトガルの非営利・協同セクターと医療制度の特徴 (石塚秀雄)

高齢者施設ミゼルコルデア (村口至)

### III. 感想 (野村智夫、村上浩之、山内正人ほか)

日程概要

あとがき (坂根利幸)



## 別冊いのちとくらし

No.1

### 『スペイン社会的経済概括報告書 (2000年)』

J. バレア、J. L. モンソン著、佐藤誠、石塚秀雄訳

2005年4月発行、44ページ、頒価500円

スペインCIRIEC (国際公共経済・社会的経済・協同組合研究情報センター) から2002年に出された報告書の翻訳 (序文等は省略) です。地域における雇用創出、事業の民主的運営、働く者の働きがい、医療・福祉・社会サービスの営利民営化への代案としての社会的企業の役割など、社会的経済セクターが認知されているスペインの事例が日本の課題にも大いに参考になるのではないのでしょうか。

お申し込みは研究所事務局まで。



# 研究助成報告

## ●青木郁夫、上田健作、高山一夫、時井聰『米国の医療制度改革と非営利・協同組織の役割』

ISBN 4-903543-00-5      2006年6月発行（在庫なし）  
(978-4-903543-00-0)

### 目次

- I. 医療における非営利・協同組織の役割
    - 1章 NPO論の到達点と課題
    - 2章 アメリカ医療事情断章—医療保険市場における選択と規制—
    - 3章 米国の保健医療セクターと非営利病院
  - II. ワシントンD. C. 現地調査報告書
    - 1. アメリカ看護管理者団体
    - 2. アメリカ病院協会
    - 3. ジョージ・ワシントン大学病院
    - 4. サバーバン病院ヘルスケア・システム
    - 5. アメリカ糖尿病協会
    - 6. バージニア病院センター
    - 7. シブレイ記念病院
    - 8. ブレッド・フォー・ザ・シティ
    - 9. プロビデンス病院
    - 10. ユニティ・ヘルスケア
  - III. 結語
- 参考資料（現地視察企画書）



## ●Hugosson, Alvar Olof、神田健策、大高研道『地域社会の持続的発展と非営利・協同（社会的経済）の実践—スウェーデン・イエムトランド地域の事例研究—』

2007年9月発行  
ISBN 978-4-903543-03-1

### 目次

#### 第I部

- 第1章スウェーデンにおける社会的経済の現段階
- 第2章イエムトランドの地域特性と課題
- 第3章イエムトランドの社会的経済と支援体制

#### 第II部

- 第1章医師不足に直面する地域における医療協同組合実践の展開
- 第2章新しい障害者生活支援協同組合の実践

#### 参考資料



---

●東京勤労者医療会歯科診療部メンテナンスプロジェクト（代表 藤野 健正）『Supportive Periodontal Therapy の臨床的効果について—長期管理における有効性とトラブルの種類と発生率分析—』

2007年12月発行

ISBN 978-4-903543-02-4

目次

I. 目的

II. 対象

III. 研究方法

IV. 結果

1) CPITN（歯周治療必要度指数）の推移調査結果

2) う蝕・歯周病リスクの8クラス分類とその分析結果

3) A-Bグループ間の分析結果

V. 結果

VI. 考察

参考文献



---

●「非営利・協同に関する意識調査」（岩間一雄）『いのちとくらし研究所報』16号

---

●「往診専門診療所の満足度調査」（小川一八）『いのちとくらし研究所報』17号

---

●2006年度研究助成報告「介護労働者における職業性ストレスに関する研究」（富岡 公子、他）『いのちとくらし研究所報』22号

---

●2007年度研究助成報告「立位、歩行装具のロボット利用の可能性について」（細田悟、沢浦美奈子、平松まき）『いのちとくらし研究所報』24号

# 総研いのちとくらしブックレット

(詳しくは、事務局までお問い合わせください)

総研いのちとくらしブックレットNo.1

## 『医療・介護の報酬制度のあり方』

2004年2月発行、56p

研究所発行による最初のブックレットは、第1章・日本の医療制度や診療報酬問題をめぐる歴史的概括、第2章・日本の医療・介護制度の直面している問題と二つの道、第3章・診療報酬、介護報酬についての提言という構成となっており、全日本民医連からの委託研究報告書を基に、診療報酬制度をめぐる動きや用語解説などが加筆されて作成された。



総研いのちとくらしブックレットNo.2

## 『デンマークの社会政策』

デンマーク社会事業省編、山田駒平訳

2004年5月発行、54p

デンマーク社会事業省が発行した「Social Policy in Denmark」の翻訳。2002年、デンマークへ高齢者福祉視察に行った訳者が、デンマークの社会政策全般の枠組みをはじめに、子ども・家族政策、労働援助、障害者、社会的困窮者への対策など、アクティベーションの福祉政策が一望できる内容となっている。序文・宮本太郎（北海道大学）。



総研いのちとくらしブックレットNo.3

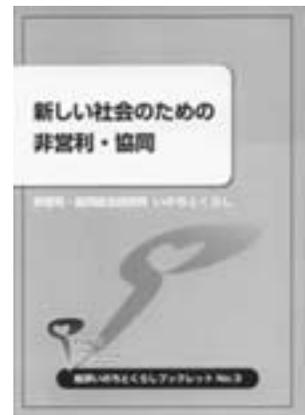
## 『新しい社会のための非営利・協同』

(ISBN 978-4-903543-04-8、2008年3月5日発行、A5判75ページ、頒価200円)

これまで『いのちとくらし研究所報』で発表してきた論文や座談会をまとめたものです。新しく用語解説を巻末に入れてあります。

### 【目次】

- はじめに 鈴木 篤  
非営利・協同とは 角瀬保雄  
(1) はじめに  
(2) 理念としての非営利・協同  
(3) 経済主体としての非営利・協同  
(4) 経済セクターとしての非営利・協同  
(5) 非営利・協同の課題  
(6) 非営利・協同と労働  
非営利・協同と社会変革 富沢賢治  
(1) 社会変革の歴史  
(2) 非営利・協同組織とはなにか  
(3) 非営利・協同セクターとはなにか  
(4) 社会経済システムにおける非営利・協同セクターの位置と役割  
(5) 結論  
非営利・協同の事業組織 坂根利幸  
(1) 非営利・協同の意義  
(2) 非営利・協同の出資と所有  
(3) 協同の民主主義  
座談会「非営利・協同入門」  
角瀬保雄、富沢賢治、中川雄一郎、坂根利幸  
用語解説  
あとがき 石塚秀雄



# 【入会申込 FAX 送付書】

切り取ってお使いください  
 研究所のFAX番号：  
 03 (5840) 6568

特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所のちとくらし 入会申込書

- ・会員の別            正会員（ 個人 ・ 団体 ）      賛助会員（ 個人 ・ 団体 ）
- ・入会口数            （            ）口

ふりがな	
団体名称または氏名	

※団体正会員の場合は法人・団体を代表して入会する個人名を、個人正会員の場合は所属・勤務先等を記入して下さい。(団体正会員は、入会時に登録された個人が定款上の社員となります。)

※団体会員で、登録する人物と実務担当が異なる場合は、担当者の氏名も記入して下さい。

(団体会員のみ)	ふりがな 代表して入会する個人名	
	ふりがな 実務担当者名	
(個人会員のみ)	ふりがな 所属・勤務先等	

※機関誌等の郵送先、連絡先を記入して下さい

〒番号	—		
住所			
電話番号	(            )	FAX番号	(            )
電子メール	@		

※専門・主たる研究テーマまたは研究して欲しいテーマ・要望等を記入して下さい

- ・入会金と会費 (1) 入会金
  - 団体正会員…………… 10,000円
  - 個人正会員……………1,000円
  - 賛助会員 (個人・団体) ……………0円
- (2) 年会費 (1口)
  - 団体正会員……………100,000円 (1口以上)
  - 個人正会員……………5,000円 (1口以上)
  - 団体賛助会員…………… 50,000円 (1口以上)
  - 個人賛助会員……………3,000円 (1口以上)

へきりとり

**【次号32号の予定】** (2010年8月発行)

- ・新しい公共論と新福祉国家論
- ・韓国の介護保険制度と市民社会（下）、ほか

**【編集後記】**

現在、定期総会の準備中です。事業計画や事業報告を確認するなかで、大きな課題として医療労働のとらえ方や財源の議論が挙がりました。できるだけ早急に社会保障と財源問題について取り組んでいきたいと思います。

**【投稿規定】**

原稿の投稿を歓迎します。原稿は編集部で考査の上、掲載させていただきます。必要に応じて機関誌委員会で検討させていただきます。内容については編集部より問い合わせ、相談をさせていただく場合があります。

**1. 投稿者**

投稿者は、原則として当研究所の会員（正・賛助）とする。ただし、非会員も可（入会を条件とする）。

**2. 投稿内容**

未発表のもの。研究所の掲げる研究テーマや課題に関連するもの。①非営利・協同セクターに関わる経済的、社会的、政治的問題および組織・経営問題など。②医療・社会福祉などの制度・組織・経営問題など。③社会保障政策、労働政策・社会政策に関わる問題など。④上記のテーマに関わる外国事例の比較研究など。⑤その他、必要と認めるテーマ。

**3. 原稿字数**

- ① 機関誌掲載論文 12,000字程度まで。
- ② 研究所ニュース 3,000字程度まで。
- ③ 「研究所（レポート）ワーキングペーパー」 30,000字程度まで。

（これは、機関誌掲載には長すぎる論文やディスカッション・ペーパーなどを募集するものです）。

**4. 採否**

編集部で決定。そうでない場合は機関誌委員会で決定。編集部から採否の理由を口頭または文書でご連絡します。できるだけ採用するという立場で判断させていただきますが、当機関誌の掲げるテーマに添わない場合は、内容のできふでに関係なく残念ながらお断りする場合があります。

**5. 締め切り**

随時（掲載可能な直近の機関誌に掲載の予定）

**6. 執筆注意事項**

- ① 電子文書で送付のこと（手書きは原則として受け付けできません。有料となってしまいます）
- ② 投稿原稿は返却いたしません。
- ③ 執筆要領は、一般的な論文執筆要項に準ずる（「ですます調」または「である調」のいずれかにすること）。注記も一般的要項に準ずる。詳しくは編集部にお問い合わせください。
- ④ 図表は基本的に即印刷可能なものにすること（そうでない場合、版下代が生ずる場合があります）。

**7. 原稿料**

申し訳ありませんが、ありません。

**「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし」  
事務局**

〒113-0034 東京都文京区湯島2-7-8 東京労音お茶の水センター2階

TEL：03-5840-6567/FAX：03-5840-6568

ホームページ URL:<http://www.inhcc.org/> e-mail:[inoci@inhcc.org](mailto:inoci@inhcc.org)